

令和 3 年度 認証評価

福岡医療短期大学 自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	17
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	17
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	20
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	24
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	31
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	31
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	42
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	59
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	59
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	66
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	71
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	74
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	87
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	87
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	90
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	93
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、福岡医療短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 6 月 22 日

理事長

水 田 祥 代

学長

田 口 智 章

ALO

松 尾 忠 行

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人福岡学園は、昭和 47 年 7 月 27 日に学校法人福岡歯科学園の寄附行為が認可され、昭和 48 年 2 月福岡歯科大学附属病院が、同年 4 月 1 日に福岡歯科大学が開設された事に始まり、その沿革は下記の通りである。

<学校法人の沿革>

昭和 47 年 7 月	学校法人福岡歯科学園寄附行為認可、福岡歯科大学設置認可
昭和 48 年 2 月	福岡歯科大学附属病院開設
昭和 48 年 4 月	福岡歯科大学開学
昭和 55 年 11 月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校設置認可
昭和 56 年 4 月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校開校
昭和 60 年 3 月	福岡歯科大学大学院設置認可
昭和 60 年 4 月	福岡歯科大学大学院開学
平成 8 年 10 月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校の福岡医療福祉専門学校への校名変更及び同校の社会福祉専門課程設置認可
平成 8 年 12 月	福岡医療短期大学設置認可
平成 9 年 3 月	福岡医療福祉専門学校歯科衛生専門課程募集停止
平成 9 年 4 月	福岡医療短期大学開学、福岡医療福祉専門学校開校
平成 11 年 2 月	福岡医療福祉専門学校歯科衛生専門課程廃止認可
平成 11 年 4 月	福岡医療短期大学専攻科歯科衛生学専攻開設
平成 11 年 12 月	福岡医療短期大学保健福祉学科設置認可
平成 12 年 1 月	福岡医療福祉専門学校社会福祉専門課程募集停止
平成 12 年 4 月	福岡医療短期大学保健福祉学科開設
平成 14 年 1 月	福岡医療福祉専門学校廃止認可
平成 14 年 8 月	介護老人保健施設（サンシャイン シティ）開設
平成 15 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科 3 年制教育課程へ移行
平成 16 年 7 月	人事考課制度導入
平成 17 年 1 月	病院名を福岡歯科大学医科歯科総合病院に改称
平成 17 年 4 月	教員の任期制導入
平成 20 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科の専攻科が大学評価・学位授与機構により学士（口腔保健学）の専攻科として認定
平成 23 年 6 月	学校法人名を福岡学園に変更認可
平成 23 年 11 月	福岡歯科大学口腔医療センター開設認可
平成 23 年 12 月	福岡歯科大学口腔医療センター開設
平成 25 年 4 月	福岡歯科大学歯学部歯学科を口腔歯学部口腔歯学科に名称変更

平成 27 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科の専攻科が大学評価・学位授与機構により特例適用専攻科に認定
平成 28 年 8 月	福岡看護大学設置認可
平成 29 年 4 月	福岡看護大学開学
平成 29 年 8 月	ぺんぎん保育園開園
平成 31 年 3 月	福岡医療短期大学保健福祉学科令和 2 年度から学生募集停止決定
令和 2 年 4 月	福岡歯科大学口腔歯学部口腔歯学科入学定員を 120 人から 96 人へ変更
令和 2 年 9 月	福岡歯科大学医科歯科総合病院新病院が開院
令和 2 年 10 月	福岡看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程設置認可
令和 3 年 3 月	福岡医療短期大学保健福祉学科廃止
令和 3 年 4 月	福岡看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程開学

<短期大学の沿革>

昭和 56 年 4 月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校開校
平成 9 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科開学（上記歯科衛生専門学校が短期大学へ改組転換） 福岡医療福祉専門学校開校
平成 11 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科専攻科歯科衛生学専攻開設
平成 12 年 4 月	福岡医療短期大学保健福祉学科開設（上記医療福祉専門学校を改組転換）
平成 15 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科 3 年制へ移行
平成 16 年 7 月	人事考課制度導入
平成 17 年 4 月	教員の任期制導入
平成 20 年 3 月	一般財団法人短期大学基準協会により適格認定
平成 20 年 4 月	大学評価・学位授与機構の認可を得て学士（口腔保健学）の専攻科として認定
平成 23 年 6 月	学校法人名を福岡学園に変更認可
平成 27 年 3 月	一般財団法人短期大学基準協会により適格認定
平成 27 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科の専攻科が大学評価・学位授与機構により特例適用専攻科に認定
平成 31 年 3 月	福岡医療短期大学保健福祉学科令和 2 年度から学生募集停止を決定
令和 3 年 3 月	福岡医療短期大学保健福祉学科廃止

(2) 学校法人の概要

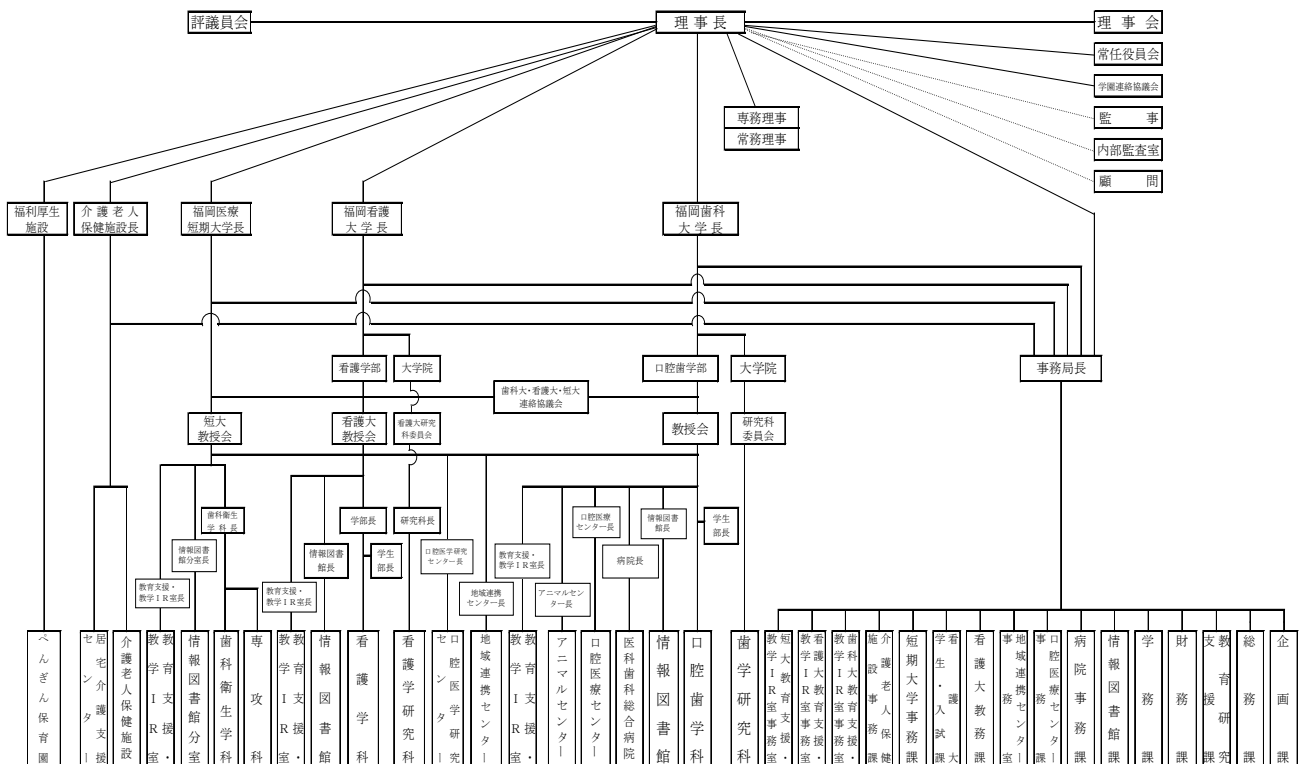
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和3(2021)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
福岡歯科大学	福岡市早良区田村 2丁目15-1	96*1	672	555
福岡歯科大学大学院		18	72	34
福岡看護大学		100	400	416
福岡看護大学大学院*2		5	10	5
福岡医療短期大学		80	240	163
福岡医療短期大学 歯科衛生学科専攻科 口腔保健衛生学		20	20	24

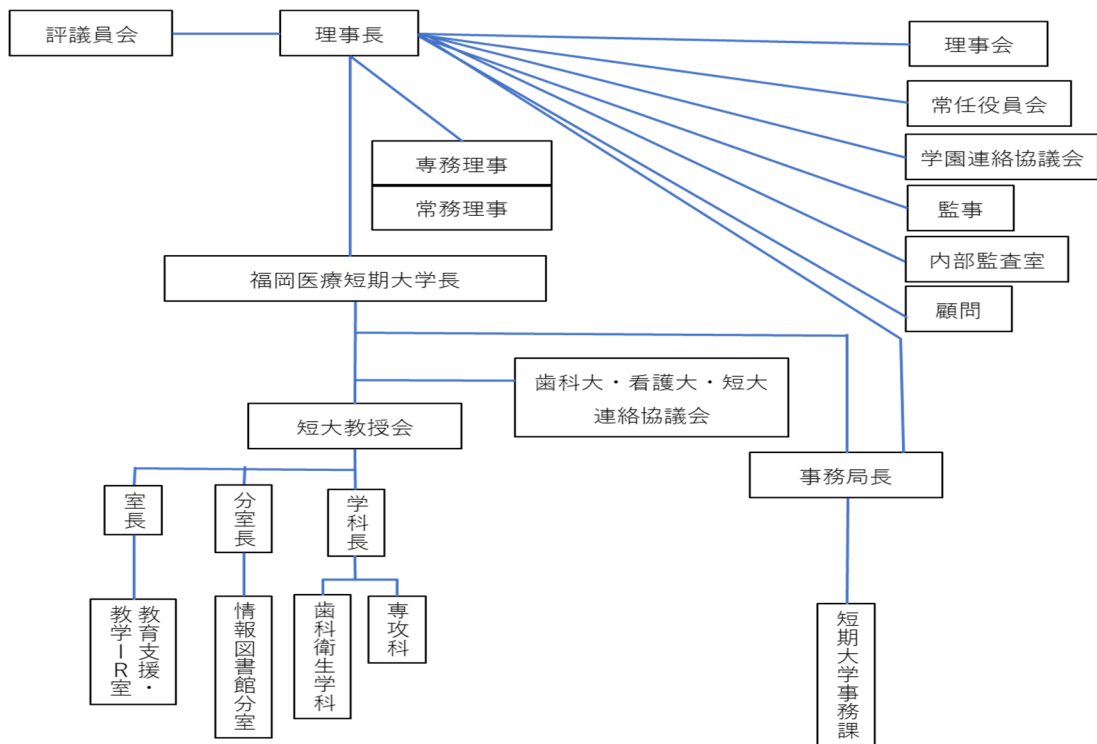
*1:令和2年度より120名から96名に変更、*2:令和3年4月開学

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和3(2021)年5月1日現在
- ①学校法人組織図



②短期大学組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

福岡市は福岡県の県庁所在地で、東区、博多区、中央区、城南区、南区、早良区、西区の7区で構成された政令指定都市である。本学は、福岡市の7区の中で最も広い早良区にあり、福岡市の中心部から西南方向に約15kmの場所に位置している。交通のアクセスについては、福岡市の中心部にある天神地区からは地下鉄七隈線で「天神南駅」から「次郎丸駅」まで約22分である。西鉄バスでは天神から本学に近い「次郎丸団地」まで約35分、その後徒歩で8分である。また、博多駅からは、西鉄バスで「博多駅前」から地下鉄七隈線「薬院駅」まで、「薬院駅」から「次郎丸駅」までの乗り換えで約27分、あるいは地下鉄空港線で「博多駅」から「天神」と地下鉄七隈線「天神南駅」から「次郎丸駅」まで地下鉄の乗り継ぎで約35分と良好である。

福岡市は、九州地方において最大の人口規模を有する都市である。福岡市を母都市とする福岡都市圏は都市雇用圏として全国第5位の人口を擁し、北九州市（北九州都市圏）とともに形成する北九州・福岡大都市圏は都市単位の経済規模において日本の4大都市圏に数えられる。福岡市の主要産業は第三次産業であり、国の出先機関や全国企業の支社などが数多く設置されたことで、九州地方における中枢管理都市として発展している。福岡市の人口は昭和50年に100万都市となってからも年々増加し、令和2年5月現在で約160万人を擁しており、さらに、福岡市を母都市とする福岡都市圏の人口は約250万人である。また、人口に占める学生の割合は大都市中でも常に上位を占めている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

①過去の実績と未来の予測

過去5年間の入学者数については、専攻科を除く定員120人（歯科衛生学科80人、保健福祉学科40人〈専攻科口腔保健衛生学専攻20人〉）に対し、定員未充足が続いている。また、学科別に見ると、歯科衛生学科は充足率7割～8割を推移しているが、保健福祉学科は、平成30、令和元年度の平均充足率が2割にまで落ち込み、令和2年度の学生募集停止を平成31年3月に決定し、令和3年3月に学科を廃止した。なお、歯科衛生学科についても、近年、定員未充足が続いているため、学生募集活動を見直し、定員充足となるよう努めている。

②学生の出身地別人数及び割合（専攻科を除く）

※令和2年度より歯科衛生学科のみ

地域	平成28 (2016) 年度		平成29 (2017) 年度		平成30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
福岡県	52	60.47	57	68.6	72	80.89	41	66.13	32	68.08
佐賀県	6	6.98	4	4.82	3	3.37	1	1.61	2	4.26
長崎県	4	4.65	4	4.82	2	2.25	2	3.23	2	4.26
熊本県	2	2.33	1	1.21	0	0	1	1.61	0	0
大分県	4	4.65	1	1.21	2	2.25	3	4.84	2	4.26
宮崎県	4	4.65	3	3.61	2	2.25	3	4.84	3	6.38
鹿児島県	1	1.16	2	2.41	2	2.25	3	4.84	4	8.51
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	3	3.49	3	3.61	4	4.49	1	1.61	2	4.26
その他	10	11.62	8	9.64	2	2.25	7	11.29	0	0
合計	86	100	83	100	89	100	62	100	47	100

[注]

- 短期大学の实態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和2(2020)年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

平成29年10月1日現在、福岡県の歯科診療所の数は3,094で、平成29年7月に厚生労働省から発表された「平成28年度衛生行政報告例の概況」による福岡県

内で働いている歯科衛生士の数は 6,109 人で全国 4 位となっており、歯科診療所当たりの歯科衛生士は約 2 人と少なく、地域社会における歯科衛生士のニーズはかなり高いものとなっている。

また、福岡市の高齢者人口は、令和元年 10 月 1 日現在で 65 歳以上が約 33 万人（高齢化率 21.6%）、75 歳以上が約 16 万人（10.4%）で、年々増加傾向にあり、地域社会において口腔介護のできる歯科衛生士のニーズはこれからも高くなると予想される。

■ 地域社会の産業の状況

福岡県の農業は耕地面積の 80%が水田で、「夢つくし」などのブランド米があるが、作付面積が多いのは、むしろ種苗・苗木、野菜、果実、花などで、いちごの「あまおう」や「博多万能ねぎ」など全国的にも有名なブランドがある。林業においては、県土面積の 45%を占める山林が水源かん養、土砂流出防止などの公益的機能を有している。全国有数の林産物としてタケノコ、ブナシメジ、エノキタケなどがあり、さらに工業は、鉄鋼（八幡製鉄）、石炭（三池炭鉱など）から出発し、発展してきたが、近年は自動車関連産業等の加工組立型産業の立地が進んでいる。また、商業は、九州全域を市場とした卸売業を中心に発展しており、卸売業の年間販売額は全国第 4 位、九州全体の 5 割を占めている。

福岡市の産業は第一次産業、第二次産業ともあまり発展してはならず、第三次産業の占める割合が非常に大きい。第三次産業は市内総生産額、事業者数、従業者数のすべてにおいて約 90%を占めている。いずれの割合も政令指定都市としては最も高い水準にあり、大都市の中でも第三次産業のシェアが極めて高い都市であることを示している。特に卸売・小売業とサービス業は、それぞれ市内総生産の約 4 分の 1 を占めている。このため商業・サービス業中心の大都市としての色合いが強く出ている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] シラバスに記載されている成績評価の方法について、不十分な授業科目があるため改善が望まれる。
(b) 対策
学務・FD委員会が中心となり、シラバス改善のための大幅な変更を行った他、シラバス作成 FD を毎年度開催している。また、第三者によるシラバスチェック実施体制を整備し、より良いシラバスとなるよう努めた。
(c) 成果
統一した様式を用いて作成しており、必要な事項はすべて記載されている。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
・シラバスに記載されている一般目標とディプロマポリシーの関連付けが不十分なものがある。 ・臨床実習はシラバスに含まず、別冊で臨床実習帳を作成している。
(b) 対策
・学務・FD委員会に設置した教育改善作業部会において、全科目の一般目標とディプロマポリシーの関連付けを行い、令和2年度シラバス作成要領に追加し、記載の徹底を依頼した。 ・学務・FD委員会に設置した教育改善作業部会において、臨床実習シラバス作成要領を作成し、臨床実習帳とは別にシラバス作成を依頼した。
(c) 成果
・全科目に記載を完了した。 ・臨床実習をシラバスに追加記載し、開講全科目のシラバス記載を完了した。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
基準IV リーダーシップとガバナンス [テーマA 理事長のリーダーシップ] 評価の過程で、決算及び事業の実績についての理事会と評議員会が同時開催となっているという問題が認められた。
(b) 改善後の状況等
評価結果判定までに対処し、「理事会に提出し、承認を得る。この後、評議員会に報告し意見を求める。」とする内容に改めた。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和3（2021）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/教育研究上の基礎的な情報/学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu1.html
2	卒業認定・学位授与の方針	福岡医療短期大学ホームページ（3つの方針） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html
3	教育課程編成・実施の方針	福岡医療短期大学ホームページ（3つの方針） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html
4	入学者受入れの方針	福岡医療短期大学ホームページ（3つの方針） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html

5	教育研究上の基本組織に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/教育研究上の基礎的な情報） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/修学上の情報等） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/修学上の情報等/入学者数・収容定員、在籍者等） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std3.html 福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/修学上の情報等/卒業・修了者数、進学者数、就職者数等） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std4.html
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/修学上の情報等/授業計画、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/修学上の情報等/学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準等） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std5.html
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/教育研究上の基礎的な情報/校地、校舎等の施設その他の学生の教育研究環境） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu3.html
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/教育研究上の基礎的な情報/授業料、入学料その他の大学が徴収する費用） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu4.html
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/修学上の情報等/学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std6.html

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/教育研究上の基礎的な情報 /寄附行為) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html
	福岡医療短期大学ホームページ (情報公開/財務情報/事業計画・報告) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html
	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/教育研究上の基礎的な情報/役員名簿・報酬等) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu7_2.html
	学校法人福岡学園役員名簿
	学校法人福岡学園役職の報酬及び費用弁償等に関する規程 学校法人福岡学園役職に対する退職慰労金に関する規則

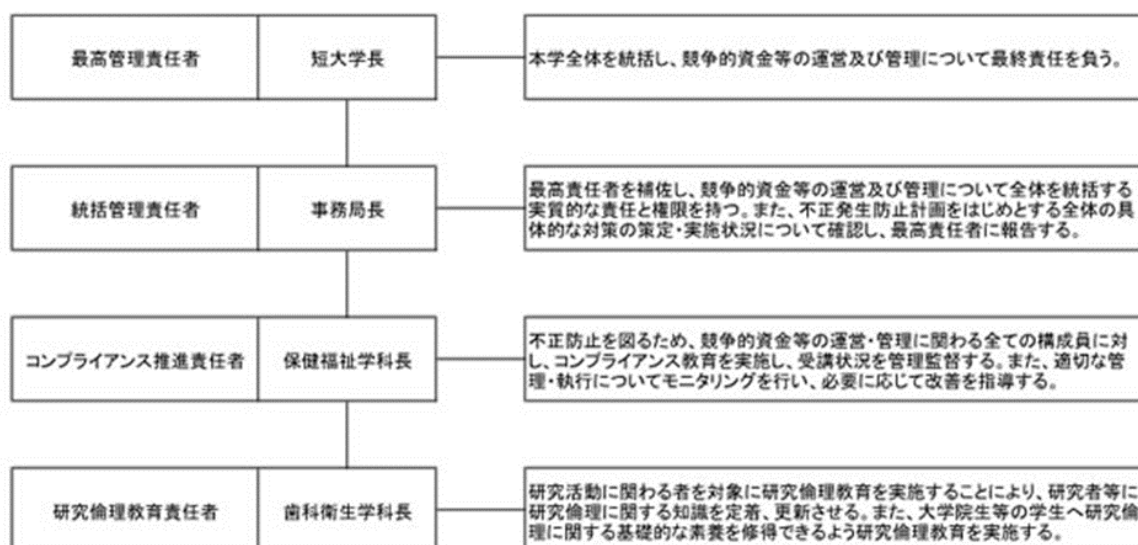
[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況 (令和 2 (2020) 年度)

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください (公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

「福岡医療短期大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」、「福岡医療短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規則」、「福岡医療短期大学競争的資金等調査委員会規則」、[福岡医療短期大学研究活動における不正行為への対応等に関する規則] 及び下図のような管理組織により適正に管理している。



また、令和2年度科学研究費助成金については、「令和2年度科学研究費補助金執行要領」を作成し、適正に運営管理している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長	田口 智章	学長
委員	堀部 晴美	歯科衛生学科長
	古野みはる	保健福祉学科長
	末松美保子	保健福祉学科教授
	松尾 忠行	歯科衛生学科教授（ALO）
	泉 喜和子	歯科衛生学科教授
	貴島 聡子	歯科衛生学科講師
	石井 綾子	歯科衛生学科講師
	秋竹 純	保健福祉学科講師
	中園 栄里	保健福祉学科講師
	灘吉 祥恵	短大事務課長
	赤坂竜之介	短大事務課長補佐

自己点検・評価報告書作成担当者

基礎資料：松尾 忠行 灘吉 祥恵 赤坂竜之介

基準Ⅰ：古野みはる 中園 栄里

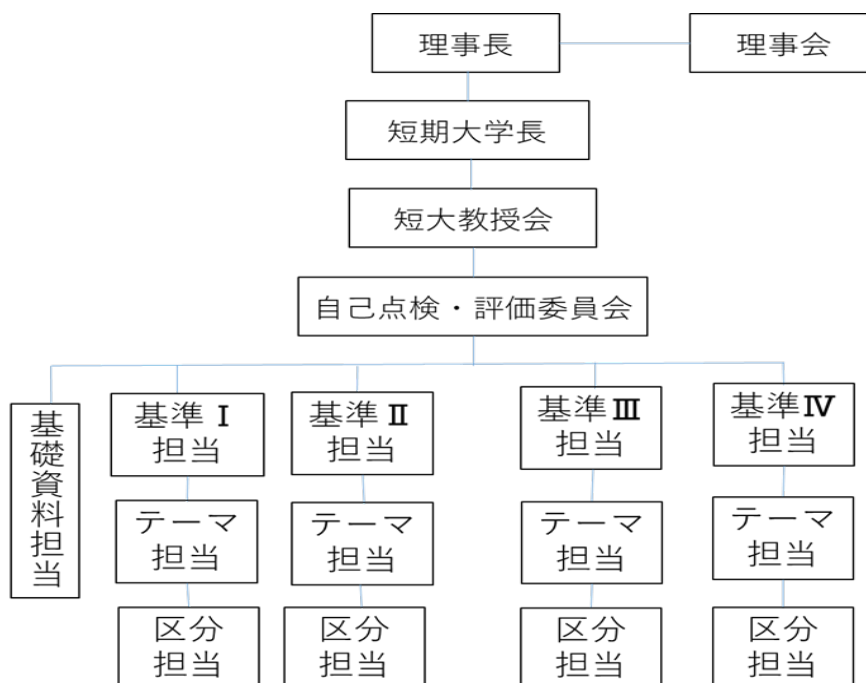
基準Ⅱ：堀部 晴美 末松美保子 秋竹 純
黒木まどか 南 レイラ 川尻 望

基準Ⅲ：泉 喜和子 貴島 聡子 石井 綾子

力丸 哲也 後藤加寿子 齊田 直樹 森 沙耶香

基準Ⅳ：田口 智章 短大事務課 学校法人福岡学園企画課

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は「自己点検・評価に関する規則」を、平成17年に「自己点検・評価規則」に改正後、自己評価に関する本学学則の一部を改正し、自己点検・評価等の実施体制を整備した。また、令和2年6月に令和3年度の第三者評価に向けて、評価基準に沿った適切な自己点検・評価を実施すべく、「自己点検・評価規則」を改正し、規則名も「自己点検・評価委員会規則」に変更し、事務職員2名の委員追加を行った。本学の自己点検・評価委員会は短大学長を委員長とし、学科長を含む12名の教職員で構成されており、委員会が中心となって自己点検・評価報告書作成に係る方向性の検討、実施体制の検討、報告書の執筆分担およびブラッシュアップ、資料の収集と確認など全ての事項について、全学的に展開し活動している。

自己点検・評価委員会は、学務・FD委員会、就業力支援委員会及び教学支援・教学IR委員会と連携し、「授業評価アンケート」を本学両学科の単位認定されているすべての科目について前・後期末の授業終了後に実施し、その集計結果をホームページに公開、科目担当教員にフィードバックを行い、次年度以降の担当授業の教育改善に役立てている。また、学生IR調査、卒後追跡調査（卒業生・就職先）、課外学修時間調査及び卒業年次アンケート調査等を実施し、学修成果の検証に努めている。これらの結果等を基に、定期的に「自己点検・評価報告書」

（福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題）を作成し、完成後は理事長の承認を得て、ホームページにて学内外に公表している。また、平成19、26年度には第三者評価を受審し「適格認定」を受けた。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

時期	活動内容
平成 29 年 6 月	・ ALO 等決定
令和 2 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年度認証評価受審に向けて「自己点検・評価規則」の内容及び規則名も「自己点検・評価委員会規則」に改正し、事務職員 2 名を増員 ・ 「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学現状と課題 2018-2019）作成及び令和 3 年度認証評価受審のロードマップを作成 ・ 各基準作業部会の担当者決定 ・ 「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学現状と課題 2018-2019）作成開始 ・ 各基準の資料の確認（令和 3 年度認証評価受審用同時進行）
令和 2 年 7 月	・ 令和 3 年度認証評価申込
令和 2 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年度認証評価 ALO 対象説明会動画視聴 ・ 令和 3 年度受審用資料の確認と学内周知
令和 2 年 9 月	・ 令和 3 年度認証評価受審決定
令和 2 年 9 月上旬	・ 「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学現状と課題 2018-2019）の素案を各基準作業部会より提出
令和 2 年 10 月上旬～中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各基準の提出資料、備付資料確認後ナンバリング ・ 素案チェック後加除修正

令和2年10月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 各基準担当者による基準相互チェック
令和2年10月下旬～11月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 各基準リーダーによる全体チェック チェック後加除修正
令和2年12月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価委員会委員による最終確認
令和2年12月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価委員会にて最終確認 自己点検・評価報告書（福岡医療短期大学現状と課題 2018-2019）完成
令和3年1月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 教授会承認 理事長承認後、理事会まで報告後、ホームページにて公表
令和3年1月中旬～	<ul style="list-style-type: none"> 福岡医療短期大学現状と課題 2018-2019 を基に令和3年度自己点検・評価報告書作成開始（福岡医療短期大学現状と課題 2018-2019 と同様の担当者で行う） 教員個人調書・研究業績作成依頼 資料収集・必要調査開始
令和3年2月	<ul style="list-style-type: none"> 各基準ごとに原稿作成
令和3年3月	<ul style="list-style-type: none"> 全体チェック（資料の確認、ナンバリング含） チェック後加除修正 基準リーダーによる相互チェック
令和3年4月	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価委員会にて最終確認 令和3年度福岡医療短期大学自己点検・評価報告書（財務関連箇所除く）完成
令和3年5月	<ul style="list-style-type: none"> 教授会提出
令和3年6月	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度分の財務諸表完成後、財務関連箇所記載 自己点検・評価委員会委員による最終確認 ALOによる最終確認 常任役員会提出 最終調整 提出資料のファイリング完了 自己点検・評価報告書の完成、送付 スケジュール調整

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

【提出資料】

- 1-①～⑤. 令和 2 年度（2020 年度）学生の葉・シラバス
- 2-①. 2021 年度大学案内
- 2-②. 2020 年度大学案内
- 3-①. 令和 3 年度入学試験要項
- 3-②. 令和 2 年度入学試験要項
4. ウェブサイト「建学の精神」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/spirit/index.html>

【備付資料】

1. 福岡歯科大学 40 周年史
 2. 学園記念日式典次第
 3. 社会福祉法人学会特別養護老人ホーム サンシャインプラザ・サンシャインセンター協定書
 4. 福岡医療短期大学と明倫短期大学との大学間交流に関する協定書
 5. 福岡医療短期大学と久留米信愛女学院短期大学との大学間交流に関する協定書（現久留米信愛短期大学）
 6. 福岡医療短期大学と福岡市歯科医師会の連携に関する協定書
 7. 株式会社モリタと福岡医療短期大学との人的支援等に関する協定書
 8. 福岡医療短期大学とティーアンドケー株式会社との包括的連携に関する協定書
 9. 福岡医療短期大学と都市再生機構九州支社との連携協力に関する協定書
 10. ウェブサイト「情報公開・国際交流・社会貢献等の概要」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/other.html>
 11. 公開講座（地域公開講座含）リーフレット
 12. 口腔介護スキルアップ講座リーフレット
 13. おしゃべりつく会実施報告書
 14. かふえ もりのいえリーフレット等
 15. 科目等履修生名簿
 16. 令和元年度私立大学研究ブランディング事業報告書
 17. 平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業報告書
 18. ボランティア活動状況
- 備付資料-規程集 157. 4-001 福岡医療短期大学学則

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

福岡医療短期大学は、医療・福祉の高度化・多様化を背景として、その「建学の精神」を「歯科衛生学、保健福祉学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科衛生士、介護福祉士を養成し、保健福祉に貢献すると共に、歯科衛生学、保健福祉学の進展に寄与する」と明確に定めている（提出-1～4）。

同時に、医療・保健・福祉に携わる有用な人材教育に関する「教育の理念」を「教育基本法および学校教育法の精神に基づき、歯科衛生士、介護福祉士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成するとともに、もって医療、保健、福祉に寄与する」と定め、学則第1条に謳っている（備付-規程集 157）。これは、教育基本法第八十三条に定める大学の目的としての「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させること」に合致しており、これからの医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる本学の教育基盤として確立されている。

学内における建学の精神と教育の理念の周知を目的に、新入生や保護者に対しては入学直後のオリエンテーション時に、在学生には各年度初めのオリエンテーションで説明している。さらに学生の葉・シラバス（授業要綱）や大学案内、入学試験要項、ホームページへの掲載（提出-1～4）および学生や来学者の目に触れやすい場所（1階学生ホール事務課受付横・情報図書館分室）に建学の精神等を掲示することにより、学内および学外への周知と理解を図っている。こうした取り組みを通して、学生だけでなく教職員全体でも建学の精神を共有している。

さらに、平成28年度に策定した第三次中期構想に基づき実施していく教育活動の中で、医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる専門職業人養成のために、建学の精神を本学の教育改革の礎として、これからも理解を深める必要があるため、平成29年度に設置したカリキュラム・シラバス改善作業部会（現：教育改善作業部会）で、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム編成を検討し、建学の精神の理解が深まる教育に向けて検討を続けている。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

福岡医療短期大学では、地域の健康増進や卒業生などの生涯学習に貢献するため、公開講座や社会人の学び直し講座を定期的に開催している。公開講座は、平成 13 年度より毎年開催している。その内容は、公開講座委員会にて企画し、講師の選定を行っている。本学専任教員が中心となって講師を務め、学外講師も招聘し実施している。平成 29 年度には、私立大学研究ブランディング事業に選定され、その活動の一環として新たに平成 29 年度から地域住民対象の「地域公開講座」を行っている（備付-11）。

社会人の学び直し講座として、平成 21 年度から毎年、「口腔介護スキルアップ講座」を行っている（備付-12）。内容については、就業力支援委員会にて内容や講師を決定している。令和元年度までの受講修了者は 339 名（歯科衛生士・歯科助手 320 名、歯科医師 19 名）である。

本学は、本学の入学資格（福岡医療短期大学学則第 19 条）を有する者であれば、授業科目の科目等履修生の受入れを可能にしている。平成 30 年度は 4 名であった（備付-15）。平成 29 年度に選定された私立大学研究ブランディング事業として、歯科衛生学科専攻科学生が主体となり、「地域公開ゼミ」を地域住民に公開している。平成 31 年度は 2 回開催しており、延べ 62 名参加した（備付-16, 17）。

自治体、大学等と積極的に協定を締結し、広く交流、連携を行うとともに、教職員・学生の研究を地元企業に活用する協定も企業と締結している。福岡市歯科医師会（備付-6）とは、「口腔介護スキルアップ講座」の後援ならびに広報活動支援や歯科衛生学科講義への講師派遣、また、福岡市歯科医師会主催の「福岡市民の健康を歯と口から守る集い」に対する本学教員ならびに学生の派遣によるイベント支援を行う協定を結んでいる。平成 28 年度に株式会社モリタ（備付-7）と提携し、研究や地域貢献等に関して人的支援等に関する協定を結んでいる。また令和元年度にティーアンドケー株式会社（備付-8）とデータサイエンスに関する協定を締結し、情報処理のデータの提供や講義を行う予定であったが、令和 2 年度はコロナ禍により実施しなかった。

ボランティア活動では、福岡市早良区田新町親和会老人クラブの自治会活動である「おしゃべりつく会」（備付-13）からの依頼に基づき、「話題提供」の形式で講師としてサロン活動に参加している。また田村公民館および社会福祉法人学会との連携活動として、地域交流を目的としたコミュニティカフェ「かふえ もりのいえ」（備付-14）において、教職員と学生がボランティア活動を行っている。保健福祉学科では、赤い羽根募金活動、クリーンアップ活動、地下鉄乗車マナー向上キャンペーンボランティアに参加している。さらに災害時ボランティア活動として、平成 28 年の熊本地震の際、歯科衛生学科の教員が被災地での歯科医療支援を行った（備付-18）。このように全学を挙げて地域社会に貢献し、地域に愛される大学づくりを目指して活動している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神は教育基盤として確立されているが、平成 28 年度に策定した第三次中期構想に基づき実施していく教育活動の中で、医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる専門職業人養成のために、建学の精神はこれからも本学の教育改革の礎として理解が深められるべきである。そのため、教育課程やシラバスに反映されるよう教育

活動を推進していく努力が必要である。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

基準 I -A-1 の現状で記述した通り、建学の精神について、入学直後のオリエンテーション、各年度初めのオリエンテーションにおいて説明、学生の葉・シラバス（授業要綱）への掲載、目に触れやすい場所に建学の精神等の掲示等を行うことにより、学内および学外への周知と理解を図っている。こうした取り組みを通して、学生だけでなく教職員全体でも建学の精神を共有している。

第三次中期構想に基づき、医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる専門職業人養成のために、平成 29 年度に設置したカリキュラム・シラバス改善作業部会（現：教育改善作業部会）で、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム編成を検討し、建学の精神の理解が深まる教育に向けて検討を続けている。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

【提出資料】

- 1-①～⑤. 令和 2 年度（2020 年度）学生の葉・シラバス
- 2-①. 2021 年度大学案内
- 2-②. 2020 年度大学案内
5. 学則
6. ウェブサイト「医療短大紹介・学則」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/index.html>
7. ウェブサイト「情報公開・教育研究上の基礎的な情報」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html>
8. ウェブサイト「情報公開・修学状の情報等」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html>
9. ウェブサイト「福岡医療短期大学 3 つのポリシー」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html>

【備付資料】

19. コモンルーブリック
20. 卒後追跡アンケート調査結果
21. インターンシップ先（開業歯科医院含）調査
22. 3 つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会資料
備付資料-規程集 186. 4-049 福岡医療短期大学アセスメントポリシー

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本学の教育目的は、「建学の精神」に基づいた「教育の理念」の中で明確に示されており、広く医療・保健・福祉に携わる有用な人材教育の基本理念として学則第1条に謳っている。教育目標は、「教育の理念」に基づき作成された歯科衛生学科および保健福祉学科のディプロマ・ポリシーにおいて「目指すべき人物像」として、明確に示されている（提出-1, 2）。

教育目的・目標の学内外への表明については、「教育の理念」を学生の葉・シラバス（授業要綱）の冒頭に明記、大学案内、入学試験要項、ホームページに掲載し、学内外に公表するとともに、その目的を達成するための具体的な到達目標であるディプロマ・ポリシーも併せて公表している。学生に対しては、各年度初めのオリエンテーションで周知している（提出-1, 2）。

教育目的・目標に基づく人材養成についてはディプロマ・ポリシーを具体的な到達指標として取り組んでいる。また、その具体的方法である教育内容についてはカリキュラム・ポリシーおよび教育課程により構成されている。本学では、人材養成が地域・社会の要請に応えているかを確認するため、インターンシップ先へのアンケート調査（備付-21）を毎年行い、その意見を次年度以降の授業内容に反映させている。卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査として卒業生を採用している就職先に対するアンケート調査（備付-20）などを行い、レベルの設定や成果について確認し、教育改善に活用している。また、自己点検・評価委員会においてディプロマ・ポリシーによる到達指標の設定が地域・社会の要請にこたえ、さらに卒業生がその到達指標に達しているか確認するとともに、カリキュラムや教育方針についても要望を取り入れ、地域と大学が一体となった人材養成に取り組んでいる。さらに学外者を含む「3つのポリシー並びにカリキュラム編成に関する協議会」を設置し、平成 29 年度より毎年 1 回、意見を聴取している（備付-22）。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

本学の学修成果は、ディプロマ・ポリシーおよび各授業の一般目標として定めている。ディプロマ・ポリシーは、建学の精神を基本理念として定めている。その上で、

「目指すべき人物像」と「修得すべき能力」として「知識・理解」、「思考力・判断力」、「態度・主体性」、「技能・表現力」のいわゆる「学力の3要素」に準拠した4つの観点を示すことで建学の精神と学修成果の関連が明確になるようにしている。各授業の一般目標としての学修成果については、到達目標ごとにディプロマ・ポリシーとの対応を明確化しており、それをシラバスに明記している（提出-1-①～⑤）。

本学では、各学科・専攻科でディプロマ・ポリシーおよび各授業の一般目標を定めており、専門的職業人として必要な実践的な専門的知識・技能の修得を学修成果として示している。また各学科・専攻科ごとのディプロマ・ポリシーと各科目の一般目標を照らし合わせ、シラバスに明示し、学修成果が教育目的・目標と適切に対応するように配慮している。

各学科・専攻科の学修成果は、新入生や保護者に対しては入学直後のオリエンテーション時に、在学生には各年度初めのオリエンテーションで説明している。さらに学生の葉・シラバス（授業要綱）や大学案内、入学試験要項、ホームページへの掲載を行うことにより学内外に表明している（提出-1, 2, 8, 9）。とりわけ学生に対しては、講義等で「達成目標」とともに周知徹底を図るように努めている。

学修成果の点検は、学校教育法における短期大学に関する規定及び短期大学の設置基準、資格・免許に関わる法令に留意しながら、定期的に点検している。平成30年度に学修成果及び教育効果の検証に関する方針（アセスメントポリシー）を策定した（備付-規程集186）。アセスメントポリシーの中で、学修成果の評価指標を具体的に定めており、資料の分析は自己点検・評価委員会が中心となり定期的に行われている。調査結果は教授会に報告され、教授会は、必要に応じて改善すべき項目を次年度以降の活動目標に反映させている。

〔区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学の現在の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）（提出-1, 2, 9）は、平成28年度に、学務・FD委員会の中に「三つのポリシー見直し検討部会」を設置し、「三つの方針」の見直し策定を行った。策定する際は、平成28年の中央教育審議会大学分科会大学教育部から報告された『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインを参考指針とし、建学の精神から各授業まで体系的に結び付けることで質の高い教育の充実を目指して、「建学の精神」－「教育理念」－「学

位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」－「授業の一般目標」と体系付け、本学の目指す教育とそれぞれの授業の目標を一貫させる取り組みを行った。特に本学の「建学の精神」、「教育理念」と「三つの方針」の一体性、整合性、一貫性を重視した。

「三つのポリシー見直し検討部会」が作成した案を、学務・FD委員会において検討し修正を行ったうえで、教授会にて審議し、理事会で承認された。

平成28年度に策定した「三つの方針」に対し、学外者の意見を聴取する必要があったため、学外者を含む「3つのポリシー並びにカリキュラム編成に関する協議会」を設置し、平成29年9月（第1回）、平成30年9月（第2回）、令和元年9月（第3回）令和2年10月（第4回）に意見を聴取した（備付-22）。また、第三者によるシラバスチェック体制の維持とともに、シラバス記載内容の見直しを学務・FD委員会のカリキュラム・シラバス改善作業部会（現：教育改善作業部会）で取り扱うこととし、平成29年度から作業を開始している。

カリキュラム・シラバス改善作業部会（現：教育改善作業部会）では、これまでのシラバスの内容を見直し、ディプロマ・ポリシーと連携した一般目標を具体的に示し、評価可能な行動目標の設定等の新しいシラバス記載様式を定めた。教職員には、シラバス作成ワークショップを開催し、「建学の精神」、「教育理念」と「三つの方針」の一体性、整合性、一貫性を周知徹底して理解を図っている。さらに、教育の質を担保するために、平成30年度から教育業績記録（ティーチング・ポートフォリオ）の提出を義務付けるなど、三つの方針を踏まえた教育活動となるように仕組みを構築している。

「三つの方針」は、学生の乗・シラバス（授業要綱）や大学案内、入学試験要項、ホームページに掲載し、さらにオープンキャンパス、高校教員対象オープンキャンパスで「三つの方針」を紹介、周知する機会を設け、学内外に表明している（提出-1, 2, 9）。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学は、「建学の精神」、「教育理念」と「三つの方針」の一体性、整合性、一貫性を重視した教育活動となるように仕組みを構築している。さらに平成30年度には、「福岡医療短期大学アセスメントポリシー」（備付-規程集186）を策定し、三つの方針に基づき実施している教育について、教育課程編成・実施の改善、入学者受入れの改善を図り、併せて各方針の適切性、妥当性を評価している。本学アセスメントポリシーは、教育課程アセスメントポリシー、授業改善アセスメントポリシー、学修成果アセスメントポリシーで構成され、学修成果アセスメントポリシーは学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に記された卒業時に獲得した各能力の達成度をアセスメントの対象としている。

令和元年度からは、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に記された各能力・目標とプログラムとして実施されている各授業科目の一般目標の関連性を整理し、アセスメントポリシーに応じた評価の観点及び尺度を設定し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の可視化を行うこととした。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の各能力の認知と精神運動領域は、各科目・実習の形式的評価および総括的評価を用

い、情意領域は、コモンルーブリックを用いて学生の自己評価で判断する。これらを組み合わせ、ディプロマ・サプリメントへと発展させることで、卒業時の質保証を明確にしたいと考えている（備付-19）。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

本学は、平成 26 年度採択文部科学省大学「大学教育再生加速プログラムテーマ I（アクティブ・ラーニング）・II（学修成果の可視化）複合型」に採択され、アクティブ・ラーニングの推進や学修成果の可視化、学修成果の把握を行っており、そのための PDCA サイクルを確立している。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

【提出資料】

10. 4-050 福岡医療短期大学自己点検・評価委員会規則

【備付資料】

16. 令和元年度私立大学研究ブランディング事業報告書

17. 平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業報告書

22. 3 つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会資料

23. 福岡医療短期大学の現状と課題 2018-2019 年度

24. 福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題改善報告書 2017 年度

25. ウェブサイト「情報公開・自己点検・評価/認証評価」

<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/JACA.html>

26. 高等学校からの意見聴取に関する記録

27. 令和元年度大学教育再生加速プログラム (AP) 事業報告書

28. 平成 30 年度大学教育再生加速プログラム (AP) 事業報告書

29. 福岡医療短期大学内部質保証の方針

30. 最優秀教育改善賞に関する資料

31. 教育業績記録（ティーチング・ポートフォリオ）

32. 授業評価アンケート結果

33. 課外学修時間調査結果

34. 学生 IR 調査結果

35. PROG テスト結果

36. FD・SD 実施結果一覧

備付資料-規程集 157. 4-001 福岡医療短期大学学則

備付資料-規程集 186. 4-049 福岡医療短期大学アセスメントポリシー

備付資料-規程集 188. 4-051 福岡医療短期大学授業評価実施要項

備付資料-規程集 212. 4-100 福岡医療短期大学最優秀教育改善賞要項

【区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では、平成9年に施行された「自己点検・評価に関する規則」を平成17年に「自己点検・評価規則」に改正し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価や外部評価の実施を可能とする体制整備を構築した。さらに学校教育法第百九条第一項および第二項の規定に基づき、自己評価等に関する本学学則の一部（備付-規程集157第4条）を改正し、本学の自己点検・評価等の実施体制の整備を進めた。さらに、令和2年度には、「自己点検・評価規則」の委員会の任務（点検・評価項目）、委員構成等の改正を行い規則名も「自己点検・評価委員会規則」と改正した（提出-10）。

上記の学則と「自己点検・評価委員会規則」に準拠し、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が策定した委員会活動計画（ロードマップ）に基づき、自己点検・評価に取り組んでいる。自己点検・評価の活動は、上記の学則と「自己点検・評価委員会規則」に準拠し、自己点検・評価委員会が策定した委員会活動計画（ロードマップ）に基づき実施している。

自己点検・評価委員会は、短大学長を委員長として、委員は学長の指名する者で組織され、教職協働のもと、学務・FD委員会や就業力支援委員会、教育支援・教学IR委員会と連携して、年間を通じて授業評価や各種アンケート等の包括的な学修成果の査定を行うとともに、本学の教育・研究、組織・運営並びに施設・設備の状況について、系統的な自己点検・評価を実施し、原則3年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成している（備付-23）。なお、平成29年には平成26年～平成28年度の自己点検・評価報告書で示された課題に対しての「改善報告書」（備付-24）を作成して、本学の教育改善状況の確認を図っている。同委員会は、部門ごとの査定のための収集データと報告書を取り纏め、各部門の学修成果や課題点等を客観的に見直し、委員会内外での審議や対話を通じて、具体的な改善方法を見出すように努めている。

また、学科、専攻科、事務課の各部門の教育・実務担当者に対して、教育成果関連データの収集と「自己点検・評価報告書」の担当領域の執筆を依頼している。これによって、それぞれの部門の教育研究活動や業務・実務に携わっている担当者自身が責任者となり、教育成果関連データを収集し報告書原案を執筆することで、自己点検・評価の実質的な作業に携われるように配慮している。

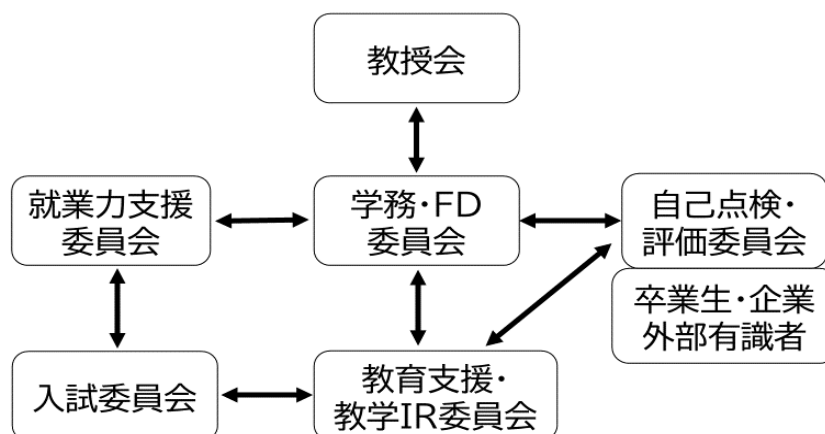
発刊された「自己点検・評価報告書」は、学内における学修成果に関する共通理解につながるとともに、各部門の課題を客観的に見直し、改善策を練る機運を醸成して

いる。さらに、「自己点検・評価報告書」をホームページ（備付-25）に掲載し、社会に向けて公開している。

平成 29 年度からは、学外有識者（福岡市歯科医師会、福岡県歯科衛生士会、福岡県介護福祉士会等の職能団体）から、年に 1 回本学の 3 つのポリシーについての意見を聴取し、平成 30 年度からは高等学校の教員対象オープンキャンパスや高等学校訪問時に本学の教育や 3 つのポリシーについての意見を聴取する機会を設けて、自己点検・評価活動に反映させている（備付-22, 26）。また、平成 26 年度に採択された文部科学省の大学教育再生加速プログラム（AP 事業）の取り組みのなかで、令和元年度まで学外有識者による外部評価委員会を年 2 回開催しており、本学のアクティブ・ラーニング教育の質向上や学修成果の可視化の状況について点検・評価を受けた（備付-27, 28）。

こうした自己点検・評価の取り組みは、本学の教育の問題点や課題の把握、改善を図る指標となり、3 つのポリシーの見直しやカリキュラム・シラバスの改善、教員の教育能力向上のための体系的な FD・SD の推進、入試形態の見直しなど、教育改革を加速する PDCA サイクルとなっている。

【自己点検評価のための組織図】



【区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

本学では、平成 30 年度に「福岡医療短期大学アセスメントポリシー」（備付-規程集 186）を策定し、3 つのポリシーに基づき実施している教育について、教育課程編

成・実施の改善、入学者受入れの改善を図り、併せて各方針の適切性、妥当性を評価している。本学のアセスメントポリシーは、教育課程アセスメントポリシー、授業改善アセスメントポリシー、学修成果アセスメントポリシーで構成され、学修成果アセスメントポリシーは学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に記された卒業時に獲得した各能力の達成度をアセスメントの対象としている。

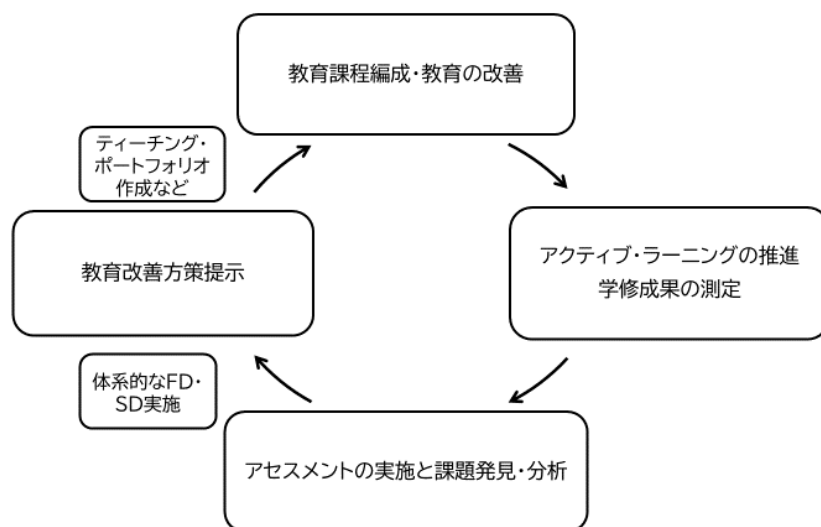
学修成果のアセスメント結果は教育課程及び授業改善の評価指標となるが、具体的な資料としては、①入学試験合否判定資料および入学試験で収集した学生資料（調査書・自己推薦書・高校推薦書・小論文・学科試験・面接資料等）、②授業に関する各種資料（授業評価アンケート・満足度調査・欠席率・課外学修時間調査等）、③入学後に実施した成績評価資料（基礎学力試験・定期試験・追再試験・GPA・修得単位数・ポートフォリオ・卒業試験等）、④その他の資料（課外活動・ボランティア活動・退学率・休学率・留年率・学位授与数・就職率・離職率等）を用い、アセスメントに必要な資料の選択及び収集・分析は、自己点検・評価委員会が中心となり全学的に実施している。

また、平成26年度に採択された文部科学省の大学教育再生加速プログラム（AP事業）の取り組み（備付-27,28）として実施していたルーブリック評価シートの積極的な活用やPROGテストを用いた汎用的能力の測定、学修行動や満足度に関する間接評価調査（学生IR調査）、卒業生対象の追跡調査等の学修成果もアセスメントの対象としており、事業終了後の令和2年度以降も継続して実施している。

上記の集約されたアセスメントについては、学生にフィードバックすることで学修指導に活用するとともに、定期的開催される入試委員会や学務・FD委員会、就業力支援委員会及び月に1回開催される教授会において適宜報告、検討され、アセスメントの妥当性を検証している。

この過程を通じて教育の向上・充実を図るため、次のPDCAサイクルを有している。Planについては、学校教育法、短期大学設置基準及び資格取得に関する法律に則り教育課程を定め、学則には各学科の教育目的や教育課程を示し、シラバスには各科目の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の能力と一般目標を紐付けし、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対する必要十分な科目の開設と体系的な教育課程の編成を行っている。それに従いDoとして、アクティブ・ラーニング型授業の積極的な展開と授業や学内外実習を通じて随時学生の学修成果を試験、レポート、実技実習等で測定している。その上で、Checkとして、授業を遂行しながら学科会議や学務・FD委員会での課題の発見と分析、授業終了後の学生による授業評価アンケート及び年に1回実施する学修行動や満足度に関する間接評価調査（学生IR調査）（備付-32,34）で問題点を点検する。その点検を自己分析し課題を提示するとともに、体系的なFD・SD活動（備付-36）の積極的な推進や研究活動で得られた新たな知見を教育活動へ還元させることにより、教育能力の向上に努めている。Actionとしては、授業評価アンケートを踏まえた教育業績記録（ティーチング・ポートフォリオ）の作成（備付-31,規程集188）や教育改善に寄与した教員の表彰制度を設けている（備付-30,規程集212）。その結果、各授業から学科の学修成果獲得に向けた課題を全教員で共有する意識が高まっている。

【教育の向上・充実を図るための PDCA サイクル図】



また、学校教育法、短期大学設置基準等の各種法令の変更や改正については、文部科学省通達やホームページ等を適宜確認しているほか、新規採用教職員に対して法令遵守に関する FD・SD を実施し、法令遵守に努めている（備付-36）。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

本学教育の内部質保証については、内部質保証の方針や体制が明確に定められていないことが課題であったが、令和 3 年 2 月に「福岡医療短期大学内部質保証の方針」を定めた（備付-29）。これによって、内部質保証の組織体制の明確化並びに本学の教育研究活動の質と学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うための枠組みを設けた。今後は、この規則に則り、本学における内部質保証の実施体制や実施頻度、見直し手順も含めて検証を行っていききたい。

また、教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を図るためには、各委員会の有機的連関を図ると同時に教員同士のコミュニケーションの促進も重要と考える。委員会活動や教育研究、FD・SD 活動を通じて教員間のコミュニケーションを図る機会を増やしていきたい。

さらに、あらゆるデータの統合や連結を行うために IR 機能の強化も大きな課題となるため、令和 3 年 1 月に「福岡医療短期大学教育支援・教学 IR 室規則」を制定し、令和 3 年度から専任職員を配置することとした。今後は、IR 機能を活かすことで、これまで以上に有効な自己点検・評価や第三者評価の仕組みをつくり、内部質保証の改善及び拡充が図れるようにしたい。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

本学の内部質保証の取り組みについては、平成 26 年度に採択された文部科学省の大学教育再生加速プログラム（AP 事業）の取り組みを通じて、より具体的に促進された

(備付-27, 28)。特に平成 29 年度から学長のリーダーシップのもと、体制・組織力の強化が図られ、体系的な FD・SD 活動を強力に推進している。具体的には、教育・管理運営・厚生補導・研究の 4 分野の領域について、レベル化して組み立てることで、教員のレベルアップを図る仕組みとし、平成 29 年度は 7 回、平成 30 年度は 18 回、令和元年度は 12 回、令和 2 年度は 13 回実施している (備付-36)。

また、上記事業を通じて教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、年に 1 回の事業成果報告書の作成を通じて教育プログラムの点検・評価の仕組みが確立された。さらに学修行動や満足度に関する間接評価調査 (学生 IR 調査) (備付-34) によって、学生が学修を行う施設・設備や資源等の学修環境、ならびに学生の学修等の相談・助言等の学生支援の状況についても点検・評価を行う仕組みができ、継続的な改善・向上に努めている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証 (第三者) 評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証 (第三者) 評価における行動計画は次のとおりである。

短期大学における人材養成のための教育活動は「建学の精神」と「教育の理念」に基づくものであるとともに、教育活動を通じて学生が修得した学修成果には、卒業認定・学位授与を含めた教育の質の保証が厳格に求められている。本学では、①地域や産業界のニーズに適切に対応した人材養成と専門教育を充実させるとともに、②専門教育における「学修成果の可視化」を推進させ、③他大学や学外の評価者による学修成果の査定結果も PDCA サイクルとして効果的に活用し教育支援体制の充実を図っていく。

平成 26 年度から、医療人として必要なコミュニケーション能力の育成、少人数グループワークやアクティブ・ラーニング、ルーブリックを活用した学修評価等の取り組みを計画しており、さらに、他大学との連携や新たな文部科学省の選定教育事業 (GP) を通じた学修成果の向上・充実を図ることで、本学の教育力向上のための教育改革を進めてゆきたい。

平成 26 年度に採択を受けた文部科学省の大学教育再生加速プログラム (AP 事業) を通じて、①～③については計画通りに実施できた。まず、①については、学生のインターンシップ先の指導者会議や外部有識者による外部評価委員会を通じて地域や産業界の意見を聴取する機会を設け、教育プログラムの改善につなげることができた。②については、学修成果アセスメントテスト (PROG テスト) 及び学修行動や満足度等に関する間接評価調査 (学生 IR 調査) の実施、学修ポートフォリオの取り組み、卒業生対象の追跡調査等によって、学修成果の可視化を促進した。③については、外部有識者による外部評価委員会を年 2 回開催し、本学の取り組みについて点検・評価を受けることで、教育改善につなげることができた。

また、FD・SD 活動の促進によって教員の教育改善に対する意識の向上が図られ、アクティブ・ラーニング教育の手法の工夫やルーブリック評価を用いる教員が増加した。さらに、平成 29 年度からは AP 事業の取り組み校を招いた報告会やシンポジウムの開催によって、本学の取り組みを社会に発信し、他大学との情報交換の場を設けるなど、本学の教育力向上のための教育改革が進められた。

大学教育再生加速プログラム（AP 事業）については、事業終了後の令和 2 年度に文部科学省より「計画どおりの取組が行われ、成果が得られていることから、本事業の目的を達成できたと評価できる。」との A 評価を受けた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、教育プログラム等の毎年の点検（モニタリング）や定期的な点検・評価（プログラム・レビュー）を実施することが求められているが、特に学外の多様な人材との協働による助言・評価の仕組みを構築する必要があると考える。

令和元年度より学生の将来像を踏まえて歯科衛生学科のインターンシップ先の開拓を行い、学内 3 箇所であったインターンシップ先を、学外を含めて 54 箇所、令和 2 年度は 75 箇所に増加した。こうしたインターンシップ先企業は学生の就職先にもなり得るので、今後はより連携を強めて年に 1 回は意見交換や意見聴取を行う場を設けていきたい。

また、令和元年度に作成したディプロマ・ポリシーの情意領域を可視化するコモンルーブリックについて、令和 2 年度に内容の見直しを行い、歯科衛生学科 3 年次の卒業時に試行した。その検証を含めて、卒業時の質保証を行う体制の構築も図りたいと考えている。

内部質保証については、令和 3 年 2 月に本学の内部質保証のための方針や体制について「福岡医療短期大学内部質保証の方針」を定めることで明文化を図ったが、さらなる教育内容の改善と充実に努め、PDCA サイクルを継続していきたい。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

【提出資料】

- 1-①～⑤. 令和2年度（2020年度）学生の葉・シラバス
- 2-①. 2021年度大学案内
- 2-②. 2020年度大学案内
- 3-①. 令和3年度入学試験要項
- 3-②. 令和2年度入学試験要項
8. ウェブサイト「情報公開・修学上の情報等」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html>
9. ウェブサイト「福岡医療短期大学3つのポリシー」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html>

【備付資料】

19. コモンルーブリック
20. 卒後追跡アンケート調査結果
21. インターンシップ先（開業歯科医院含）調査
22. 3つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会資料
26. 高等学校からの意見聴取に関する記録
27. 令和元年度大学教育再生加速プログラム事業報告書
28. 平成30年度大学教育再生加速プログラム事業報告書
32. 授業評価アンケート結果
33. 課外学修時間調査結果
34. 学生IR調査結果
35. PROGテスト結果
36. FD・SD実施結果一覧
37. 教育改善委員資料
38. GPA分布状況
39. 成績一覧
40. 学位授与率
41. 国家試験合否結果
42. 学修ポートフォリオ様式
43. 海外支援ボランティア参加者名簿
44. ルーブリック評価表
45. 令和2年度臨床実習帳（開業歯科医院含）
46. 卒業年次アンケート結果
47. 就職・進学率
48. 福岡医療短期大学認定資格の取得状況

49. ウェブサイト「情報公開・教学 IR 情報」

<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/ir-chousa.html>

50. 介護職員初任者研修修了資格取得状況

備付資料-規程集 157. 4-001 福岡医療短期大学学則

備付資料-規程集 160. 4-004 福岡医療短期大学アドミッション・オフィス方式
(総合評価方式) 入学試験細則

備付資料-規程集 161. 4-005 福岡医療短期大学試験、成績の評価及び進級に関する
規則

備付資料-規程集 162. 4-006 福岡医療短期大学試験、成績の評価に関する細則

備付資料-規程集 174. 4-018 福岡医療短期大学社会人学生選抜規則

備付資料-規程集 181. 4-031 福岡医療短期大学 GPA に関する実施要項

備付資料-規程集 189. 4-052 福岡医療短期大学入学者選抜規則

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

学位授与については、学則第 31 条の 2 に規定されており（備付-規程集 157）、歯科衛生学科、保健福祉学科における学位授与の方針は、平成 22 年に本学教授会の議を経て決定後、平成 28 年度末に改定案を策定し、平成 29 年 4 月 1 日学校教育法施行規則改正に併せて改定した。専攻科は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（現：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）から平成 20 年 4 月「口腔保健衛生学専攻」として認定され、平成 27 年特例による学位申請が可能となり「特例適用専攻科」と「認定専攻科」の 2 つの課程で学位申請を行っている。また、この方針は、「学生の葉・シラバス」や大学案内、ホームページ上で学内外に公表し、オープンキャンパスや高校訪問時等に本学を説明する際にも表明している（提出 1～3, 9）。

学修成果は、シラバスの「カリキュラムツリー」（提出 1-①～⑤pp. 60～61）の教育目標の中で示すとともに、学位授与の方針（ディプロマポリシー）においても人材養成の目的に対応して明確に示している。教育課程は、短期大学士（歯科衛生学・介護福祉学）並びに学士（口腔保健学）の学位授与を目的として編成されている。学修成果に対応する「課程修了の認定」は、学則第 16 条にて試験に合格した者に単位を与えると定め、「卒業の要件」は学則第 30 条により、歯科衛生学科では 3 年以上在学し 105 単位以上、保健福祉学科では 2 年以上在学し 73.5 単位以上を取得しなければならない。専攻科の「修了の要件」は、学則第 51 条により、1 年以上在学し、31 単位以上を取得し

なければならない（備付-規程集 157）。

「卒業の要件」に定められている単位の取得に関わる成績評価は、学則第 15 条の 3 「成績評価基準等の明示等」に準拠し、あらかじめ評価基準はシラバスに明示され適切に実施されている。また、「試験及び成績の評価」は学則第 17 条に規定され、具体的には「福岡医療短期大学試験、成績の評価及び進級に関する規則」、「福岡医療短期大学試験、成績の評価に関する細則」を定め、常に教育の質の保証に努めている（備付-規程集 157, 161, 162）。

歯科衛生学科・保健福祉学科ともに、歯科衛生士・介護福祉士の「リーダー」として活躍し、「多職種との連携や協働」ができる人物を学位授与の方針（ディプロマポリシー）として掲げているが、本学の課程を修めることで取得できる資格や国家試験受験資格は、専門職に従事するにあたり必須の条件であり社会的に通用性があるといえる。専攻科に関しては、本学専攻科の修了要件を満たし、「認定専攻科」は学修成果レポートを機構に提出後、学修成果試験（小論文試験）に、「特例適用専攻科」は本学での学修成果レポートの審査にそれぞれに合格し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学位を授与されていることから社会的に通用性があるといえる。さらに、令和元年度 9 月の 7 日間専攻科生 4 名がデンタルミッション海外支援ボランティア（フィリピン・イザベラ州）に参加し、現地住民に対する健康教育と歯科保健指導の実施を行ったことから国際的な通用性を認めることができる（備付-43）。

学位授与の方針（ディプロマポリシー）並びに教育課程の見直しについては、平成 29 年度より「3 つのポリシー並びにカリキュラム編成に関する協議会」（備付-22）を設置し、学外委員（福岡県歯科医師会、福岡県歯科衛生士会、福岡県介護福祉士会等）、学内委員（学長、両学科長、専任教職員、両学科学生代表）で定期的に協議するとともに、必要な事項の改善については学務・FD 委員会にて検討を行っている。また、令和元年度にはディプロマ・ポリシーに対応した情意領域のコモンルーブリックを作成したが、文言が難解であったことから令和 2 年度、平易な表現に改め、最終学年である 3 年次生を対象に実施・検証した。その結果を踏まえ更なる改善を行い、令和 3 年度より実施する予定である（備付-19）。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定してい

る。

⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

歯科衛生学科・保健福祉学科・専攻科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与の方針と対応し平成28年度末に改定案の策定、平成29年4月1日学校教育法施行規則改正に併せて改定され、「学生の葉・シラバス」や大学案内、入学試験要項、ホームページ上で学内外に公表し、オープンキャンパスや高校訪問等での本学説明時にも表明している（提出1～3,9）。

学則第13条、第50条に示される「教育課程」は、短期大学設置基準に基づき「カリキュラムツリー」に示すように体系的に編成され、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）ならびに学修成果に対応し編成している（提出1-①～⑤pp. 60～61, 備付-規程集157）。

「履修科目の登録の上限」は学則第15条の4に明記され、歯科衛生学科では1年次46単位、2年次46単位、3年次32単位、保健福祉学科では1年次46単位、2年次40単位を上限に定めている（備付-規程集157）。

また、成績評価は、「教育課程」同様に短期大学設置基準に基づき、学則第15条の3「成績評価基準等の明示等」に準拠し、シラバスに明示している評価基準に従って適切に実施されている（提出1-①～⑤, 備付-規程集157）。学修成果の測定は、小テストや中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などを定量化することで評価している。

シラバスには各科目の授業時間数や受験資格要件が明記され、達成・到達目標（「一般目標」・「行動目標」・「教育目標領域」として記載）や「教育方法」、「教育教材」、「学修方法」、「評価」、「教科書」ならびに「参考書」また、「準備学修」として単位取得に必要な授業外学修時間や学修内容が明示され、学生には年度初めのオリエンテーション時にシラバスを配布し、この方針等を周知している（提出1-①～⑤）。シラバスは平成29年度より毎年記載項目について検討を行い、当該年度の作成要領を作成後、全専任教員を対象としてFDワークショップを開催し周知している（備付-36）。また、非常勤講師等への周知は事務課より行っている。

なお、本学では通信による教育は行っていない。

教育課程の見直しについては、歯科衛生学科では令和元年度より医科歯科総合病院、2つの介護保険施設に加え開業歯科医院における臨床・臨地実習を開始した（備付-45）。また、令和2年度入学生より選択科目であった介護研修を「介護職員初任者研修」から「介護福祉士実務者研修」に変更し、選択必修分野と位置付けるなど教育課程の見直しを適宜行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学の教養教育では、「学位授与の方針」である目指すべき人物像と修得すべき能力に基づきそれぞれの専門職種で必要な豊かな人間性と職業倫理観の獲得、国際化に視点をおいた幅広いコミュニケーション能力を身につけることを目的とし、歯科衛生学科では16科目、保健福祉学科では15科目を開講している。授業の方法は講義や演習・実習、教育方法についてはより教育効果の高い方法を検討し、シラバスに明記し、教養教育と専門教育との連携を「カリキュラムツリー」に示している。(提出1-①～⑤pp.60～61)。

シラバスの教養科目の一般目標では、専門教育との連携を図り、医療・介護従事者としての将来を視野に入れた内容に設定されている(提出1-①～⑤)。

成績評価は、学則第15条の3「成績評価基準等の明示等」に準拠し、学修成果に焦点を当て適切に実施している(備付-規程集157)。教養教育の授業担当者は主として学外講師であるが、評価責任者は学内の専任教員が担当し、最終的な評価を行っている。専門教育同様、科目の最終授業日に受講学生を対象とした「授業評価アンケート」を実施し、評価項目の集計結果と学生のコメントを公開し、授業担当者からは集計結果に対するコメントを聴取している(備付-32,49)。また、学生を教育改善委員とし両学科各学年2名ずつ選出し、学生からのヒアリングを実施している。このように学生・教員双方向から教育の効果を測定・評価し、授業改善に繋げている(備付-37)。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で対面講義を縮小し、課題学習やZoom等を用いた遠隔講義で対応した。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

両学科ともに専門職業人を育成する学科であることから、教育の理念を基に、各専門職種に必要な知識の理解や技能の修得とともに教養教育も含め、体系的に教育課程

が編成されていることをシラバスの「カリキュラムツリー」の中で示している（提出1-①～⑤pp. 60～61）。

教育効果については、教育課程修了後、歯科衛生士並びに介護福祉士の国家資格を取得している（備付-41）ことから、卒業までの期間内で獲得や測定が可能であり、また、各専門分野への就職率（備付-47）が高いことから職業教育の実際的価値は担保されていると考える。歯科衛生学科では、学生の就業力育成教育の充実を図る目的で、これまで選択科目であった「キャリアデザイン」（提出1-②pp. 74～76）を平成28年度に必修科目へと移行して教育改善に取り組んだ。

また、職業教育の効果を測定・評価することを目的として、両学科の卒業生とその就職先である各歯科診療所や施設に対し質問紙調査を行っている（備付-20）。令和元年2月に実施した就職先からの調査結果では、「専門教育の中で充実すべき教育内容」や「社会人としての必要な能力の評価」については専門性の重視の差により就職先の回答は様々であったが、教育全般に対する評価として歯科衛生学科では「知識面」や「技術面」については約3～5割、「人間性」や「態度教育」、「今後も本学の卒業生を採用したいと考えているか」という項目については約6～8割以上の就職先から概ね肯定的な回答を得た。保健福祉学科では、「知識面」や「技術面」での評価はとて高く、その他の項目は歯科衛生学科と同様であった。また、「本学卒業生を採用する理由や選考のポイント」については、専門領域の教育の充実やこれまでの卒業生に対する信頼度、就職に関する本学のきめ細やかな対応を評価する就職先が多かった。この調査結果をフィードバックし、職業教育や就職指導に活用している。また、学生を対象とした調査では、最終学年時にインターンシップ教育として行っている臨床・臨地実習による技術・知識等の修得状況についても質問紙調査を実施し、その結果を踏まえ教育改善に対する検討を行っている（備付-46）。

令和2年度において、専門教育として位置づけられる講義や基礎実習科目、実践教育である臨床実習や施設実習などが新型コロナウイルス感染拡大防止対策により例年通りに実施できず、課題学習やZoom等を用いた遠隔講義、さらに学生相互ではなくマネキンでの実習対応などできるだけ教育効果に支障が出ない工夫を図った。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、平成29年4月1日学校教育法施行規則改正に併せて改定され、「大学案内」「入学試験要項」「学生の葉・シラバス」等に明記している（提出1～3,9）。本学の教育理念を理解し、本学で学びたいという強い意欲と情熱があり、一定以上の学力を有する者、またはそれに相当する者が入学を希望し、所定の試験に合格した者の入学を許可することを「入学試験要項」に明記している。入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と対応し、基準Ⅱ-A-1で示したように学修成果に対応していることは明らかである。なお、保健福祉学科については令和2年度入学者の募集を停止した。

入学者選抜の方法は、A0入学試験、推薦入学試験（指定校推薦・公募推薦）、一般入学試験（A日程・B日程）、社会人入学試験として社会人A0入学試験、社会人一般入学試験（A日程・B日程）がある。いずれの選抜方法においても「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に基づいて行っている。入学前の学力の把握と評価は、高等学校からの推薦書や調査書、短大・大学の成績証明書や高等学校卒業程度認定の合格成績証明書を対象とすることを「入学試験要項」に明示している（提出-3）。また、平成31年度の一般入試から学科試験科目を従来の国語と英語ではなく、国語と生物から1科目選択するものに変更した。

入学者選抜は、本学での勉学に強い意欲と情熱を持っているかどうかを確認し、一定以上の学力と人物を合わせた総合的評価を行い、可否の判定を行っている。特に、A0入学試験・社会人A0入学試験に関しては、本学を志望する理由、目指す歯科衛生士像、自己アピール等を記述した自己推薦書の提示（提出-3）を求め、人物の評価の参考として活用している。面接では、受験生に公平かつ十分に対応できるよう配慮し、基礎的な学修能力・入学希望の強い意欲と入学後の学修に対する情熱を確認すると同時に、受験生の思いを十分に引き出すよう努めている。また、社会人入学希望者に対しては、成績のみならず社会人経験を十分に考慮したうえで、人物像を含めた総合判定を行うことを高校訪問時やオープンキャンパス等で公表している。

専攻科の入学者選抜（提出-3）は、3年制の歯科衛生士養成校の卒業（見込み）を出願資格とし、口腔保健衛生学の学修に必要な知識と技術を有し、臨床・研究に高い目的意識をもち、倫理観とコミュニケーション能力を兼ね備えた者を選抜対象としている。近年、専攻科入学生は他の養成校の卒業生が徐々に増えており、令和2年度では入学者23名のうち本科卒業生19名に対し、外部の養成校からの入学者が4名を占める結果となっている。

授業料やその他入学に必要な経費については、入学試験要項、学生の葉・シラバスに記載している。本学は臨床実習を福岡学園グループの医科歯科総合病院や介護保険

施設、福岡歯科大学同窓生の開業する歯科医院で行っているため、実習にかかる経費を別途徴収することは行っていない（提出-1-①～⑤pp.12～13,3）。

本学は組織が小さいため、アドミッション・オフィスは設置していないが、選抜に関する規則を整備し（備付-規程集160,174,189）、入試委員会を中心に適切かつ公正な入学者選抜が可能となるよう定期的に委員会を開催し、検討を行っている。また、受験者からの問い合わせについては、メール・電話にて入試係が受け付け、必要であれば来学してもらいミニオープンキャンパスを開催し対応している。また、オープンキャンパス時にも入試担当者による説明を行うとともに、個別相談会を実施している。入試委員会は事務職員も構成員となり、選抜方法や合否判定にも関わり、学生募集・入学者選抜全般を教職員間で一貫して対応できる体制を整備している（備付-規程集189）。

入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）に関する高等学校関係者の意見聴取については、高等学校教員対象オープンキャンパス（年1回実施）にて参加教諭の意見を聴取し、入試委員会にて情報共有を行っている。また、高等学校訪問時に訪問担当者が高等学校関係者（進路担当教諭もしくは3年担任教諭）に対し、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と合わせて説明を行い、意見を聴取している（備付-26）。平成29年度からは、学外有識者（福岡市歯科医師会、福岡市歯科衛生士会、福岡県介護福祉士会等の職能団体）から編成される「3つのポリシー並びにカリキュラム編成に関する協議会」を年に一回本学の3つのポリシーについての意見を聴取し、定期的に点検を行っている（備付-22）。

高等学校教員対象オープンキャンパスについては、これまでは本学単独での実施であったが、令和2年度には福岡看護大学と合同で開催することで多くの教員に歯科衛生士の魅力を周知する機会を得た。また受験生対象のオープンキャンパスについては、新型コロナウイルス感染対策として、来学せずとも同様の説明が受けられるオンラインでの実施や動画配信などで対応できるよう準備を開始した。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

各専門分野で養成されるべき能力の育成は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）として具体的に明記している（提出1～3,9）。また、学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と各科目の到達目標の関連性については「カリキュラムツリー」にて示している（提出1-①～⑤pp.60～61）。

科目ごとの学修成果については、平成29年度に学務・FD委員会にカリキュラム・シ

ラバス改善作業部会を設置し、シラバスにおける行動目標の具体化を図り、「到達目標」として、「学生を主体とした目標の設定」「成績評価を意識し、観察・測定可能な具体的内容の記載」など一定の質水準に基づき設定した項目を学務・FD委員会に諮った。学生への周知としては、1年次生には入学時、在学生には新学期のオリエンテーション時に明示し説明している。

また、教育課程終了後、ほとんどの学生が歯科衛生士並びに介護福祉士の国家資格や学士の資格を取得していることから、卒業並びに修了までの期間内での学修成果の獲得や測定は可能であると考え（備付-40, 41）。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

GPA は、「福岡医療短期大学 GPA に関する実施要項」（備付-規程集 181）として「学生の葉」に明記（提出 1-①～⑤pp. 16～17）され、教育課程における学修到達度を客観的に評価することにより、大学教育の質保証と学修支援等に活用することを目的に平成 31 年に作成され、成績評価にも活用している。GPA 分布（備付-38）や単位取得状況（備付-39）については半期ごとに取りまとめ、量的・質的データとして教授会で確認し、学生指導に活用している。

学則第 31 条で、本学所定の課程を修了し、卒業試験に合格した者に卒業の認定がなされ、学位授与については、学則第 31 条の 2 で卒業を認定された者に短期大学士（歯科衛生学・保健福祉学）の学位が授与されると示されている（備付-規程集 157）。歯科衛生学科の多くの卒業生は国家試験に合格し免許を取得して、専攻科への進学や専門職として就職をするが、残念ながら国家試験不合格者も若干名存在する（備付-41, 47）ことから、国家試験浪人を輩出しないためにも進級や卒業認定のための学修成果の量的・質的データを重視するとともに、以下の資料を活用して学修支援や進路指導を行っている。

学生の業績の集積（学修ポートフォリオ）は、各学科の助言教員が学生の学修支援や進路指導に活用している。学生は、自身の活動を振り返る「自己評価」として 1 か月ごとに教員に提出し、教員からのコメント（アドバイス）を「他者評価」として活用している。学生が学修ポートフォリオを記入することは、学生自身が自分自身を客観的に捉え、自身の成長に繋げることができるものとして、学修・生活・社会活動などを含

めた多岐にわたる内容に対し目標を設定して学生生活を行っている（備付-42）。

ルーブリック評価については、平成 29 年度にルーブリックに関する FD ワークショップを 2 回開催（アセスメント・ポリシー作成ワークショップを含む）した（備付-36）。また、学務・FD 委員会基礎実習検討作業部会では技能・態度の評価法としてルーブリックを用いることとし、改善作業を行い、歯科衛生学科では、平成 30 年度に一部の基礎実習に試験適用した。臨床実習では総合的な評価項目一覧を作成し、尺度評価による達成目標の可視化を図った。両学科で実施しているルーブリック評価を使った取り組みとして、初年次導入教育、学生相互で行うピアサポート学習、専門職としての学びの評価がある。ルーブリック評価では、あらかじめ自己評価項目が提示されていることから、修得して欲しい項目の把握ができ、目的意識が明確になると同時に自分自身の振り返りになる（備付-44）。加えて、ピアサポート学習では、お互いを評価することにより学修動機や将来の指導者として客観的に相手を評価する力を高めるとともに、学生の学修意欲の向上や自己省察、それによって課題や改善点を明確につなげるなど有効に活用している。さらに、歯科衛生学科では、学位授与の方針（ディプロマポリシー）の各能力の修得状況を可視化するため、コモンルーブリックによる評価表を令和元年度に作成した。令和 2 年度には一部文言の修正を行い、最終学年である 3 年次生に実施し、評価の整合性の検証を行い令和 3 年度での活用を目指している（備付-19）。

PROG テストは、本学が専門職種を養成する学科であることから一般的な文系・理系の学科と比較分析することが難しいため、分析結果が明確でないことが問題となっているが、汎用的能力を測る他の主観的評価法（短大学生調査等）との相関等を分析することで、より効果的な活用が期待できるため継続して実施し、教育支援・教学 IR 委員会で分析を行うこととしている（備付-35）。

学生 IR 調査については、学生の大学生活や学修などに関する情報を収集・分析することで、学生の視点を重視し、教育成果を身につけさせるための調査として実施している（備付-34）。これらの調査で得られた「学生の学修成果に関する IR データ（GPA 分布、課外学修時間調査、各種アンケート結果など）」の他「退学者率」、「学位授与率」、「就職率」、「卒業生アンケート」等のデータ（備付-32, 33, 38, 46）に基づき、学修成果の獲得状況を分析し、学務・FD 委員会にて改善事項を検討する等改善と取り組みを継続して行っている。

以上に示す量的・質的データに基づく学修成果の評価についてはホームページ等に公表している（備付-49）。

尚、大学への編入は、歯科衛生学科の卒業生が数名、同法人の福岡歯科大学や他大学の歯学部編入しているほか、毎年保健福祉学科の卒業生が本学と同じ福岡市内の西南学院大学へ編入している。また、これまでに本学から留学した者はいない。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

学生の卒業後の評価を聴取するため、両学科の卒業生及びその就職先である各歯科診療所・介護福祉施設等に対し、質問紙調査を行っている（備付-20）ことは既に基準Ⅱ-A-4で述べたが、アンケートの回収率は約3～4割と例年回収率が低いことから、アンケート依頼時に個別に教員メッセージを添える等情報提供することで回収率のアップを図っている。

本学卒業生の就職先は、主に歯科医療関係および介護関係施設であり、近年、求人数が増加し非常に安定した求職状況である。両学科ともに就職における必須要件は国家資格取得者ということもあり、卒業生のほとんどが国家資格を活かした歯科衛生士並びに介護福祉士として医療・福祉の現場で活躍している。これらの施設は卒業生の所属先というだけではなく、在学生のインターンシップ教育の実践の場（臨床・臨地実習、介護実習、ボランティア、卒業研究等）を兼ねており、教員は引率・実習巡回などの機会に、直に在学生や卒業生に対する現場の評価などを聴取し、それぞれの学科の基礎教育にフィードバックすると共に、学生の就職活動時の助言に活かしている。特にキャンパス内の医科歯科総合病院や2つの介護保険施設における卒業生との交流は密に行われ、基礎教育の見直しや充実に直結させて学修成果の点検に活用している。

また、卒業生の進路先へのアンケート調査（備付-20）及びその点検は、ディプロマ・ポリシーとの対応に留意して実施しており、基準Ⅰ-C-2で述べたようにその結果は3つのポリシーに基づくPDCAサイクルに活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

学位授与の方針（ディプロマポリシー）と学修成果の対応を明確にするため、令和元年度に自己点検・評価委員会にて作成した情意領域のコモンルーブリックを、令和2年度に改善し、歯科衛生学科3年次の卒業時に試行、検証を行い、令和3年度に活用する予定であるが、さらに改善を重ねディプロマ・サプリメントへと発展させたい。

歯科衛生士は、周産期から終末期にまで及ぶ全てのライフステージへの対応が求められる。超高齢社会のニーズに対応した教育の充実と幅広く深い教養を培うことを目的に、特に、周術期の患者管理や超高齢社会のニーズに対応できる専門性の高い歯科衛生士の輩出は重要となる。そのため、これまで選択科目として位置付けていた「介護研修」を令和2年度入学生より「選択必修分野」に改め、教養科目と組み合わせたカリキュラムの変更を行ったので、令和4年度に実施状況を検証する。

卒業後、即戦力となり得る実践教育（インターンシップ教育）の場として、令和元年度後期より歯科衛生学科3年次での開業歯科医院における臨床実習を開始した。学生や実習先の要望を聴取する質問紙調査を今後も継続実施し、短大と実習指導者との連携の強化を図るとともに、実習を開始して3年目になることから開始時期や期間、実習内容など実践教育の充実を目指し検討を重ねる。また、学生の技能評価の査定については、現場で活躍する卒業生や実習指導者の協力を仰ぎ、評価基準の見直しを含め質問紙調査項目の検討を続ける。

卒業後の評価への取り組みとして令和2年2月に実施した卒業生と就職先の質問紙調査では、歯科衛生学科・専攻科生の回収率は約5割、保健福祉学科生は約2割、歯

科衛生学科・保健福祉学科の就職先の回収率は約 4 割であったことからさらに回収率を増やし、評価の精度を上げることが課題である。

平成 31 年度より学修支援としてのポートフォリオの見直しを図り、様式の変更（3 年間分を 1 冊にまとめる）、記入時間の設定、提出周期の短縮など、学生の目標達成に向けた学修への取り組みの計画立案・振り返り・改善計画の PDCA サイクルの強化に取り組んできたが、学生アンケートから学生のモチベーションの二極化や助言教員のサポートの差により、潤沢に運用されていないことが明らかとなった。今後も、記載フォームの変更や教員コメント記載欄の工夫、日常的にポートフォリオを学生自身が活用する仕組みの構築を検討したい。また、教員のポートフォリオに対する意識改善を図るための周知を続けたい。

学修成果の測定は、両学科ともに国家資格を有する専門職を養成する学科であることから国家試験対策を充実し、受験者全員の合格を目標とするが、学修成果の獲得状況を具体化するためには量的・質的データを活用し分析する必要がある。また、入学者選抜に関しては、令和 3 年度入学者選抜から選抜の名称並びに選抜方法が一部変更となったが、入学者の定員未充足が数年続いているため、学生確保に繋げる学生募集活動と広報の工夫については入試委員会を含め全教職員で対応するとともに、令和 3 年度より IR 専任教職員が配置されることから、IR 情報を十分に活用し具体策を講じる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

【提出資料】

- 1-①～⑤. 令和 2 年度（2020 年度）学生の葉・シラバス
- 2-①. 2021 年度大学案内
- 2-②. 2020 年度大学案内
- 3-①. 令和 3 年度入学試験要項
- 3-②. 令和 2 年度入学試験要項

【備付資料】

15. 科目等履修生名簿
18. ボランティア活動状況
20. 卒後追跡アンケート調査結果
32. 授業評価アンケート結果
34. 学生 IR 調査結果
36. FD・SD 実施結果一覧
38. GPA 分布状況
39. 成績一覧

42. 学修ポートフォリオ様式
48. 福岡医療短期大学認定資格の取得状況
49. ウェブサイト「情報公開・教学IR情報」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/ir-chousa.html>
50. 介護職員初任者研修修了資格取得状況
51. 大学・短期大学基準協会学生調査
52. オープンキャンパス時配付資料
53. 入学手続案内に関する資料
54. 入学式前後の日程通知等
55. 入学前教育に関する資料
56. オリエンテーション準備資料一覧
57. 学生生活調査票
58. 進路希望調査票
59. 学生面談様式
60. ティーチング・アシスタント業務報告書
61. 進路状況一覧表
62. 授業評価アンケート質問紙
63. 保健福祉学科2名授業料減免書類
64. 令和2年度就職ガイダンス資料
65. 令和2年度開業歯科医院臨床実習説明会議資料
66. 令和2年度臨床実習指導者会議資料
67. 令和元(31)年度インターンシップ受入実習施設指導者会議資料
68. 新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策資料
69. 基礎学力試験結果
70. 令和2年度口腔保健テーマ別講義時間割(歯科衛生学科)
71. 令和2年度保健福祉テーマ別講義時間割(保健福祉学科)
72. 奨学金活用状況
73. ハラスメント対策資料
74. レクリエーション・インストラクター取得者数一覧
75. 社会人入学状況
76. 認定特定行為業務従事者資格取得状況
77. 学生用パソコン貸出簿
78. 専攻科アメリカ研修3年次生参加者一覧
79. 歯科衛生士国家試験結果と卒業試験等成績比較
80. 就職活動時提出書類

備付資料-規程集 136. 2-013 学校法人福岡学園学生納付金滞納者に対する納付の催告、督促及び処分に関する規則

備付資料-規程集 167. 4-011 福岡医療短期大学保健福祉学科入学者の授業料減免取扱について

- 備付資料-規程集 170. 4-014 福岡医療短期大学私費外国人留学生授業料減免規則
- 備付資料-規程集 171. 4-015 福岡医療短期大学特別奨学生規則
- 備付資料-規程集 174. 4-018 福岡医療短期大学社会人学生選抜規則
- 備付資料-規程集 175. 4-019 福岡医療短期大学ティーチング・アシスタント規則
- 備付資料-規程集 176. 4-020 福岡医療短期大学科目等履修生規則
- 備付資料-規程集 177. 4-021 福岡医療短期大学保健福祉学科長期履修学生規則
- 備付資料-規程集 181. 4-031 福岡医療短期大学 GPA に関する実施要項
- 備付資料-規程集 188. 4-051 福岡医療短期大学授業評価実施要項
- 備付資料-規程集 194. 4-069 福岡医療短期大学就業力支援委員会規則
- 備付資料-規程集 207. 4-090 福岡医療短期大学情報図書館分室規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教育の理念および学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、教員はその方針に対応した教育目標を科目ごとに、一般目標、学修目標、行動目標としてシラバスに示し（提出1-①～⑤）、その到達段階を成績評価基準により評価している。シラバスには、すべての科目において「形成的評価、総括的評価、フィードバック方法」を明示しており、この基準に基づいて学修成果の獲得状況を評価することを学生に周知している。

教員は、学生の学修成果の獲得状況について、成績評価基準に基づく評価結果やGPA等により適切に把握している（備付-38, 39）。

また、前期・後期授業終了後、単位認定されるすべての授業科目において学生による「授業評価アンケート」（備付-32, 62）を実施し、集計結果を担当教員にフィードバックし、授業改善に努めている。アンケート結果は、本学ホームページ上で、学生および外部に公表している（備付-49）。

授業・実習担当者間の意思疎通や協力・調整について、専任教員間では学科ミーティングや授業担当者同士での打ち合わせを行っている。また、兼任・非常勤講師や臨床・臨地実習指導者、介護実習指導者を含め、各学期開始前に学年担任主導のもとで連携調整を図り、授業・教育方法の改善策を協議し、授業や実習に臨んでいる。特にインターンシップ教育においては、実習開始前に指導者との綿密な打ち合わせや会議の実施、実習開始後も定期的に打ち合わせや協議を行い、学生の理解力や技術習得状況にあわせて授業・実習内容を適宜調整し、学修成果の獲得に努めている（備付-65～67）。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、歯科衛生学科の基礎実習については学内での相互実習を中止し、代替となる学修内容を動画等の活用により対応した。3年次の臨床実習については、実習先と協議し、臨床現場での実習時間、学生数を一定数に調整し、減少した実習時間を臨床課題により代替する措置をとり、学生の学修成果への影響を最小限に抑えるよう取り組んだ。また、保健福祉学科の介護実習については協力可能な高齢者施設が限られたため、実施時期と履修内容の協議を適宜に行い、履修への影響が最小限となるよう学びの環境を整備した。

教員は、教育目的・教育目標の達成状況を、シラバスに記載した評価の観点、および評価方法に従って出された成績評価に基づき把握し、評価している。さらに、学期毎の教育過程における学修到達度をGPAで示し、学修成果の獲得状況を客観的に把握・評価し、確認している（備付-38, 39）。学期毎に設けられたGPA基準に基づいて、ポイントの低い学生に対しては学年担任・助言教員・学科長、保護者を含めた個別面談指導を段階的に行うシステムをとっている（備付-規程集181）。

履修・卒業指導については、新学期に行われるオリエンテーションで学年担任が学生全員に指導し、個別指導については学年担任主導のもと、各助言教員と協力して学生を支援する体制をとっている。また、履修や卒業に対する支援は、教員と保護者との連携を重視しており、成績不振や欠席過多の学生への対応として、先ず学年担任が対処し、改善が見られない場合には留年や退学を未然に防ぐため、早期に保護者召致を実施、助言教員とともに生活指導と学修支援に対して家庭からの理解と協力を要請

する体制を整えている。学年担任が中心となって対応した個々の学生の情報は、学科ミーティングで共有を図り、学修成果獲得に向けた支援を全教員で行っている（備付-59）。さらに、令和2年度より「国家試験合格100%作業部会」を立ち上げ、学生個々の成績の分析・対策の強化を図ることとした。

事務課職員は各学科に1名、課長を含め3名が配置されている。また、建学の精神、教育の理念を理解・認識し、各学科の教育目的・目標の達成状況を把握、学修成果達成については職務を通じて認識し、履修および卒業に至る丁寧な支援・指導を行い学生支援に貢献している。

履修科目の登録や成績評価の一括管理、卒業単位数や出欠状況の管理は、事務課のパソコンで一括入力され、教員と事務課職員と共同で管理し、学生指導に活かしている。さらに、学生の出欠状況は定期試験の受験資格審査にかかわる重要な要件であることから、各学年担任は出欠状況の点検を定期的に行い、状況の把握を事務課職員と連携を図りながら、受験失格を未然に防ぐよう対応している。

学生指導や学生との連絡を密にするため、時間割変更や諸連絡には学生ホールに設置している「学生掲示板」や携帯メールを使用した同報メールサービスを行っている。また、新学期のオリエンテーション時には「学生生活調査」を実施し、教員が学生の生活状況について十分把握する体制を整えている（備付-57）。さらに、事務課を中心に施設設備等を点検し、学修成果の獲得に向けた学修環境の支援も行っている。事務職員のSD活動としては、職階対象別に福岡歯科大学・看護大学と共同で学生支援業務等に関連した研修会が学園の主催により開催され、職務を遂行するための知識やスキルを習得している（備付-36）。また、情報管理のセキュリティ研修については、毎年学園全体で研修を実施し、コンピュータ利用技術の向上と教育課程及び学生支援の充実を図っている。令和2年度後期よりZoomやMoodleを整備し、歯科衛生学科1・2年次の授業の一部において課題学習やZoom等を用いた遠隔講義で対応した。また、3年次の卒業・国家試験対策講義についても、感染対策の観点から遠隔講義にて対応した。保健福祉学科では令和2年度前期に、学生が学外からもアクセスして講義資料の閲覧やレポートの提出ができるようMoodleの運用を開始し、遠隔授業用の環境を整えた。後期はZoomによる遠隔講義を導入し、対面授業と並行して活用した。

施設設備及び技術的資源については、単科大学で教職員数も少ないため、すべての教育資源を教職員が掌握し、学修成果の獲得に向けて有効に活用している。

情報図書館分室は、福岡歯科大学情報図書館の分室として、「福岡医療短期大学情報図書館分室規程」により管理・運営されている（備付-規程集207）。図書館司書を持つ職員を1名配置し、学生の学修意欲の向上のために学生が活用しやすいよう、常に図書館の整備を行い、新着図書の紹介や希望図書のアンケート調査の実施など、学生の読書や図書館利用を促進するように努めている。また、資料検索や集めた資料をまとめるために必要となる学生貸出用パソコンや学内LANの整備を行い、快適に学べる環境作りを支援し、利便性の向上に努めている（備付-77）。情報図書館分室は、専門的な研究を対象とする図書だけでなく、学生の授業に関連する図書および教員の教育に関する研究図書を蔵書の基本としており、卒業研究や専攻研究などの文献検索用パソコンも設置され、有効活用されている。なお、卒業研究や専攻研究の制作物は、年度ごと

にまとめ鍵付きの書庫に保管されている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

本科および専攻科の両合格者には、合格通知書とともに「入学手続案内」を送付後、「入学許可書」およびオリエンテーションのスケジュールや購入物品一覧等の書類を郵送し、情報を提供する他、入学前教育として課題を送付し、入学までの学修意欲の維持に努めている（備付-53～55）。

また、新入生は入学式当日の午後および翌日の1.5日間をオリエンテーション期間に設定し、学年担任が主体となって、学長・学科長協力のもと「学生の葉・シラバス」を用いて学位授与の方針や学則説明の他、教育課程編成・実施の方針を基に立てられた各教科の到達目標の説明や学修方法、評価、授業内容にあわせた学修方法、選択科目の履修についてガイダンスを行い、学修の動機付けに繋げると同時に学修成果の獲得に向けた指導を行っている（備付-56）。また、専攻科入学者のうち他校出身者については、さらに本学の教育の理念等について、個別オリエンテーションを実施し、学修活動への適応が円滑に行えるよう支援している。他学年においても同様に新学期にオリエンテーションを実施している。「学生の葉・シラバス」は学生には紙媒体で配布し、学外に向けてはホームページにおいて「学生の葉・シラバス」の抜粋を公表している（提出-8）。

基礎学力が不足し、定期試験での成績が十分に得られない学生に対しては、補習期間を設けて再試験等に向けた事前学修を実施し、学修成果の獲得に向けた支援をして

いる。また、成績不振学生を早期発見するため、入学直後に本学独自の「基礎学力試験（数学、英語）」を行い、その結果を踏まえ学修の早期支援に繋げている（備付-69）。さらに、平成30年度より専攻科学生をティーチング・アシスタントとして採用し、基礎学力が不足する学生の学修支援の活性化を図っている（備付-60, 規程集175）。加えて、未取得科目の多い学生に対しても、学年担任と助言教員が面談や個別指導、保護者召致を行い、生活指導や学修支援に向けた連携を図っている（備付-59）。

学生の学修上の不安や悩みなどは、学年担任と助言教員が協働し、学修成果の獲得に向けた支援体制を整えている。また、学修計画を立案し、学修状況を振り返り自己省察を行う「学修ポートフォリオ」を毎月助言教員に提出することで、学修への助言や励ましを行うシステムを導入し、学修成果の獲得に向けた個別支援の強化を図っている（備付-42）。

さらに全教員がオフィスアワーの時間を「学生の葉」に記載しており、学生は助言教員以外の教員からも必要に応じてサポートを受けることが可能となっている。こうした体制は、問題の早期発見・解決のための適切な助言・指導を可能にし、学生生活を円滑に行う支援となっている。専門的なケアが必要な心の悩みに関する相談には、医科歯科総合病院にある「学生相談室」や福岡歯科大学教員の心療内科医師によるカウンセリングを紹介し対応している（提出1-①～⑤pp. 23～25）。

通信制の学科は現在のところ設置していない。

学修進度の早い優秀学生に対する学修支援として、歯科衛生学科では3年次に希望する学生を専攻科生と共にアメリカ合衆国カリフォルニア州での研修に参加させており、平成28年度は4名が参加した（備付-78）。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

学修成果の獲得状況については、教育支援・教学 IR 委員会において、歯科衛生士国家試験結果を基に各種試験結果を比較し（備付-79）、学修成果の獲得状況を可視化、把握している。学期末ごとの成績については数値的データに基づいて分析を行い、国家試験合格に向けた学修支援方策（備付-70, 71）を学務・FD 委員会、教授会において点検している。令和3年度からは、教学支援・教学 IR 室が設置され、専任教員が配置されることにより、更なる学修成果の獲得状況の可視化が可能となり、学修支援方策もより充実したものとなることを期待している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

- る。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
 - (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
 - (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
 - (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
 - (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
 - (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
 - (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
 - (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

学生の生活支援のため、学年担任と助言教員および事務課職員が日々の学生指導および厚生補導等を「学生IR調査」の結果に基づいて、組織的に行っている（備付-34）。

学友会は「福岡医療短期大学学友会会則」（提出1-①～⑤p. 35）に基づき、学生である正会員、特別会員（非常勤講師を除く教員）から組織され、会長、総務委員長、学年委員長、学年委員からなり、短大学長が会長として学友会を支援している。学園行事として毎年体育祭、学園祭があり、「福岡歯科大学学友会」「福岡看護大学学友会」と本学学友会が共催で企画・運営し、全学生が主体的に参画できる活動の機会となっている。クラブ活動に関しては、本学の学生は福岡歯科大学のクラブ活動にも参加しており、夏季・冬季に行われる「全日本歯科学学生総合体育大会」に参加する学生に対し、学友会と学生後援会から参加費の一部を援助する活動支援を行っている。

交流や昼食の場として、コミュニティホール1（120名収容）やコミュニティホール2（90名収容）、コミュニティホール3（60名収容）、学生ホール等がある。その他に、キャンパス内には福岡歯科大学の学生食堂（200名収容）があり、昼食時には本学学生も利用している。さらに、キャンパス内の体育館、グラウンド、テニスコート等を使用することができる。なお、コミュニティホール1では昼食時に売店が開設されている（提出1-①～⑤p. 42～44）。また、本学校舎内には、男女別の保健室、緊急時の対応としてAEDを1階事務室前の壁に設置している。令和2年度末には、学生の意見を基に、校舎裏にある「憩いの広場」や外周フェンス取替等の整備を行った。

学生の住宅環境の支援については、下宿・アパート・マンション等の宿舎が必要な学生には、事務課から近隣の不動産業者を紹介して対応しており、オープンキャンパスや入試当日にも希望者には情報提供を行っている。本学は地下鉄七隈線次郎丸駅より徒歩5分、西鉄バス福岡歯科大学前バス停より徒歩5分、西鉄バス次郎丸団地バス停より徒歩7分と公共交通機関での通学に適した立地（提出2-①・②pp. 23）であるが、自転車やバイク（登録制）、自動車（許可制）での通学者も多く、学内に駐輪場と学

生駐車を設置している。平成28年より学園内にバス停が設置され、学生の通学にも活用されている（提出1-①～⑤pp. 42～43）。

学生の経済的支援のための制度として、学業成績が優秀で品行方正かつ健康な学生を社会に輩出することを目的とし、「福岡医療短期大学特別奨学生規則」（備付-規程集171）を設け、学業成績優秀者に対して年間授業料の一部を免除している。また、やむを得ない事情により学生納付金の納付猶予を希望する学生には納付猶予を受けられる制度「学校法人福岡学園学生納付金滞納者に対する納付の催告、督促及び処分に関する規則」（備付-規程集136）を設けている。その他、外部奨学金制度の「日本学生支援機構奨学金制度」に加え、歯科衛生学科では「山口県ひとつくり財団奨学金」「公益財団法人ふくわ奨学金」、国の教育ローン（日本政策金融公庫）、定型教育ローンなどを学生に広報するとともに、希望学生への支援を行っている。保健福祉学科では「福岡県介護福祉士等修学資金貸与制度」や「九配記念育英会奨学金」「生命保険協会介護福祉士養成奨学金」などの情報提供を行い、希望学生は毎年積極的に活用できるように支援を行っている（提出1-①～⑤pp. 22～24, 2-①・②, 3-①・②、備付-72）。なお、保健福祉学科学生に対しては、「福岡医療短期大学保健福祉学科入学者の授業料減免取扱いについて」（備付-規程集167）を設け、授業料を1年次限りではあるが減額措置を行っており、社会経験3年未満の入学生は授業料の20%、社会経験3年以上の入学生は授業料の55%を減額している（備付-72）。その他に、学則第34条・別表Ⅳ、Ⅴに記載しているとおり授業料の分納も選択でき、保健福祉学科学生に対しては、4期分納の制度も設けている。また、令和2年度より「高等教育の修学支援新制度」の対象機関として認定され、経済的支援を強化することができた。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、アルバイト収入が減少、実家からの仕送りが不安定になった学生も増え、6月下旬、生活用品や食料品などを地域住民や同窓会、学内外の関係者から募り、経済的に困窮している学生に対し無償配布を行った。また、文部科学省による学生支援緊急給付金の創設を受け、学生17名を推薦し、給付支援を行なった。さらに、12月には学生生活を送るための食費や就学のための教材購入費として、日本学生支援機構からの「新型コロナウイルス感染症対策助成金」として一律2,000円を全学生に支給した。

学生の健康状態の把握として、毎年4月中旬に全学生の健康診断を実施している。また、将来、医療職や介護職として就業した際に肝炎ウイルスに感染する危険に備え、希望者に対しB型肝炎予防ワクチンを接種させている。令和2年度では、新型コロナウイルス感染対策の観点から学生の体調の自己管理を強化し、毎日朝・昼の体温をポートフォリオ等に記録させるとともに、発熱時の対応について取り決め等も含め、文部科学省等からの通知をもとに適宜注意喚起を行い対処した（備付-68）。また、教室の座席の配置や換気、消毒を徹底し、安全な学修環境の整備による健康支援に取り組んでいる。

学生のメンタルヘルスへの支援として、基準Ⅱ-B-2でも記載したが医科歯科総合病院にある「学生相談室」で福岡歯科大学教員の心療内科医師が無料で相談に応じるなどカウンセリングの体制も整えている。

学生生活上の悩みについては、学年担任や助言教員がオフィスアワー（提出1-①～

⑤p. 25) を利用して適時きめ細やかに相談に応じており、本学2階にカウンセリング室も設置している。また、ハラスメントについては、学園内にハラスメント防止等対策委員会が設置され、「学校法人福岡学園ハラスメント防止ガイドライン」(提出1-①～⑤pp. 26～29)に基づき、相談員が各学科に1名配置されている。相談員はハラスメント相談の窓口となっており、学生・教職員一人ひとりの人権が尊重される体制を整えている。相談員の氏名および連絡先等は、ホームページや「学生の葉」、学園が発行するポスター(備付-73)等に記載され公表されている。

学生生活についての意見や要望は、随時学年担任や助言教員を通じて聴取するよう努めている他、学生の満足度調査として学生IR調査を全学生に毎年実施している。

「授業や実習など教育に関する項目」、「短大での学生生活に関する項目」、「短大の施設設備に関する項目」、「アルバイトや余暇の過ごし方に関する項目」など41項目の多岐にわたる内容について学生の意見や要望を聴取し、集計結果を学務・FD委員会および教授会において検討している(備付-34)。

留学生の受け入れに関しては、これまでに歯科衛生学科では行われていない。保健福祉学科では平成31年度に2名の入学者があり、学修および生活支援の体制を整えた(備付-63, 規程集170)。

本学は、医療・保健・福祉の担い手として、歯科衛生士並びに介護福祉士という国家資格を有する専門職を養成する短期大学であり、国家資格を取得する目的で社会人入学希望者も増えている。特に、自らのキャリアアップや国家資格の取得を目標に入学してくる場合が多いため向学心が高い。社会人学生は高い職業意識やモチベーションをすでに有しているため、特別に学修支援は行っておらず、逆に社会人学生の存在は現役で入学してきた学生への学修意欲を高める良い刺激となっている(備付-75)。

障がい者の受け入れについては、「歯科衛生士法」や「社会福祉士および介護福祉士法」に定められた欠格事由があるため若干の規制はあるものの、両学科ともに障がいを持つ入学希望者の学修意欲を増進させ、卒業・就業に向けた適応能力の育成を目指して受け入れる体制を敷いている。保健福祉学科では、平成30年度に障害者手帳を取得している学生も若干名受け入れ、合理的配慮のもと教育体制を整え、卒業までに導いた実績がある。これらの多様な学生に対しては、個別に対応する組織的な学修支援体制を整えた。また、過去には玄関口スロープや多目的トイレ、階段昇降機などの施設整備の充実を図り、学生生活支援も併せた支援体制を敷いている。

長期履修生については、平成29年度より保健福祉学科が2年間のカリキュラムを4年にわたり履修をすることができる制度「長期履修学生制度」を設け、ゆとりを持って学べることや、1年間にかかる経済的な負担を軽減できるようにした(備付-規程集177)。また、現状の規則(備付-規程集177)は、保健福祉学科学生対象となっているため、令和3年度に向けて規則改正を予定している。なお、歯科衛生学科では、学則第39条「科目等履修生、研修生および委託生」の体制を整備し、「歯科衛生士国家試験」不合格者(既卒者)を対象に受け入れ、国家試験合格に向けた支援を行っている(備付-15, 規程集176)。

外部からのボランティア等の募集に応えるため、学友会委員の中にボランティア担当学生を配置し、学生主体で学生への情報提供に努め自主的参加を促している。特

に、医療・福祉系の教育機関として、臨床・臨地実習や介護実習先の福祉施設と密接な関係があることから、これらの施設の行事ボランティアへの協力要請が多く、学修成果を確認する場であると同時に、歯科衛生学科では、本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」の取得要件として評価している（備付-48）。また、学園が主催する「かふえもりのいえ」（認知症カフェ）の支援ボランティアや福岡市営地下鉄次郎丸駅構内で行う「地下鉄七隈線乗車マナー向上キャンペーン」、福岡市主催の「ラブアース・クリーンアップふくおか」の清掃ボランティア活動に学生が参加し、地域住民との交流を図る場となっている（備付-18）。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響でボランティア等の開催は中止となり、これらの社会活動はできていない。そこで、歯科衛生学科ではオープンキャンパスの学生支援をボランティア活動と位置付け「口腔介護推進歯科衛生士」の取得を推進することとした。保健福祉学科では、前年度までの学生による社会的活動を「レクリエーション・インストラクターの資格」取得（備付-74）のための要件として評価している。また、認知症サポーター養成講座を認知症高齢者理解のための導入教育の一環として開講している。さらに、地域の要請や関連施設において、ミニ公開講座「認知症サポーター養成講座」の開講の際に、教員と一緒に保健福祉学科学生も支援員として参加し地域支援活動を行っているが、令和2年度においては同じく新型コロナウイルス感染拡大の影響から実施できていない。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学における就職支援のための教職員の組織として、就業力支援委員会がある。学長が委員長となり、両学科の学科長と教員2名～4名、事務職員2名で構成されている。就職支援のための設備としては事務課に隣接した就職支援室を設けている。就職支援体制は、各学科の学年担任が協力し学生の指導に当たっているが、各学科並びに事務課との連携を図るため、上記の就業力支援委員会（備付-規程集194）が支援活動の一部を担っている。

就職活動については、学生は、一括してまとめた求人票から就職先を選択し、求人先の見学を行った後、面接へと繋げている。支援教職員は、学生の特性や希望と求人先の特徴や雇用条件とのマッチングを重視し、適宜アドバイスを行っている。また、就職活動に伴う「授業欠席届」や「見学、面接実施指示書・報告書」を提出するよう指導し、学生の活動状況の把握と指導に努めている（備付-80）。就職活動並びに進

路決定時期については、両学科とも国家資格の取得を第一の目標としているため、一般的な大学とは異なり、卒業試験並びに国家試験終了前後の1月から3月の時期に決定する者が多く、求人も豊富にあることから、国家試験合格発表後に活動を開始する者も少なくないため、令和元年度より、開業歯科医院臨床実習施設や企業等を対象とした就職ガイダンス（備付-64）を開催する等就職への意識付けを強化し、早期に就職先を決定させるよう努めている（備付-61）。歯科衛生業務のキャリアアップを目的に職場を変わる卒業生も多いため、常時学内の掲示板に既卒者も対象に含めた就職情報を掲示している。

進学・留学希望者に対する相談や受験のための指導も助言教員や担任、職員と連携し行っている。編入学の場合は、複数の大学から指定校の依頼を受けており、希望する場合は教職員に相談するよう全学生へガイダンス時に周知している。また、編入希望大学への連絡等も必要に応じ行っている。各学科による進路支援の取り組みの状況は以下のとおりである。

【歯科衛生学科】

キャリア形成の一環として、2年次に「キャリアデザイン」、「コミュニケーションスキル」や「接遇」（提出1-②pp. 74～76, 134～138）の授業を行いコミュニケーション能力を育むとともに、3年次生に対しては「卒業生アドバイザーによる就職ガイダンス」において社会で働く卒業生を招き、「歯科衛生士としてのやりがい」や「資格取得を目指すにあたってのアドバイス」等を行い、資格取得への意欲の向上や就職活動への動機付けを行っている。これまでに求職者と求人先とのマッチングが上手くいかず、転職（就職先の変更）や早期離職をする者が存在することから、令和元年度より、開業歯科医院臨床実習施設や企業等を対象とした就職ガイダンスを本学で実施し、就職先から直接情報収集できる機会を設けることで就職先とのミスマッチを防ぐための支援を開始した（備付-64）。

近年は、訪問診療を行っている歯科医院の増加や、チーム医療による歯科衛生士の活動範囲が拡大されているが、本学では2年次に実施する介護研修を選択科目として設け「介護職員初任者研修修了」の資格取得を積極的に支援している（備付-50）。口腔にとらわれず全人的な関わりを持つための視点を身につけられることから、この資格取得は就職活動の際の強みとなっている。また、平成24年度入学者より、歯科衛生士免許取得後に、本学独自の認定である「口腔介護推進歯科衛生士」を授与し、本学専門教育の質の保証とともに就職のための資格取得支援の一環としている（備付-48）。

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

歯科衛生士国家資格を取得した上で、キャンパス内の医科歯科総合病院の専門歯科診療科にて歯科医師の直接指導のもと患者を担当し、就職後、即戦力としての活躍ができる人材の育成を行っている。また、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げているように、歯科衛生学科1・2年次生の基礎実習における「アシスタント・ティーチャー」の役を課し、指導者として教育する力の育成に取り組むとともに、「口腔介

「護系実習」への参加を本学認定の「口腔機能向上推進歯科衛生士」の認定資格要件とし資格を授与している（備付-48）。

ほとんどの専攻科修了生は、就職先として専攻した専門歯科診療科に関連した就職を決定しており、また、嘱託職員（最大3年間）として医科歯科総合病院に優先的に就職している。その他、臨床経験を積んだ専攻科修了生が他の歯科衛生士養成校の教員として活躍している（備付-61）。

【保健福祉学科】

保健福祉学科は国家資格である介護福祉士を取得して卒業するため、ほとんど全員の学生が国家資格を活かした介護分野への就職を希望している。社会的にも介護人材が大幅に不足している現状から求人状況は良好であるが、専門職としての価値を高めるため、さらに、就職後のキャリアアップを見据えたより専門性の高い知識や技術修得のための支援として、「医療的ケア」を実施するための「認定特定行為業務従事者資格」（備付-76）や本学認定の「口腔ケア支援介護福祉士」の資格取得（備付-48）など、技術の獲得により、就職活動の幅が広がるように積極的に支援しているが、令和2年度の「認定特定行為業務従事者資格」の現地研修については、新型コロナウイルス感染拡大により実施することができなかった。また、学生が早期に自身の進路について向き合えるよう、2年次前期には「福祉キャリアデザイン」の授業の中で、卒業生アドバイザーによる就職ガイダンスとして、数名のキャリアの違う卒業生を招き、介護福祉士として所属する施設の仕事紹介、実体験を基にした問題解決型授業を聴講する機会を設けている（提出-1-⑤pp.59～61）。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学修成果の獲得を図るため、平成30年度より教育資源として無線LAN・e-learningシステムを導入し、双方向授業が行える環境を整備したが、これまで十分には普及しておらず、教員の活用の強化および学生の学内設備満足度改善が課題であったが、令和2年度の遠隔授業の導入により、学生の学内設備の活用の活性化および教員のe-learningシステム活用力の向上を図ることができたので、今後も強化を図る。

学生の体調管理のため年1回健康診断を実施しているが、学生の自己管理意識の強化と学内での感染症予防等の観点から、令和2年度より開始した朝・昼の検温記録を継続実施する。

歯科衛生学科の進路支援では、専攻科への進学を希望する者が年々増加しているが、定員は20名となっていることから進学をあきらめる者も多い。しかし、指導教員1名に対して担当専攻科生5～6名で個別指導を行っていることから、教員の負担が大きくなっているのが現状で、指導教員の確保が大きな課題となる。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から講義や実習の対面での実施が減少や中止となり、特に、歯科衛生学科2年次では相互実習のほとんどを中止しマネキン対応で代替したため学びが十分とはいえない。そのため、令和3年度の臨床実

習の事前教育の中で補完することを計画している。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価における行動計画は次のとおりである。

「三つの方針」について、今後の法令の改正や社会情勢の変化、社会的要請等を踏まえて順次改正・改定を検討していく。平成26年度より社会人としての汎用的能力の獲得をめざし、generic skillsを判定するためのPROGテストを導入し、学生個々の汎用的能力の評価を進める。

保健福祉学科では、平成24年度入学生から開講した「医療的ケア教育」について、教育内容の充実を目指し、短大での基礎教育と施設での実践教育の連携を図り、「認定特定行為業務従事者資格」の取得支援を行う。

歯科衛生学科では、平成25年度から開始した「口腔医療センター」での臨床実習について、平成26年度以降に実習内容の検討を進める。また、学修ポートフォリオの記載内容を体系的に自己評価ができるよう改善する。資格取得支援については、本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」「口腔機能向上推進歯科衛生士」に関する認定要件の基準を整備し、高齢社会に対応できる歯科衛生士を育成する。

保健福祉学科では、学修成果の取り組みとして国家試験対策において3つの対策を行う。①1年次から2年次への連携科目や授業内容を系統化する。②シラバスについては、より学修しやすいように選択科目や専門発展科目の実施時期を変更する。③2年間を通して全国模擬試験の設定および試験前の基礎強化演習と集中個別指導を設定する。

両学科ともにルーブリック評価を活用し、学修支援を行う。

年々手技の修得に時間を要する学生が増えているので、実習室の時間外開放と学生が自学自習できる教育視覚媒体等の作成を含む学修環境の整備を図る。

専攻科においては、平成27年度には、現在の「認定専攻科」と新たに本学での学修成果レポート審査を行う「特例適用専攻科」の2本立てで学位申請を行うことになるので、「特例適用専攻科」の審査体制を整える。また、医科歯科総合病院における専門歯科診療科での学びだけでなく一般開業医の診療に準じた「口腔医療センター」での臨床実地を組み込み、患者対応の幅を広げる。

就職支援に関しては、両学科ともに学力や技能技術の不足ではなく、コミュニケーション能力の不足から採用に至らない学生が現われている。そのため、より実践的なコミュニケーション能力を向上させる教育の支援が課題となる。

入学者の受け入れにつながる大学案内・ホームページの検討を行って、入学者受入れ方針と本学の特徴の周知を図ることが必要である。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）ならびに入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については、平成 22 年に本学教授会の議を経て決定され、平成 28 年度末に改定案を策定し、平成 29 年 4 月 1 日学校教育法施行規則改正に併せて改定を行った。本学では、専門の知識や技術の修得だけでなく人間として信頼される歯科衛生士並びに介護福祉士の養成を目的に、教養と良識を備えた人間形成を教育理念として、平成 26 年度より社会人として必要な汎用的能力の獲得をめざし、generic skills を判定するための PROG テストを導入したが、本学が専門職種を養成する学科であることから一般的な文系・理系の学科と比較分析することが難しく、分析結果が明確でないことが問題となっていた。そこで、本学では PROG テストの結果と汎用的能力を測る他の主観的評価法（短期大学基準協会学生調査等）を用いて相関等を分析することとした。PROG テストは継続して実施し、引き続き相関等の分析は教育支援・教学 IR 委員会で行う。

ルーブリック評価については、平成 29 年度にルーブリックに関する FD ワークショップを 2 回開催し、初年次導入教育、また、学生相互で行うピアサポート学修の評価に活用している。歯科衛生学科では、平成 30 年度に一部の基礎実習の実技試験に適用した。臨床実習では総合的な評価項目一覧を作成し、尺度評価による達成目標の可視化を図った。保健福祉学科では、平成 30 年度より試験的に運用していた「介護実習」のルーブリック評価を、令和元年度（平成 31 年度）より正式に導入し、達成目標の可視化を図った。

歯科衛生学科では、令和元年度に作成したディプロマ・ポリシーの情意領域を可視化するコモングルブリックについて、令和 2 年度に内容の見直しを行い、歯科衛生学科 3 年次の卒業時に試行した。今後も検討・改善を行い、ディプロマ・サプリメントへと繋げる予定である。

就職支援に関しては、コミュニケーション能力の不足から採用に至らない学生が現われていることから、アクティブ・ラーニングの手法を活用し、学生が能動的に学修する機会を増やし、より実践的なコミュニケーション能力の育成を初年次から授業や実習を取り入れ、日常的に能力を向上させる教育の支援を行うことで、臨床や介護の現場で実践を積むことができ、近年の実習先や就職先での評価が向上している。歯科衛生学科では令和元年度より、3年次に就職ガイダンスを開催し、歯科医院とのマッチングをサポートしている。

ここ数年入学者の定員割れが起きている。高校生に本学の周知を図る目的で、大学案内・ホームページのリニューアルを継続して検討する。また、歯科衛生学科については、看護大学と合同で高校教員対象のオープンキャンパスを開催する。

【歯科衛生学科】

開業歯科医院に診療形態に近い「口腔医療センター」での臨床実習を平成 25 年から開始したが、平成 31 年度より医科歯科総合病院での実習だけでなく多様な形態での学びの実践を期待して、一般開業歯科医院（51 歯科医院）での臨床実習を福岡歯科大学同窓会の協力を得て実施する運びとなった。2 年目の令和 2 年度は、51 から 72 歯科医院に増加した。

学修ポートフォリオについては、これまでは単一学年での取り組み状況の記載方法であったが、平成31年より3年間分を一冊にまとめ、記入時間の設定や提出周期の短縮、学生の目標達成に向けた学修への取り組みの計画立案・振り返り・改善計画のPDCAサイクルの強化とともに、教員コメント記載欄の工夫を行い、助言教員からのアドバイスが受けやすいよう様式を一部変更し改善を行った。

資格取得支援として本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」の認定要件については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から口腔介護施設実習の履修が困難と推察されるため、平成31年度第27回合同教授会（令和2年3月25日開催）にて審議し、令和2年3月25日より要件を一部変更し、令和2年度に対応することとした。その変更要件として、口腔介護施設実習（Ⅰ）が中止となったため代替として課題学習を課した。口腔介護施設実習（Ⅱ）では（Ⅰ）と同様に高齢者施設でのボランティア活動が中止となったことから、オープンキャンパスの参加支援をボランティア時間として準用することとした。

年々手技の修得に時間を要する学生が増えている。そのため、平成29年度より専攻科によるティーチング・アシスタントを活用し実習室の時間外開放とともに、令和2年度には学生が自学自習できる教育視覚媒体（Moodleの活用）の作成を試み学修環境の整備を図った。

【専攻科口腔保健学専攻】

平成27年度より「特例適用専攻科」による指導体制を「臨床歯科医学」として口腔治療系、口腔機能発達系、咬合修復・歯科材料系、「口腔保健管理学」の4つの学系に分け、指導教員をそれぞれに配置し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の学位審査会基準に則った審査体制を整えた。平成29年度、前年度の学位審査会から付された意見「ヒト対象の臨床研究について、倫理委員会の承認プロセスの確立」から、平成30年度より「福岡医療短期大学 卒業研究・先行研究の倫理に関する指針」をもとに倫理審査会を発足し審査している。また、臨床実地としての専攻診療科に医科歯科総合病院だけでなく「口腔医療センター」を含むとともに、平成29年度より開業歯科医院での臨床実地を希望する学生には選択研修として実践の場を組み込み、患者対応の幅を広げる工夫を行った。

【保健福祉学科】

平成24年度入学生から実施している「医療的ケア教育」については、平成30年度までに研修施設を9施設に増やし対応した。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実地研修を実施することができなかった。

国家試験対策において、①学生の学修成果の獲得に向けて1年次から2年次への連携科目や授業内容の進度が学修成果の向上に繋がるかを系統化する。②シラバスについて、より学修しやすいように「社会福祉概論」「介護の基本」および選択科目や専門発展科目の実施時期を変更するなどの改善を行う。③2年間を通した全国模擬試験の設定（時期と回数）および試験前の基礎強化演習と集中個別指導を設定する3つの対策を計画し実施した結果、第32回介護福祉士国家試験（令和2年1月実施）では受験生

10名全員が合格した。令和2年度では、国家試験を視野に入れ、科目ごとの小テストや基礎強化演習を1年次より開始、2年次にも模擬試験を5回実施した。結果の発表方法について、学生に分かりやすく分野ごとのデータに改善し、早期に弱点を自覚させることや、フィードバック、個別指導にも活用できるよう工夫した。留学生や成績不振学生には、長期休暇中に集中講義を実施して基礎知識の補完、試験直前には個別指導を行うことで知識の底上げに努めた。その結果、第33回介護福祉士国家試験（令和3年1月実施）では受験生5名が合格した。

また、シラバスの見直しについては、科目の実施時期や選択科目の内容を検討し、介護実習やボランティア経験が蓄積される時期を見極め、通年科目であった専門発展科目「フィールドワーク」を2年次の前期「Ⅰ」、後期「Ⅱ」に変更、「生活支援技術」の講義内容に「絵手紙」を新たに追加したが、令和2年度末で学科が廃止となるため、その他の科目は現状維持となった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学位授与の方針の見直しとして、令和元年度に作成したディプロマ・ポリシーの情意領域を可視化するコモンルーブリックについて、令和2年度に内容の見直しを行い、歯科衛生学科3年次の卒業時に試行した。その検証を含めて、卒業時の質保証を行う体制の構築も図りたいと考えている。

次に、教育課程の見直しとして、令和2年度入学生より2年次（令和3年度実施）の介護研修を「選択科目」から「選択必修科目」に改め、教養科目と組み合わせたカリキュラム変更の実施状況を令和4年度に検証する。

学生個人の学修成果獲得の目標達成の可視化とPDCAサイクルの強化を図るため、平成31年度より学修ポートフォリオの様式を改め、新たな形式で令和2年度入学生から開始したので、学修成果獲得を含めた学生自身の自己管理能力の向上を検証し、改善を図る。

歯科衛生学科では、卒業後の学修成果の獲得状況を可視化する指標である「就職先からのアンケート調査」の評価の精度を上げるため、調査施設数を増やすとともに回収率を50%以上とすることで、教育の質の向上・充実を図るPDCAサイクルを運用し、教育改善へと繋げる。

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

【提出資料】

なし

【備付資料】

16. 令和元年度私立大学研究ブランディング事業報告書
17. 平成30年度私立大学研究ブランディング事業報告書
36. FD・SD実施結果一覧
81. 教員個人調書 [様式 18]
82. 教育研究業績書 [様式 19]
83. 非常勤教員一覧表 [様式 20]
84. ウェブサイト「情報公開・修学上の情報等」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html>
85. ウェブサイト「私立大学研究ブランディング事業」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/branding/index.php>
86. 専任教員の年齢構成表
87. 専任教員の研究活動状況表 [様式 21]
88. 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 22]
89. ウェブサイト「情報公開・教育研究上の基礎的な情報」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html>
90. 福岡歯科大学学会雑誌
91. 教員以外の専任職員の一覧表
92. 福岡歯科大学（短大）防災マニュアル
- 備付資料-規程集 4. 1-010 学校法人福岡学園組織規程
- 備付資料-規程集 7. 1-013 学校法人福岡学園事務連絡会規則
- 備付資料-規程集 10. 1-016 学校法人福岡学園課長会規則
- 備付資料-規程集 11. 1-020 学校法人福岡学園事務分掌規程
- 備付資料-規程集 12. 1-025 学校法人福岡学園就業規程
- 備付資料-規程集 13. 1-026 学校法人福岡学園教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程
- 備付資料-規程集 18. 1-033 学校法人福岡学園育児・介護休業等に関する規則
- 備付資料-規程集 45. 1-093 福岡学園情報セキュリティポリシー
- 備付資料-規程集 46. 1-094 情報端末等の取り扱いに関するガイドライン
- 備付資料-規程集 47. 1-095 重要情報漏洩等対応マニュアル
- 備付資料-規程集 52. 1-100 学校法人福岡学園人事考課規程
- 備付資料-規程集 54. 1-103 人事考課マニュアル（短大教員用）
- 備付資料-規程集 55. 1-105 人事考課マニュアル（事務職員等用）

備付資料-規程集 64. 1-130 学校法人福岡学園教職員旅費規程
備付資料-規程集 104. 1-260 学校法人福岡学園防火・防災管理規程
備付資料-規程集 182. 4-035 福岡医療短期大学教員選考規則
備付資料-規程集 183. 4-036 福岡医療短期大学教員選考細則
備付資料-規程集 192. 4-062 福岡医療短期大学学務・FD 委員会規則
備付資料-規程集 204. 4-080 福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程
備付資料-規程集 205. 4-081 福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程施行規則

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の教員組織は表 1（教員組織の概要）に見られるように編成されている。専任教員数は 18 名で短期大学設置基準に定める教員数（20 名）に対して、現在、2 名不足しているが、令和 2 年度末の保健福祉学科の廃止後は、保健福祉学科教員 3 名が歯科衛生学科等の教員として配置され、充足する予定である。

専任教員の平均年齢は、48.5 歳（教授 59.9 歳、准教授 47 歳、講師 44.5 歳）であり、専任教員の年齢構成は 40～50 歳代の教員が多い。専門的に経験豊富な教員による教育体制が整備されている。専任教員は、それぞれ博士 6 名（学長含）、修士 4 名、学士 6 名、準学士 1 名の学位を取得している。平成 30 年度に講師 2 名、令和 2 年度に講師 1 名が修士号の取得をした。歯科衛生学科専任教員においては、歯科医師は、認定医 1 名、専門医 1 名、指導医 1 名、歯科衛生士は、6 名のうち 2 名は全国歯科衛生士教育協議会認定の「専任教員認定歯科衛生士」資格を取得している。また、歯科衛生学科の専任教員には、4 年制大学への改組も視野に入れ、口腔保健衛生学の専門性を高める教員研修を計画的に受講させるよう学長・学科長が協議を行っている。保健福祉学科専任教員においては、看護師 1 名、介護福祉士 4 名、社会福祉士・精神保健福祉士 2 名、管理栄養士 1 名、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格保持者が 3 名いる。専任教員の職位、学位、研究業績等については、短期大学設置基準の規定を充足しており、それらについては、ホームページ上に公表している（備付-84, 85）。

また各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、専任教員ならびに、非常勤教員（兼任講師 52 名・非常勤講師 40 名）92 名を配置している。

非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴など、短期大学設置基準の規定を遵守している。また、令和 2 年時点において補助教員は配置していない。

専任教員（教授、准教授、講師、助教、助手）の採用、昇任は、「福岡医療短期大学教員選考規則」（備付-規程集 182）、「福岡医療短期大学教員選考細則」（備付-規程集 183）に基づき行われ、講師以上の教員については、教育研究業績審査委員会を設置し選考を行い、適任者を学長に報告後、学長が教授会で意見を聴取後決定、その他の教員については、学長が選考し、理事長に推薦する。

表 1 教員組織の概要（人）

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に 応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
歯科衛生学科	4	1	3	3	11	10	/	3	1	53	
保健福祉学科	2	0	3	1	6	7	/	3	0	22	
専攻科	(4)	(1)	(3)	(3)	(11)	-	/	-	0	17	専任は 歯科衛生学科 と兼務
(小計)	6	1	6	4	17	17	/	6	1	92	
短期大学全体の 入学定員に 応じて定める 専任教員数〔ロ〕	1	/	/	/	1	/	3	1	/	/	学長
(合計)	7	1	6	4	18	20		7	1	92	

表2 福岡医療短期大学教員数（人）

（各年度5月1日現在）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	歯科衛生学科	保健福祉学科	歯科衛生学科	保健福祉学科	歯科衛生学科	保健福祉学科	歯科衛生学科	保健福祉学科
教授	3	3	3	2	4	2	4	2
准教授	2	1	2	0	1	0	1	0
講師	3	3	4	3	3	3	3	3
助教	3	0	3	1	3	1	3	0
助手	1	0	1	0	0	0	0	0

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

本学の専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づいて、関連する分野における幅広い知識を得ることを目的として、所属する各専門の学会や研究会および研修会などにできる限り出席・参加し見識を広めている。研究活動は、教員個々の専門領域で行われ、そのほか授業と直結した教育研究なども行われており、教員個人の研究業績はホームページ上に公開している（備付-84, 87）。平成29年度には、文部科学省の私立大学研究ブランディング事業の助成を得て、研究テーマ別に4つのチームに分かれ、研究を活性化させた（備付-16, 17, 85）。この事業を契機に若手教員の研究活性を図り、科学研究費の獲得に繋げるよう努めている。

科学研究費補助金の獲得に向けて、全教員が毎年申請を行っており、補助金も毎年採択されている（表3）（備付-88）。福岡歯科大学との共同研究は短大教員の出身講座を中心に以前から実施されている。歯科衛生士教員については、平成28年度から、

看護大学との共同研究が開始されているが、平成 29 年度には、福岡歯科大学研究ブランディング事業に本学教員 2 名が、共同研究者として参加し、両大学との共同研究が着実に進んでいる。

表 3 短大外部資金獲得状況

(単位:千円)

	科研費 件数 (金額)	文部科学省私立大学 研究ブランディング事業	大学教育再生加速 プログラム
平成 29 年度	4 (7,930)	15,540	18,032
平成 30 年度	2 (1,430)	36,000	18,650
平成 31 年度	2 (3,250)	20,000	9,334
令和 2 年度	1 (1,820)	—	—

教員の研究活動を支援する規程には、「学校法人福岡学園教職員旅費規程」(備付-規程集 64)、「福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程」(備付-規程集 204)、「福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程施行規則」(備付-規程集 205)がある。

毎年、福岡歯科大学主催の「人を対象とする研究の倫理及び研究の実施に関する研修会」に全教員が参加している。研究成果は、教員個々の所属学会や福岡歯科大学学会雑誌で公表されており発表する機会は確保されている(備付-90)。

研究室については、前述の私立大学研究ブランディング事業により本学教員全員が利用できる共同研究室的改修を行った他、学園の有する研究施設も使用することができる。

研究時間の確保については、担当の授業、大学の諸行事、学生募集活動等の業務以外の時間を利用して、個人研究費を活用し上記の諸規定に従って研究発表や研修を行っている。若手教員はもちろん、教員全般についても研究の質向上については各教員の研究時間の確保が不可欠であることから、教員の研究時間の確保策を検討した。また、令和 2 年 11 月より、学内において、学長を中心に全教員を対象として抄読会を開始し、教員の研究活性化を図っている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程・規則を整備しており、海外でも研究活動等を行うことができる(備付-規程集 204, 205)。

本学の令和 2 年度に行われた FD 活動は、①学内で行われる FD (6 回) ②福岡歯科大学の FD (7 回) 計 13 回行われた(備付-36)。本学の FD の開催については、「福岡医療短期大学学務・FD 委員会規則」(備付-規程集 192)に基づき行われ、FD 年間計画立案作業部会により当該年度に適した内容を組み込み教育方法や教員の資質向上を目的に企画・運営を行っており、福岡歯科大学主催の FD にも可能な限り参加し教育の質的向上を目指している。また、「大学教育再生加速プログラム (AP) 事業」の取り組みにおける学修成果の可視化やアクティブ・ラーニングに関する FD 講演会やワークショップの実施を通して、授業・教育方法の改善策等を検討し、事業終了後も持続して関連した内容の FD を実施している。学生の学修状況と学修成果については、教育支援・教学 IR 委員会と連携して課外学修等の調査や分析を行っている。短大の事

事務職員は学園職員を対象として企画されている SD に毎回参加しており、本学で実施している大学教育再生加速プログラムの FD・SD ワークショップ（久留米信愛短期大学との共同開催）にも毎年参加している他、その他の学内実施の FD にも可能な限り参加しており、教職協働で学生の学修成果の獲得が向上するよう努めている（備付-36）。しかし、前述の FD・SD ワークショップ（久留米信愛短期大学との共同開催）については、新型コロナウイルス感染拡大のため令和 2 年度は実施できなかった。また、こうした研修へ取り組みは、人事考課に反映される仕組みが作られている。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

福岡学園の事務組織は「学校法人福岡学園組織規程」（備付-規程集 4）、「学校法人事務分掌規程」（備付-規程集 11）に基づき事務局長の下に、13 課で構成されており、短大事務課では、学務、学生支援、入試等の事務を分掌している。短大事務課は、法人事務組織と離れた場所に配置されているが、月 1 回開催される事務連絡会（備付-規程集 7）や通常月 2 回開催される課長会（備付-規程集 10）において学園全体の現状把握に努めている。短大事務課職員は 3 名で構成され、全員 5 年以上学務関係の業務に従事しており、専門的な職能を十分に有している。また、情報図書館分室の職員は図書館司書資格を有しており、本の貸借はスムーズに行われ、学生への支援につながっている。事務局関係の諸規程については規程集（備付-規程集）のとおり整備している。

事務室には、事務備品・用品などのハード面における環境も十分に整備され、事務課職員が適切に運用管理している。

SD 活動に関しては、「学校法人福岡学園就業規程」第 36 条（備付-規程集 12）に基づき策定した「学校法人福岡学園職員研修体系」により、平成 23 年度から学内研修を階層別研修と専門研修に分けており業務改善や教職協働に向け、階層別研修として新採用職員研修、中堅職員研修、係長研修、課長研修等を毎年実施、専門研修として、ICT スキルアップ研修、ハラスメント講演会等を実施し、事務職員の資質向上に努めている（備付-36）。

短大事務課では、情報の共有や業務の効率化等を目的に必要な応じて活性化会議を開催し、業務の見直しや事務処理の効率化等に関して検討し、問題点の改善に努めている。

本学が設置している委員会のほぼ全てに事務課長が構成員として参加し、大学内のあらゆる事項について情報を共有しているほか、全事務職員が専任教員との連携を密にし、学生の学修成果の獲得が向上するよう教職協働のもとに学生支援に取り組んでいる。また、同法人の福岡歯科大学・福岡看護大学・介護保険施設の兼任講師や学外の非常勤講師との連携も密にし、講義・実習の円滑化に努めている。

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する事項は、「学校法人福岡学園就業規程」（備付-規程集 12）に基づき定められ、これに基づいた運用がなされており、就業規程は学内 LAN を用いた「福岡学園諸規程集」により教職員に周知している。また、職員の人事異動時には、オリエンテーションを実施しており、短大の新任教員には学長が随時オリエンテーションを行っている。

教職員の就業に関しては、「学校法人福岡学園教職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程」（備付-規程集 13）に基づき、自ら出勤簿に押印し、勤務状況は福岡学園総務課人事係が管理している。また、「学校法人福岡学園育児・介護休業等に関する規則」（備付-規程集 18）により、育児休業・介護休業等を取得することができ、平成 30 年度は 2 名が「育児短時間勤務制度」を利用した。また、年 1 回ストレスチェックを実施し、その結果に基づき、対応が必要な教職員には適切に対処している。

本学では、「学校法人福岡学園人事考課規程」（備付-規程集 52）および「福岡学園人事考課マニュアル（福岡医療短期大学教員用）（事務職員等用）」（備付-規程集 54, 55）に基づき人事考課を実施している。この制度は、より質の高い大学教育、教育の質の保証と学生へのより良い教育の提供に向け、教職員一人ひとりの重点目標への貢献を促し、貢献に応じて適切に評価し処遇につなげていくことを目的としている。人事考課は、一次考課は学科長が教員を評価し、事務課長が職員を評価する。二次考課は学長が教員全員を評価、福岡学園事務局長が事務課職員全員を評価し、その結果を理事長と協議して最終考課を行い、その結果を各教職員にフィードバックしている。また、人事考課の結果は、昇任・降任、昇給・降給、昇格・降格、業績手当及び年度末手当の処遇に適切に反映されている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員数は、短期大学設置基準に定める教員数（20名）に対し2名不足しているため、早急に充足したい。

専任教員は、さらに上位の学位の取得を目指すことにより、教育の質のレベルを上げていくことが課題である。

研究の活性化も教員の資質の向上につながる大切な取り組みと位置付けているが、研究費の獲得状況は下降傾向であるため、今後、抄読会等において各々の研究の成果を発表し、さらなる研究の活性化に努め、また申請に向けて計画調書のブラッシュアップ活動も同時に行っていくことが必要である。特に若手教員の研究の活性化のためには教授等が科学研究費補助金獲得への指導を行うことが必要であるとともに本学全体の研究のレベルアップが必要である。奨学寄附金についても獲得状況が少ないので、これも増加させる必要がある。外部資金の獲得を目指すにあたっては、福岡学園の担当部署と協同・連携して情報の収集、文部科学省との連絡を行う必要がある。また、同法人の福岡歯科大学や福岡看護大学との共同研究や3つの介護保険施設を利用した研究の活性化もすすめる。

事務課職員と教員は、今後さらに連携を密にし、教職協働で短大一丸となって学生への多面的な支援を行い、学修成果獲得の向上を図るとともに、教職員ともに少人数で業務を遂行していることを踏まえ、短大全体の業務をより効率化することが必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

【提出資料】

なし

【備付資料】

89. ウェブサイト「情報公開・教育研究上の基礎的な情報」

<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html>

92. 福岡歯科大学（短大）防災マニュアル

93. 校地、校舎に関する図面

94. 図書館の概要

95. 情報図書館利用ガイド

96. 安全な学生生活のために

備付資料-規程集 45. 1-093 福岡学園情報セキュリティポリシー

備付資料-規程集 46. 1-094 情報端末等の取り扱いに関するガイドライン

備付資料-規程集 47. 1-095 重要情報漏洩等対応マニュアル

備付資料-規程集 77. 1-190 学校法人福岡学園経理規程
備付資料-規程集 101. 1-250 学校法人福岡学園固定資産及び物品管理規程
備付資料-規程集 104. 1-260 学校法人福岡学園防火・防災管理規程
備付資料-規程集 110. 1-276 学校法人福岡学園エネルギー管理委員会規則
備付資料-規程集 111. 1-277 学校法人福岡学園冷暖房の取扱細則
備付資料-規程集 112. 1-280 学校法人福岡学園施設管理規程
備付資料-規程集 207. 4-090 福岡医療短期大学情報図書館分室規程
備付資料-規程集 208. 4-091 福岡医療短期大学情報図書館分室図書管理規則

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は福岡学園敷地内の福岡歯科大学・福岡看護大学と多くの設備を共有しているため、施設・設備等の点検・評価にあたっては一部大学と短大とを併せた形で記載する。

本学の校地および運動場は共用である。短期大学設置基準面積 3,200 m²に対し校地面積は 103,520 m²（運動場用地；22,403 m²を含む）、短期大学設置基準面積 3,450 m²に対し短大校舎の総床面積は 8,191 m²であり、校地・校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。また、適切な面積の運動場を有している（備付-93）。

バリアフリーの観点から、校舎東側の出入口のスロープ、自動開閉ドア、障がい者

用トイレ（1階）、階段の手すり、階段昇降機（1階から3階まで）等を設置しており、校地と校舎は障がい者に対応している。

短期大学校舎は1棟で、2学科及び1専攻科共用で使用する講義室やパソコン教室等の他、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実習室、実験室を有している。平成29年度に採択された文部科学省の私立大学研究ブランディング事業の助成を得て、平成31年3月に地域公開講座開に対する環境整備のために308教室、令和元年9月に教育環境整備のために2階歯科診療実習室の改修工事を行った。さらに、県の助成を得て、令和3年3月に303教室の視聴覚設備改修工事を行った。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため、校舎入り口、各教室の入り口、各教室内に擦式手指消毒薬を設置し、ソーシャルディスタンスを保つ工夫として、教室の教卓から半径2mの位置に印となるテープを貼る等適切な対策をとり、教員と学生両者にとって安全に授業が実施できるよう配慮した。また、学生の座席は半径1.5m離れるよう配置した他、女子ロッカー・更衣室においても、すべてのロッカーを一方向に向くよう配置し、学年ごとに使用時間を分け、学生の利用を分散し、近距離の接触（密）を回避できる対策をとり、感染防止策を徹底した。

情報教育に対応するため、パソコン教室にはノート型パソコン48台を設置し、有線および無線LANの環境を整備している。無線LANについては平成30年9月にWi-Fiルーターの増設工事を行い、全館で無線LANを利用できるよう環境を改善し、毎年学生に対するスマートフォン、パソコンの接続登録を行なっている。パソコン教室は、「情報処理実習Ⅰ、Ⅱ」（歯科衛生学科1、2年次）、「情報処理演習」（専攻科）、「福祉と情報処理」（保健福祉学科1年次）などの授業に使用するとともに、歯科保健指導用媒体、施設実習報告会資料、卒業研究発表用資料、卒業論文および学修成果レポートの作成等、全学的に活発に利用している。パソコンはパソコン教室のみならず、情報図書館分室にコピー機1台とともにパソコン4台、コミュニティホール2にプリンター2台とともにパソコン2台、202教室にプリンター1台、パソコン3台、スキャナー1台を設置しており、学生が常時使用可能である。情報図書館分室のパソコンも開館時間内に、情報の収集や自習に積極的に活用されている。またこれらのパソコンは、全てインターネットに接続されており、情報収集に活用することが出来る。講義室においては、その使用目的に応じてプロジェクター、資料提示装置等を設置している。このほかに、携帯型の液晶プロジェクターが4台あり、プロジェクターが設置されていない講義室で適宜使用している。全体的な機器・備品の管理については、短大事務課で行い、日常的な使用・点検は各学科にて行っている。また、3階の303～308講義室は学科・専攻科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を有し、インターネットに接続できる環境を整えている。

情報図書館分室は福岡医療短期大学校舎1階にあり、「福岡医療短期大学情報図書館分室規程」（備付-規程集207）により管理・運営されている。バーコードをつけた学生証を使用し、図書貸し出しを管理している。受付、閲覧室、書庫等があり、面積は247㎡で適切な広さを有している（備付-94）。閲覧席48席と視聴覚席2席、パソコン席4席があり、閲覧席数は、学生総数令和元年度235名、令和2年度209名に

対し、20%以上の割合である。また、蔵書数は12,017冊、所蔵雑誌種数は91種である。さらに、学生は学生証および本学教職員は職員証で福岡歯科大学9階や福岡看護大学1階の情報図書館も自由に活用でき、福岡歯科大学蔵書数134,737冊、所蔵雑誌種数1,459種、福岡看護大学蔵書数7,464冊、所蔵雑誌種数39種を有し、蔵書数、学術雑誌数は十分である。また、購入図書選定システムや廃棄システムは「福岡医療短期大学情報図書館分室図書管理規則」（備付資料-規程集208）に規定されている。購入の際には、同規則第4条に規定されている年度図書調達計画に基づき、学生の図書委員により取り纏められた学生全体の希望図書を、教員の希望図書とともに情報図書館委員会で審議し、教授会で決定した後、情報図書館が調達している。なお、本学園にない図書は、情報図書館にある相互貸借申込フォームによりメールで申し込み、他大学の図書館から取り寄せることができる。また、福岡市立図書館とは、図書の相互貸借を行っている。情報図書館分室には司書の資格を有する情報図書館分室職員を1名配置している。

情報図書館分室は、学生が自己学修に活用する参考図書及び教員が研究・教育に活用する図書を基本としており、歯学や歯科衛生学、介護福祉学に関する専門的な図書を蔵し、学生ならびに教員が有効に活用している。なお、学内のパソコンから、福岡歯科大学ホームページの情報図書館データベースにアクセスし、図書館だより、情報図書館利用ガイド、新着図書の検索、蔵書検索、所蔵雑誌検索、文献検索等を行うことも可能である（備付-95）。

体育館の面積は3,672㎡であり、適切な面積の体育館を有している。体育館は「健康生理学」（歯科衛生学科1年次）「レクリエーション理論」（保健福祉学科1年次）やバレーボール、バスケットボールなどの部活動、体育祭などで有効に活用している。また体育館以外にも、学園内の運動施設として、野球・サッカーおよびラグビー兼用のグラウンド、さらにテニスコート（4面）、弓道場も大学との共用で常時使用することができる（備付-89,93）。

なお、本学には通信制の学科は設置していない。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備・物品管理については、「学校法人福岡学園経理規程」（備付資料-規程集77）、「学校法人福岡学園固定資産及び物品管理規程」（備付-規程集101）、「学校法人

福岡学園施設管理規程」(備付-規程集 112)を整備し、適切な管理を行っている。また、施設設備の維持管理は、「福岡学園第三次中期構想」に基づいて策定された毎年度の事業計画に沿って講義室設備の改善等を行っている。令和3年2月には、老朽化した短大外周のフェンスの取替、外壁・駐輪場の塗替、裏庭の憩いの広場の整備を行う等、学生にとってより良い環境となるよう常に配慮している。また、施設課職員が定期的に学園の建物等の巡回点検を行っている。

非常時の学生の安全確保のため、「学校法人福岡学園防火・防災管理規程」(備付資料-規程集 104)に基づき、防火・防災計画の策定や消防設備の年2回の定期点検等を行っている。地震対策においては、短大の校舎は耐震診断により耐震補強は必要ないと診断されたが、非常時の学生の安全に留意し同規程に基づき「福岡歯科大学(短大)防災マニュアル」(備付-92)を整備し、周知を図るなどの対応をとっている。地震等の大規模災害については、学生全員に配布する「学生の葉・シラバス」(提出-1-①~⑤pp. 30~31)の中に「地震発生時の対応マニュアル」を記載している。また、教員・事務課職員による自衛消防隊を編成し、防災啓蒙活動や、新入生・新任教職員を対象に消防訓練(消火訓練、降下訓練、非常階段、消火器、AED等の位置確認等)を実施しており、自身の役割および災害時の行動計画について認識する機会としている。

学内の防犯対策として、午後8時以降は自動で校舎の出入口がロックされ、それ以降の入館は、教員の入館カードで開錠し校舎へ入るシステムをとっている。また、大学生活における防犯意識を高めるために、毎年4月に所轄の警察署に依頼して、新入生を対象の「防犯教室」を開催し、防犯・薬物使用禁止の啓蒙活動を行っている。さらに、全学生に防犯ブザーを配布し、防犯意識の強化を図っている。また、夏季・冬季・春季休暇等に合わせて「安全な学生生活のために」(備付-96)により改めて生活指導を行うことにより、防犯、薬物使用禁止等の防犯意識を常に持つよう指導を行っている。なお、不審者対策として、1階入口には用件の無い部外者の校舎への立入り禁止を明記した張り紙の掲示や、校舎および女子トイレの出入口すべてに監視カメラを設置している。また校舎の周りには夜間照明を設置し、警備員が定期的に巡回している。

本学のコンピュータシステムのセキュリティ強化は、福岡歯科大学長(以下、大学長)が委員長である「情報システム委員会」がLAN管理室と連携して種々の対策を講じている。また、個人情報等の漏洩防止に関しては、「福岡学園情報セキュリティポリシー」(備付-規程集 45)、「情報端末等の取り扱いに関するガイドライン」(備付-規程集 46)、「重要情報漏洩等対応マニュアル」(備付-規程集 47)の規程が整備されており、同規程に基づき、情報セキュリティ講習会(初級編・中級編)を全教職員に実施している。さらに、短大においては、教授会等で個人情報の取り扱いについて注意を促すとともに、教職員が所有するパソコンにはセキュリティソフト(ウイルスバスターcorp.クライアント)の導入が義務づけられ、セキュリティ対策をしている。学生が使用するパソコンに関しても、教職員と同様のセキュリティソフトを使用することでセキュリティ強化を図っている。

省エネルギー対策には、「学校法人福岡学園冷暖房の取扱細則」(備付-規程集 111)

に基づき、教職員に対し電力消費量削減の協力を促している。本学園では本細則および「学校法人福岡学園エネルギー管理委員会規則」（備付-規程集 110）により定められた委員会からの電力使用状況の報告により各人の自覚を促し、全学的な協力要請を求めている。具体的には、空調機器の適切な使用、教室照明の細目な消灯などを行っている。省資源対策では、紙資源のリサイクルや廃棄物の分別回収を全学的に推進している。また、医療・福祉に携わる者としての自覚を促すため禁煙運動を推進し、短大敷地内における喫煙を禁止している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

私立大学研究ブランディング事業の地域公開講座の拡充を目的に、平成 31 年 3 月に 308 教室、同年 9 月に 2F 診療実習室の視聴覚設備工事が、令和 3 年 3 月に県の助成を得て 303 教室の視聴覚設備工事が行われたことにより円滑な講義、実習が可能となったが、一方で整備・拡充が必要な箇所は多くあり、今後、計画的に整備していく必要がある。

短大構内には、駐輪場が 3 ヶ所設置されているが、建物入口に近い 1 ヶ所に集中して利用されており、指定されたスペースよりはみ出して駐輪している。これは、安全面、景観面から好ましくないため、駐輪場を整備・拡充する必要がある。また、学生が自由にくつろげる場所が不足しているため、エントランス等活用できる場所を利用し、学生が快適となる環境整備が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

【提出資料】

なし

【備付資料】

- 93. 校地、校舎に関する図面
- 97. 学内 LAN の敷設状況

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持

している。

- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいて平成 28 年度私立大学等教育研究活性化設備整備費補助事業：タイプ 1 「教育の質的転換」を活用し、パソコンを従来の情報処理教育だけではなく、アクティブ・ラーニング等での学修形態に広く使用し、情報技術向上の機会の充実を図ってきた。

3 階のパソコン教室の従来のデスクトップ型パソコンをノート型パソコンに変更し、48 台設置して有線および無線 LAN 環境を構築している。また Wi-Fi ルーターを 2 階の小講義室 (201、202、203)、1 階の 101 講義室、コミュニティホール 1 にも設置し全館で無線 LAN を利用できるよう改善した (備付-97)。無線 LAN の整備とノート型のパソコンの導入により、パソコン教室に限定されることなく、アクティブ・ラーニング等の授業を効果的に実施できる環境を整えた。

平成 29 年度に情報図書委員会によってノート型パソコンの学生貸出が開始され、短大内で自由にパソコンを利用することが可能となった。更に平成 30 年度には、ノート型パソコンに Wi-Fi 設定を完了し、アクティブ・ラーニングの更なる充実を図った。また、コミュニティホール 1 と 101 講義室には、大型モニターとしても使用できる電子黒板を 2 台設置し、アクティブ・ラーニング等の授業で使用できる少人数グループ学修のための可動式デスク 100 台とチェア 100 脚も設置している。

インターネットの環境整備に関しては、本学は、福岡学園の FDCNET のドメインに属し、教職員は College セグメント、学生は Student セグメントにて、福岡学園の情報図書館の LAN 管理室で管理を行っている。インターネットのウイルス対策については、平成 29 年度より教職員は全員ウイルスバスターコーポレートエディションをインストールしている。また、LAN 管理室の依頼により各部署に LAN 関係のグループリーダーが配置されており、定期的にウイルスバスターコーポレートエディションのインストールの有無や、Windows、Mac、Android のアップデートが定期的に行われる設定になっているかを点検している。

学生には入学と同時に学園からメールアドレスが付与され、歯科衛生学科の「情報処理実習Ⅰ・Ⅱ」、保健福祉学科の「福祉と情報処理」において、学修課題等の提出をメールの添付ファイルで行うように指導している。また、学生掲示板システムも稼働しており、学生が授業時間の変更等を携帯電話で確認ができるようになっている。また、携帯電話を利用したメールシステムも稼働しており、このシステムを学生の呼び出し、連絡等に適宜活用している。これらの技術支援は LAN 管理室が主に行うが、

基本的な管理業務は本学の事務職員と情報図書委員会が対処している。

学生の学修と教員の教育研究を支える情報技術について、教職員は LAN 導入時に情報システム委員会が開催する各種情報技術向上のための研修を受け、ウイルス対策などセキュリティに関する技術、セキュリティポリシーの確立など学園全体で取り組むべき事項に関しては、情報システム委員会や LAN 管理室と協同してトレーニングを実施している。

学生に対しては、パソコン教室で行う「情報処理実習Ⅰ、Ⅱ」（歯科衛生学科）、「福祉と情報処理」（保健福祉学科）、「情報処理演習」（専攻科）等の授業科目により情報技術の向上に関する教育を行っており、同科目の中で、インターネット等の利便性と同時に危険性についても教育している。さらに、授業や実習中に生じた偶発的なトラブルについては、速やかに教職員が協力して問題解決を図り、教員間で解決不能な問題が生じた場合は、学園の LAN 管理室によるサポートを受けている。また、パソコン教室および LAN システムの管理については平成 29 年度より短大情報図書委員会委員長が責任者となり、運営については情報図書委員会が行う事とし、管理運営をこれまでの個人から組織へと移行して管理運営体制の脆弱性を是正した。

プロジェクターや資料提示装置については、講義室を使用する教員が機器の状況を把握し、経年劣化したものについては順次交換し、事務課と共同して計画的に維持・管理し、適切な状態を保持できるよう努めている。また、パソコンについては情報図書委員会が適切な状態になるように管理しており、さらに福岡歯科大学 4 階の情報処理実習室のパソコンも活用し、授業や自習に不足が生じないように留意している。

教職員は各人 1 台以上のパソコンを所有しており、授業で活用する教育媒体の作成や学務に関する業務に必要なソフトもインストールしている。また、国家試験対策試験では、国家試験は 4 者択一問題等のマークシート形式で行われるため、解答したマークシートの成績集計作業はマークシートリーダーを用いて速やかに実施し、早期の成績発表と学生指導を行うことで学修成果向上に努めている。さらに授業評価アンケートの収集、FD・SD 活動のための配布資料や試験問題の作成・印刷等も学内で実施しており、コンピュータ等の整備は適切に行われていると考える。

臨床系の授業や実習では臨床写真や臨床経過、実習手順等を示すために、教員はマルチメディアを利用した学修成果に配慮した授業を行っており、全員がパワーポイント等のプレゼンテーションソフトを使いこなしている。また、DVD 教材や YouTube 等からの教育動画も授業の中で効果的に利用している。更に、平成 30 年度より Moodle を用いた e-learning 教材作成に取り組み、一部の授業では動画教材を活用した授業を行っている。

また、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、Moodle を用いた e-learning に加え、新たに Web 会議サービス Zoom による遠隔授業を開始した。開始に伴い、Zoom のライセンスを取得後、すべての学生がスマートフォンあるいはタブレット、パソコン等でスムーズに利用できるようなマニュアルを作成し、活用した。タブレット、パソコン等を所持していない、あるいは自宅の Wi-Fi 環境が備わっていない学生には、タブレットの貸し出しを行い、短大の Wi-Fi 環境下で利用できるよう教室を開放した。

本学においては、成績の管理や成績の推移・分析等の学修支援を目的として、教職員がコンピュータを利用する機会は多く、FD ワークショップ等を通じてコンピュータシステムの利用技術は徐々に向上している。また、全ての学生がスマートフォンを所有している現状から、携帯電話を利用した掲示板システムや連絡システムを既に構築して活用しており、時代に即したコンピュータ利用技術の向上に努めている。

303～308 の各講義室は、パソコン・資料提示装置を用いて講義が行える設備を有しており、各講義室にインターネットへ接続できる Wi-Fi 環境を整えている（備付-97）。パソコン教室のパソコンは、講義、実習時以外も使用でき、さらに 202 講義室、コミュニティホール 2、情報図書館分室にもそれぞれパソコンを設置しており、学生が自由に使用することができる。また、これらのパソコンは、全てインターネットに接続されており、情報収集に活用することが出来る。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

現在 1 階エントランスならびに学生ホールに大型モニターが設置されているが、その利用は主にオープンキャンパス時など限定的な利用に留まっている。授業・実習等に関する連絡や、医科・歯科・歯科衛生・福祉領域の最新の知見に関する情報発信等更に有効的に活用することが必要である。

学生電子掲示板の活用は学生への連絡、実習記録用紙のダウンロード、教職員の情報共有など、学園全体の情報共有を行う場となっているが、授業にはあまり活用されていない。教員の ICT スキルの更なる向上を図り活用する場を学生に多く提供していくことが求められる。

Moodle を用いた e-learning 教材は学内からの接続であったが、システムの改変により学外からも Moodle にアクセスできるようになったので、Moodle に蓄積できる教材をさらに増やし、学生の時間外学修の充実に繋げることが必要である。e-learning 教材の拡充とともにタブレットやパソコンの購入支援等を含めた学生の ICT インフラの整備を行っていくことも課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

【提出資料】

11. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]
12. 事業活動収支計算書の概要 [書式 2]
13. 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式 3]
14. 財務状況調べ[書式 4]
15. 資金収支計算書・資金収支内訳表

16. ウェブサイト「財務情報」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html>
17. 活動区分資金収支計算書
18. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳書
19. 貸借対照表
20. 学校法人福岡学園第三次中期構想（平成29年4月～令和5年3月）
21. ウェブサイト「福岡学園の中期構想」
<http://www.fdcnet.ac.jp/fdc/jigyoku/kousou.html>
22. 令和2年度事業報告書
23. 令和3年度事業計画書/予算書

【備付資料】

98. 寄付申込書
 99. ウェブサイト「ご寄付のお願い」
<http://www.fdcnet.ac.jp/fdc/businessreport/kifu.html>
 100. 財産目録及び計算書類
 101. ウェブサイト「情報公開・財務情報/事業計画・報告」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html>
- 備付資料-規程集 69. 1-160 学校法人福岡学園退職金規程
 備付資料-規程集 77. 1-190 学校法人福岡学園経理規程
 備付資料-規程集 78. 1-191 学校法人福岡学園経理規程施行規則
 備付資料-規程集 84. 1-200 学校法人福岡学園予算規則
 備付資料-規程集 85. 1-205 学校法人福岡学園資金運用規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

福岡学園の過去3年度の資金収支差額は、平成30年度は5億5,800万円、令和元年度はマイナス5億6,100万円、令和2年度は6億3,100万円となっている。福岡学園では毎年度の余裕資金は債券等を購入し、長期資金として運用しているため収支差額はほぼプラスマイナスゼロで推移しており、均衡している。（平成30年度の収支差額分の資金は令和元年度に長期資金として運用したため、ほぼ同額がマイナスとなっている。）本学の資金収支差額は、平成30年度は5,900万円、令和元年度はマイナス2,000万円、令和2年度はマイナス1,800万円となっている。

また、福岡学園の事業活動収支では、基本金組入前当年度収支差額が平成30年度は5億4,600万円、令和元年度は9,900万円、令和2年度はマイナス16億3,200万円と推移しており、本学では、平成30年度は6,500万円、令和元年度はマイナス1,700万円、令和2年度はマイナス4,800万円となっている。

福岡学園の事業活動収支は令和元年度までは収入超過で推移していたが、令和2年度は福岡歯科大学医科歯科総合病院の建替えに伴う支出の増により、支出超過となっている。また、本学においては、在籍学生数の減による学生生徒等納付金及び経常費等補助金の減に伴い、事業活動収入が減少したため、令和元年度、令和2年度は支出超過となっている。

令和元年度末の資産の部合計は689億6,100万円、負債の部合計は89億6,000万円、純資産の部合計は600億100万円となっている。令和2年度末の資産の部合計は668億9,500万円、負債の部合計は85億2,600万円、純資産の部合計は583億6,900万円となり健全に推移している。

表1 貸借対照表関係比率

(単位：%)

比率名	評価	平成30年度	令和元年度	令和2年度	全国平均 (令和元年度)
純資産構成比率	△	91.8	87.0	87.3	85.6
積立率	△	100.2	99.4	102.2	71.9
流動比率	△	171.1	90.1	117.1	241.6

※ 評価：△ 高い値が良い

本学では、平成30年度まで資金収支及び事業活動収支ともに収入超過で推移してきたが、令和元年度は資金収支で2,000万円、事業活動収支で1,700万円の支出超過、令和2年度は資金収支で1,800万円、事業活動収支で4,800万円の支出超過となった。学科別では、保健福祉学科は恒常的に支出超過となっているが、歯科衛生学科においても、収入超過は維持しているものの収支差額は減少しており、入学定員の充足が喫緊の課題である。

福岡学園は各種特定資産を計画的に積み上げており、令和2年度末で437億700万円の運用資産を保有しており、安定した財政基盤を確保している。

退職金の支給に備えるため、「学校法人福岡学園退職金規程」(備付-規程集69)に基づいて算出した退職金の期末要支給額を基に、私立大学退職金財団への掛金の累計額と調整した金額の100%を退職給与引当金として計上している。なお、退職給与引当金に相当する特定資産を確保している。

資産運用については、「学校法人福岡学園資金運用規程」(備付-規程集85)に基づき、安全かつ有利に運用することを原則とし、債券を中心に運用を行っている。債券の購入にあたっては、発行体格付けが高いもの、元本保証があるものに限定し、満期保有を原則として運用を行っている。令和2年度の実受利息・配当金収入は5億9,100万円、学生生徒等納付金収入、医療収入に次ぐ収入となっている。

本学の過去3年度の教育研究経費比率は20%を超えている。

表2 教育研究経費比率

(単位：%)

学科名等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	全国平均 (令和元年度)
福岡学園全体	31.3	31.0	49.0	大学法人：40.4 短大法人：29.4
短大全体	21.6	26.3	34.7	
歯科衛生学科	20.5	26.4	30.9	
保健福祉学科	28.6	25.7	158.8	

※教育研究経費比率＝教育研究経費÷経常収入

本学の施設・設備については、福岡学園内の福岡歯科大学の情報図書館および体育館を含む体育施設等など多くの物的資源を共用しており、教育研究用の施設・設備の支出についての負担が軽減されている。また、施設設備及び図書等の学習資源については、本学の予算要求に対して法人の予算委員会においてヒアリングを行い、その必

要性・優先順位を精査した上で、適切に予算の配分が行われている。

公認会計士の監査報告書における監査意見については、毎年度、適正意見となっている。監査における検出事項へ対応については、毎年度、常任役員会において、検出事項に対する学園の対応を報告し、適切に行っている。

寄付金の募集については、「特定公益増進法人」及び「税額控除対象法人」の証明を取得し、税制上の優遇措置について、ホームページや広報誌等で周知するなど寄付金を受けやすい環境を整えている（備付-99）。また、令和4年に学校法人福岡学園・福岡歯科大学創立50周年を迎えるにあたり、平成30年7月から「学校法人福岡学園・福岡歯科大学創立50周年記念事業」の募金活動を開始（備付-98,99）し、「特定公益増進法人」に加え、新たに日本私立学校振興・共済事業団の「受配者指定寄付金制度」を導入し、受入体制の整備と同時に適正に行われている。なお、学校債の発行は行っていない。

本学の過去3年度の入学者定員充足率、収容定員充足率は、表3に示すように歯科衛生学科、保健福祉学科ともに100%を満たしていない。保健福祉学科は、恒常的に入学定員を充足していない状況にあったため、令和2年度の学生募集を停止した。

表3 入学定員充足率

学科名等	入学定員(人)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		入学者数(人)	充足率(%)	入学者数(人)	充足率(%)	入学者数(人)	充足率(%)
歯科衛生学科	80	77	96.3	56	70.0	47	58.8
保健福祉学科 〔職業訓練生〕	40	12 〔8〕	30.0	6 〔1〕	15.0	—	—
専攻科 口腔保健衛生学専攻	20	31	155.0	24	120.0	23	115.0

表4 収容定員充足率

学科名等	収容定員(人)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		在学者数(人)	充足率(%)	在学者数(人)	充足率(%)	在学者数(人)	充足率(%)
短大全体	340	263	77.4	235	69.1	209	61.5
歯科衛生学科	240	202	84.2	193	80.4	180	75.0
保健福祉学科	80	30	37.5	18	22.5	6	15.0
専攻科 口腔保健衛生学専攻	20	31	155.0	24	120.0	23	115.0

*保健福祉学科令和2年度収容定員40人

本学の基本金組入前当年度収支差額は、平成30年度は6,500万円、令和元年度はマイナス1,700万円、令和2年度はマイナス4,800万円となっている。保健福祉学科については、令和2年度の学生募集を停止し、令和2年度をもって廃止したが、歯科衛

生学科についても、収入超過を維持しているものの収支差額は減少している。令和3年度以降、本学単独での運営を可能とするためには、入学定員の充足が必要である。

本学では、福岡学園の平成29年3月に制定された第三次中期構想（提出-20,21）に基づき、毎年度の事業計画及び予算基本方針を策定している。予算編成に際しては、事業計画及び予算基本方針に沿って、各部署の予算作成責任者等（各事務課長等）から「学校法人福岡学園予算規則」（備付-規程集84）に基づき作成された予算要求書が提出され、財務課で精査した後、常任役員会メンバーで構成される予算会議において、予算作成責任者等に直接のヒアリング（予算査定）が行われる。予算査定において、事業計画との整合性及び重要性を勘案のうえ要求額を調整し、真に必要な額を予算化する。このほか、短期大学教員等の教育研究経費予算は、財務課で教員数等を基準として予算配分原案を作成し、常任役員会等で協議のうえ予算化する。これらを基に学園全体の予算原案を財務課が作成し、常任役員会での審議を経て最終的な予算案となる。理事長は予算案について、学外理事を加えた財務委員会で意見を聞くほか、あらかじめ評議員会の意見聞いた後、理事会に付議し、年度予算が決定する。このように福岡学園の中期構想を基本として、事業計画に対応し、明確なルールに基づいて予算編成が行われている。

予算決定後、事業計画とともに学園ホームページ（備付-101）において公表し、予算編成の透明性を高めている。また、予算の配当については、「学校法人福岡学園予算規則」に基づき、各部署の予算作成責任者等（各事務課長等）に対して通知している。

年度予算は、各予算執行責任者の管理の下、「学校法人福岡学園経理規程」、「同経理規程施行規則」（備付-規程集77,78）及び「学校法人会計基準」に基づき、適正かつ効率的に執行することとしている。配分された予算の執行に当たっては、各責任者から回付された支払要求書、証憑書類及び会計伝票を財務課において精査のうえ支出している。

日常的な出納業務については、財務課出納係において、適正かつ円滑に行われており、財務課長の責任の下、金銭の出納及び保管を行っている。また、現金、預金等の残高を把握し、毎週、週報を作成して理事長に報告している。

資産運用については、「学校法人福岡学園資金運用規程」（備付-規程集85）に基づき、安全かつ有利に運用することを原則とし、債券を中心に運用を行っている。債券の購入にあたっては、発行体格付けが高いもの、元本保証があるものに限定し、満期保有を原則として運用を行っている。また、運用資産については、毎月、管理台帳に記録し、残高を把握するとともに、「学校法人福岡学園経理規程」に基づき、特定資産等の運用について理事長に報告している。

月次試算表については、「学校法人福岡学園経理規程」に基づき、毎月、財務課で作成して分析を行い、理事長に報告している。

【区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 短期大学の将来像が明確になっている。

- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

福岡学園では、平成 29 年 3 月に制定された第三次中期構想の財政面に関する基本構想において、「安定的な組織運営を継続するため、収入基盤の確立及び効率的な組織運営による財務構造の改善を図り、病院棟・教育棟・講堂等の施設の計画的な改築によって、教育研究診療施設の充実を図り、学園・地域の安全を確保する。」とし、財務基盤強化のための目標を次のとおり定めている。

- ・福岡学園が継続的に発展し、社会からの要請に的確に応えるため、第三次中期構想を踏まえた財務計画を策定する。
- ・学生納付金を安定的に確保するとともに、外部資金（補助金・寄付金等）の獲得及び保有資産の運用による増収に努める。
- ・医科歯科総合病院、口腔医療センター、介護老人保健施設は収支改善に努め、早期に独立採算による安定した運営を目指す。
- ・効率的予算執行と業務合理化により経費の抑制を図る。

また、中期構想に示された構想内容を実現していくための経営的な裏付けとして、財政計画を明確にする必要があるため、第三次中期構想においては、病院改築など構想期間に予定されている事業及び平成29年4月に開設した福岡看護大学の推移を踏まえて資金収支・事業活動収支計画を策定している。

本学が継続的かつ健全な短大運営を行うためには、明確な学生募集対策と学納金計画を策定することが重要となる。歯科衛生学科は専門職としての社会的ニーズの高さや口腔介護、周術期の口腔保健管理など職域の拡大に対応した本学独自の歯科衛生士養成教育を先進的に推進しなければならない。今後も上記の先進的な養成教育を特徴

とする本学のブランド力向上に積極的に努め、学生募集対策にもつなげる事を将来像の一つとしている。

一方、介護福祉士を養成する保健福祉学科は平成 21 年度より定員数の見直しを図ったが、定員割れの状態が続き令和 2 年度の学生募集を停止した。

福岡学園は自らの経営状態を定期的に把握し、必要な対応を講じることの重要性を認識しており、客観的な経営分析を実施している。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」による客観的な経営環境分析では、「正常状態」を示す「A3」となっている。

本学の強みは、大きく下記の四点に集約される。

1) 充実したキャンパス内の教育施設設備

福岡学園は、全国でも珍しくキャンパス内に医科歯科総合病院や介護保険施設があり、学生の実習・就職に活用できる優れた教育環境がある。歯科衛生学科では、7ヶ月間、医科歯科総合病院の 11 の専門診療科と口腔医療センター、並びに介護保険施設で臨床・臨地実習が行え、充実した医療・介護スタッフや歯学部の臨床実習生と共に臨床実習を行うことができ、歯科医療の様々なあり方が共有できる環境にある。更に 2 年次における介護研修では本学の保健福祉学科教員も講義、実習を行い、介護保険施設実習で活用している。

また、本学の弱みであった小規模な歯科医院での総合的な歯科医療が行えない点については、令和元年度より「開業歯科医院臨床実習」を取り入れ、幅広い歯科教育を行えるようにしている。

2) 専門職養成のための教育内容

歯科衛生学科では、福岡歯科大学の口腔歯学部から兼任講師による講義やキャンパス内の施設を活用する実習により、質の高い教育を教授している。特に口腔介護の分野では教育・研究の場であるキャンパス内外の介護保険施設を利用して実習ができる卓越した教育を行い、本学独自の認定資格制度「口腔介護推進歯科衛生士」も付与することにしている。保健福祉学科では「医療的ケア」教育（喀痰吸引・経管栄養の管理）を他の養成校に先がけて行っており、また本学の特徴である口腔ケアの技術に優れた介護福祉士を養成するために、専門発展科目としての口腔ケア教育を実践している。また、本学独自の認定資格制度「口腔ケア支援介護福祉士」を導入した。専攻科は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（現：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）により日本で初めて「口腔保健衛生学」の専攻科に認定されている。また、本学独自の認定資格制度（口腔機能向上推進歯科衛生士）も付与している。

3) 学年担任制と助言教員制度による本学独自の教育指導体制

本学では「助言教員制度」を導入しており、学生一人ひとりに対するきめ細かな生活指導を行っている。助言教員制度は 1 人の教員につき 5～8 名の学生を担当している。全教員は設定したオフィスアワーを各助言班の学生に周知し、学修全般から生活相談等の助言・指導を個別に行う細やかな対応を行っている。また、「学年担任制度」を導入しており各年次に 2～3 名の教員を学年担任として配置している。策定した学年暦とロードマップに合わせ、学生や助言教員に対して教育・指導を行う制度を導入している。学生と助言教員に対して責任を持って指導する体制を整え、学生支援体制は整っ

ている。

4) 就職率の高さ

本学は国家資格の取得を目指し、就職に活かせる学科であるため就職率が高く、例年、歯科衛生学科の求人倍率は約 10～20 倍、保健福祉学科は約 100 倍以上であり、就職希望者は全員就職している。さらに歯科衛生学科では令和元年度より学内に外部の歯科医院等の就職先を招き、本学独自の就職ガイダンスを行うなど、学生の就職には手厚い支援を行っている。

本学の弱みに関しては、福岡県内に歯科衛生士養成施設が本学以外に 7 校あり、学生募集では競合しており、歯科衛生学科では平成 28 年度より入学定員充足率が 100% を割っている。今後さらに上記の 4 つの強みを活かした教育内容の差別化を図り、県内外の優秀な学生の確保に力を入れる必要がある。また、施設が老朽化している印象があることも否定できず、令和 2 年度には短大周囲のフェンス等外周工事を行い、明るいキャンパスとなるよう改善を図った。その他、大学の位置が最寄りの地下鉄駅からわかり易い様に、校地北側に大学名の看板を設置し、校舎北側 3 階の壁面にも大学名を記載した。今後も環境整備については、検討改善を進めていく計画である。

歯科衛生学科の強み・弱みに基づく客観的な経営環境分析について、SWOT 分析を実施した。実習施設の充実や指導スタッフの充実など内部環境の強みは持っているが、歯科衛生士の仕事についてまだ知られていないという広報面の弱みも指摘され、それを改善するためこれまでには行ってこなかった SNS での情報発信を開始し、学校生活や実習風景を発信しわかりやすく伝えている。またホームページに短大に関する動画を設置するなど高校生にもわかりやすい短大の詳細・教育内容等を伝えている。

歯科衛生学科の学納金については平成 15 年度に 2 年制から 3 年制に移行した際に新たな学納金を定めた。学納金は現在まで据え置かれている。

教員の人事計画は、短期大学設置基準、歯科衛生士学校養成所指定規則および社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則に基づき行っている。歯科衛生学科においては、公募を通じて福岡歯科大学等から優秀な歯科医師と歯科衛生士を教員とし確保している。また、保健福祉学科についても公募を通じて、それぞれの教育分野の優秀な人材を確保している。また教員については、任期制としており、助教は 3 年（1 回限り再任可）、教授・准教授・講師は 5 年毎（再任可）に資質能力を評価し、教員の質の向上を目指している。

外部資金の獲得には他の短大の模範的な取り組みを先駆的に実施すること、研究推進と 質の向上を図る、継続的な研究活動の維持、行政・企業等のニーズに対応する教育研究活動が確立できていることが必要である。平成 29 年度に文部科学省の助成事業である私立大学研究ブランディング事業に本学の提案が認められ、この事業を契機に若手教員はもちろん、教員全般についても研究活動の一層の活性化を図り、その成果を科学研究費獲得につなげている。令和 2 年度は科研費獲得のため学長指導の元、学外の指導者にも申請書のブラッシュアップを依頼する等を行い、教育研究の活性化を図った。このように、財政の健全化のため、短大全学をあげて積極的に研究を推進している。

寄付金の募集については、「特定公益増進法人」、「税額控除対象法人」及び「受配者指定寄付金制度」を活用し、税制上の優遇措置について、ホームページや広報誌

等で周知するなど寄付金を受けやすい環境を整えており、教育及び研究活動振興に対する寄付金の積極的な増収を図っている（備付-98, 99）。

過去3年間の人件費比率（表5）は学園全体では大学法人の全国平均48.7%を上回っている。なお、本学の人件費比率が令和元年度、令和2年度と高くなっている要因は、人件費はほぼ横ばいであるものの、在籍学生数の減による学生納付金及び経常費等補助金の減少に伴い、経常収入が減少したためである。

表5 人件費比率の内訳 （単位：％）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	全国平均 (令和元年度)
学園全体	58.4	62.4	61.6	大学法人：48.7
短大全体	58.6	76.4	81.0	短大法人：63.3

本学の施設設備費は、前述のように学生の学修意欲向上や教育の質の向上に必要と考えられる施設設備に対して支出され、学修成果の獲得につながっている。さらに福岡歯科大学との共用部分があるため定員管理とそれに見合う経費のバランスがとれている。

学内に対する経営情報の公開は、ホームページや学園広報紙（ニューソフィア）を通じて学生や一般にも公開を行っている（備付-101）。また、本学では入学者確保を目的として毎月1回、理事長、常務理事、事務局長、短大事務課長と本学全教職員が参加する短大運営会議を開くことにより、学園の財務状況や経営情報についても会議の中で教職員の理解が深まっている。また、令和2年度には、学長により設置された短大活性化会議に8つの部会を置き、教員全員がいずれか、または複数の部会に所属して入学者増の目標を遂行できるよう活動し、前述の運営会議時に活動状況等を報告することにより短大教職員全体で危機意識の共有が図られている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学の過去3年度（平成30年度～令和2年度）の入学定員充足率は100%を満たしておらず、令和2年度においては、歯科衛生学科の入学者数は47名で入学定員充足率は58.8%となっている。本学が独立した運営を可能とする財政を維持するためには、入学定員の充足が喫緊の課題であり、他養成校との差別化（専攻科の設置、教育の質、豊富な専任教員、充実した教育環境等、文科省助成事業の紹介）を図り、高校訪問、ホームページ等で広報することで本学の魅力を広く宣伝し、定員充足を図る必要がある。

また、「口腔介護スキルアップ講座」等、リカレント教育や外部を対象として行なわれる講習会などの事業収入を確保すること、文部科学省の教育プログラムへの応募や科学研究費補助金の獲得件数の向上により、外部資金の増加に向けた取り組みも重要な課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価における行動計画は次のとおりである。

学修成果向上のため医科歯科総合病院並びに介護保険施設の実習指導者との連携を深め、専攻科においては学位授与機構の新審査方式の適用認定を受ける。専任教員は上の学位、認定医、指導医、「専任教員認定歯科衛生士」の歯科衛生士全員取得を目指す。また、教員の研究の活性化、特に若手教員の科学研究費補助金獲得に向けて教授等ベテラン教員の指導の強化を行う。事務課職員は SD 活動報告を行い、教員との連携と資質向上を図る。教職員の業績評価を人事考課に反映させる。

学生の部活動などに配慮した環境整備や駐輪場の拡充などを行う。また、IC カードの活用を検討する。

パソコン教室の利便性を高め、また、学生の学修成果を向上させるためのシステムの検討を行う。

保健福祉学科においては、社会人学生の確保、介護福祉士等修学資金の継続と拡充の嘆願を行い、授業料の減免制度等についても検討を行う。また、事業収入の増加の方策や科学研究費の獲得、文部科学省の教育プログラムの獲得に向けた方策を検討する。

歯科衛生学科の専攻科は、平成 27 年度に「認定専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式」により審査を実施できる特例適用専攻科として認定され、審査方式の体制を整えて学修成果の向上を図った。また、平成 30 年度に講師 2 名、令和 2 年度に講師 1 名が 1 つ上の学位である修士号を取得した。歯科衛生士専任教員においては「専任教員認定歯科衛生士」資格を全員取得することにより教育の質・レベルをあげていくことが課題であったが、現在、専任教員認定歯科衛生士の資格取得だけではなく、1 つ上の学位の取得に向けた取り組みを行っている。

事務課職員と教員との連携と資質向上については、短期大学が設置している委員会のほぼ全てに事務課長が構成員として参加し、専任教員との連携を密にし、教職協働のもとに学生支援に取り組んでいる。

学生の部活動などに配慮した環境整備や駐輪場の拡充は未だ課題となる項目であるが、IC カードの活用についてはバーコード付き学生証を導入し、本学情報図書館分室、福岡歯科大学情報図書館及び福岡看護大学情報図書館の利用を円滑に行えるようになっていく。

パソコン教室の利便性については、従来のデスクトップ型パソコンをノート型パソ

コンに変更し、パソコン教室以外でも使用できるパソコンを事務課に配置した他、インターネット環境を整えるとともに、平成 30 年度より Moodle を用いた e-learning 教材作成に取り組み、学生の学修成果を向上させるためのシステムを確立した。

保健福祉学科に関しては充足率の慢性的な低下に対して、学納金分納制度の拡充、授業料減免制度の導入など受験生の経済的負担を考慮した様々な取り組みを実施してきたが、期待した効果は現れず、止む無く令和 2 年度の新入生募集を停止し、令和 3 年 3 月に学科を廃止した。

教員の研究の活性化、外部資金の獲得については、平成 29 年度に文部科学省の助成事業である私立大学研究ブランディング事業に本学の提案“口腔機能向上でイキイキ長寿社会の実現—話そう・食べよう・いつまでも—”が採択され、外部研究費を獲得した。同事業においては、本学全教員が、歯科学、口腔保健学、栄養学、社会福祉学の観点から研究を行い、公開講座や学会において成果発表を行った。また科研費獲得のため、令和 2 年度は学長指導の元、外部教員による申請書のブラッシュアップを個々の教員に行った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

人的資源においては、専任教員の養成として、口腔保健衛生学の専門性を高める教員研修の充実が必要と思われる。

研究の活性化については、教授を中心としたサポート体制を構築し、若手教員の研究活性を高めるよう検討する。また、教育研究活動の活性を目的とした体系的な FD・SD 研修を計画し、教職員の積極的参加を促し実施していく。

事務課職員と教員との連携をはかり教職協働で学生への多面的な支援を迅速に行い、学修成果の向上を図るためには、事務職員の能力向上のための学内外の教職員向け研修に積極的に参加するよう努めることが必要である。

人事考課システムを効果的に活用するとともに、業績評価を充実し、運営の活性化を図る。

環境整備については、構内に 3ヶ所設置されている駐輪場が、建物入り口に近い 1ヶ所に集中して利用されており、安全面、景観面から好ましくないため整備する必要がある。また、学生の部活動（短大のみの部）や放課後活動のコミュニティスペースが不足しているため、エントランス等活用できる場所を利用し、学生が快適となる環境作りが必要である。現在 1階エントランスならびに学生ホールに設置されている大型モニターや電子掲示板を幅広く活用し、教員の ICT スキルの向上を図り学生に活用する場面を多く提供していくことが求められる。また、Moodle を用いた e-learning 教材については今後、蓄積できる教材をさらに作成し、学生の時間外学修の充実に繋げることが必要である。e-learning 教材の拡充とともにタブレットやパソコンの購入支援等を含めた学生の ICT インフラの整備を行っていくことが課題である。

財的資源の改善課題としては、歯科衛生学科の入学定員を充足するとともに、収益源の多様化を図るため外部資金の獲得に向けた体制の整備を図る必要がある。専攻科に関しては、年々入学希望者が増えているが、歯科衛生学科は平成 28 年度より充足率が 100%を下回っており、オープンキャンパス参加者へのアンケート調査や在学

生・教員の印象調査によると、短大施設の老朽化、交通アクセスを課題とする回答が多く、短大施設の改築等が魅力を高める効果を持つことは確かであるため、福岡歯科大学の本館、医科歯科総合病院等の改修、改築等、学園全体のリノベーションスケジュールに従った計画的な改修対象に取り上げられている。また、学生確保は財政安定化の最重要課題であることから、今までの取り組みについて検証を行い、入試委員会を中心とした効果的な学生募集活動を行っていく。

外部資金の獲得については、本学の事業である「口腔介護スキルアップ講座」は収支均衡の状態で開催されているが、今後、参加者を増加させ、収益事業となるよう努めたい。

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

【提出資料】

7. ウェブサイト「情報公開・教育研究上の基礎的な情報」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html>
24. 学校法人福岡学園寄附行為

【備付資料】

102. 理事長の履歴書
103. 学校法人実態調査（写し）
104. 理事会議事録
105. 学校法人福岡学園第三次中期構想（平成 29 年 4 月～令和 5 年 3 月）
106. 令和 2・3 年重点項目
107. ウェブサイト「福岡学園の中期構想」
<http://www.fdcnet.ac.jp/fdc/jigyoku/kousou.html>
108. 福岡医療短期大学運営会議議事録
備付資料－規程集

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1の現状>

理事長は、平成27年から前任の理事長の後を継ぎ理事長職にあり、本学の建学の精神、教育の理念の内容を十分理解している。これまで、九州大学において教授、病院長、理事・副学長を歴任した経験、日本私立大学協会の常務理事としての経験等により、教学および法人経営について豊富な経験を有しており、学園の発展に大きく寄与している。

理事長は、建学の精神（使命・目的）達成に向け、理事長の主導によって策定した「福岡学園第三次中期構想」（備付-105）を実現するため、毎年11月の理事会・評議員会に年度ごとの「予算基本方針」を提案するとともに、3月には「事業計画」、「予算」を確定している。また、その実績・進捗状況等を5月の理事会・評議員会で「事業報告書」として報告し、意見を求めている。毎年行われる理事長年頭挨拶の中で、当該年に重点的に実行すべき事項を重点項目として全教職員に周知し目標の実行を促している（備付-106）。また、教授、准教授、講師、課長等約130名で構成する朝食会を年3回開催し、理事長が直接、学園の現状・課題等について説明し、教職員の理解・協力を求めている。その他、本学の研究活性化への取り組みとして、半年ごとに教授を対象に理事長による面談を実施している。面談では、学科所属の教員の研究進捗状況および指導状況を確認することで、研究意識の向上を図っている。また、本学においては、理事長、事務局長および短大全教職員が出席し、月1回開催される短大運営会議（備付-108、備付-規程集185）で必要な協議等を行っている。

理事長の職務は「寄附行為」第11条「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定し、理事長のみに代表権を付与している（提出-24）。学園の代表者である理事長は、学園全体の統括者として教学組織を含む学内諸機関の健全運営を基本的な役割としている。

本学園では、監事の監査を受けた決算および事業の実績（収支決算書、貸借対照表および事業報告書等）を毎会計年度終了後の5月に、理事会に諮り、評議員会で意見を求めている。

「寄附行為」第16条第2項「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」の規定（提出-24）により、理事会は本学園の最高意思決定機関として機能している。理事会は、理事長が招集し、理事総数の過半数以上の出席により成立し、理事長が議長を務めている。迅速な意思決定をするため、原則8月を除き毎月開催するほか、必要な場合は臨時でも開催している。理事会では、寄附行為・学則の変更、予算・決算、事業計画、教授・准教授の採用、規程の改廃等重要事項の全てを決定している。学園組織と教学組織の意思疎通、意思統一を強化するため、理事会、評議員会（備付-規程集3）に提案・報告する全ての議題事項は、常任役員会（月2回開催）（備付-規

程集 5)、学園連絡協議会(月 1 回開催)(備付-規程集 6)で協議、審議している。なお、理事長の意向により学園の意思決定を教職員全員に迅速に周知、徹底するため、理事会・評議員会の議事録は学内 LAN を利用した電子掲示板で開示している。

本学の第三者評価に関する事項については、管理運営、財務状況に関する報告は所管事務課を通して、理事にも報告されており、教育研究活動についても、常任役員会、学園連絡協議会、理事会への報告を逐一行うことで、学外理事の助言を得ることとしており、学外理事は第三者評価の役割を担っている。

本学の発展に欠かせない学内外の情報収集(本学、文部科学省、日本私立振興・共済事業団、他の短期大学等の情報)は、理事長・常務理事・歯科大学長・看護大学長・短大学長だけでなく、学園の中長期計画の企画・立案等を担当する企画課や財政の中長期計画、財務分析を行う財務課が行い、長期財政推計等を作成している。このうち重要情報については、常任役員会、学園連絡協議会、理事会で報告するとともに、必要に応じて規程の制定や改正等の対応案を事務局で作成し、常任役員会、学園連絡協議会の審議を経て理事会で決定している。

このように、理事会は、本学が教育研究機関としての使命を果たすため、経営責任の視点に立って短大運営の重要事項を審議・決定するとともに、学校教育法、私立学校法を始めとする法令等を遵守して本学の運営に当たっており、法的な責任があることを十分認識している。

理事会は、学校法人および短期大学運営に必要な組織・総務関係、人事・給与関係、財務関係、教学関係の諸規程を整備し、学内 LAN を利用して、教職員全員が自由に諸規程を閲覧し、確認遵守することができるようにしている。学校法人の運営および本学の運営に関わる規程の制定・改廃にあたっては、必ず理事会での議決を行っている。

理事の選任に関しては、「私立学校法」第 38 条および「寄附行為」第 6 条の規定(提出-24)に基づき必要の都度、適切に行っている。令和 2 年 8 月の役員改善後の理事会の選出条項ごとの構成は、福岡歯科大学長、福岡看護大学長、福岡医療短期大学長各 1 人(寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号該当)、評議員より 5 人(同第 2 号該当)、学識経験者より 4 人(同第 3 号該当)の計 12 人である。また、経歴ごとの構成は、大学等教育経験者 7 人、大学等管理経験者 1 人、行政経験者 1 人、学識経験者 2 人、県歯科医師会会長 1 人で、いずれの理事も識見が高くかつ判断力の優れた人物である。理事には、理事長のほか、前述の歯科大学長、看護大学長、短大学長、並びに事務局長が含まれていることから、建学の精神は十分理解されている。

学校教育法第 9 条(校長および教員の欠格事由)の規定は、「寄附行為」第 10 条第 2 項第 4 号(提出-24)に準用されている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮しており、本学が教育研究機関としての使命を果たすべく経営責任者の視点に立って短期大学教育の向上・充実を目指しているが、短期大学を取り巻く環境が徐々に厳しくなっていく中で、法人全体の管理運営体制を一層強化していかななくてはならない。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は、年初めに法人の各大学に勤務する教職員を一堂に会して年頭挨拶を行うと同時に当該年の取り組むべき項目である重点項目（備付資料-106）について講話を行っている。また、三大学すべての教授と理事長面談を実施し、教育研究等に関し、話をする時間を設け、適切な助言を行っている。

理事長は、新病院、記念講堂等の建設計画や財政面での改善策を立案する等、学園の発展が持続するよう常に尽力している。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

【提出資料】

なし

【備付資料】

81. 教員個人調書 [様式 18]

82. 教育研究業績書 [様式 19]

109. 教授会議事録

110. 各種委員会議事録

備付資料-規程集 157. 4-001 福岡医療短期大学学則

備付資料-規程集 158. 4-002 福岡医療短期大学学則第 42 条 1 項第 3 号に規定する「教育研究に関する必要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして短大学長が定めるもの」について(短大学長裁定)

備付資料-規程集 169. 4-013 福岡医療短期大学学生懲戒手続規則

備付資料-規程集 180. 4-030 福岡医療短期大学学長等の選任等に関する規則

備付資料-規程集 184. 4-040 福岡医療短期大学教授会運営規則

備付資料-規程集 191. 4-061 福岡医療短期大学改革委員会規則

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
- ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

- ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、令和2年4月に短大学長に就任後、これまで九州大学大学院医学研究院小児外科学分野の教授として教育・研究・臨床に携わり、多くの教室員・学生を指導してきた経験を活かし、次の①～⑤の目標を作成し、現在、全学をあげて目標達成を目指している。

①短期大学の活性化/改革 (student first)

全教員と個別面談を実施し、短大全体の状況の把握に努め、改善すべき点を洗い出し、学生にとってより良い大学となるよう常に努力している。

②入学定員の充足

「入学者倍増計画」と題し、全教職員に学生メンバーも加え、入学したくなる大学を目指し、様々な計画を立案し、月1回の運営会議にて、理事長との協議を行い、現在も継続中である。

③予算獲得 (科学研究費など競争的研究資金)

これまでに多くの研究費を獲得してきた経験を活かし、教員と研究について話し合う時間を持ち、研究計画に助言している。

④保健福祉学科廃止の対応 (soft landing)

令和元年度の最後の入学者が卒業するまで、十分な教育環境を確保しつつ、学科廃止への手続きを適切に行い、令和3年3月末をもって学科を廃止した。

⑤継続的な新型コロナ対策

就任早々に新型コロナウイルスへの対応に追われる中、自身が医師であることを活かし、学生への感染症についての注意喚起を直接説明する等、学生が安心して学修に取り組めるよう細やかに対応した。また、教職員に対しては、朝終礼時に週3回の学園のCOVID-19対策会議に出席した際の最新の情報を共有、説明することにより、常に

新型コロナウイルス感染拡大防止への注意喚起を継続して行っている。

教授会、各種委員会においては、これまでの短大の教学運営について前学長より十分に引継ぎを行い、現状を把握した上で、適切な教学運営が行われるよう問題を提起し、審議を求めるなど教職員を総督し、学修成果を獲得するために教育改革を推進し、常に、教職員や学生の動向等に目を向け、建学の精神に基づき、教育研究を推進し、本学の向上・充実に向けて努力している。

学生の懲戒手続きは学則第 33 条（備付-規程集 157）及び「福岡医療短期大学学生懲戒手続規則」（備付-規程集 169）に定めている。

学長は、「福岡医療短期大学学長等の選任等に関する規則」（備付-規程集 180）により、人格高潔で学識にすぐれ、高等教育行政に関し識見を有する者として認められ、理事長が福岡歯科大学長と協議したのち理事会の議を経て選出され、学則第 12 条の 2（備付-規程集 157）に規定された職務を遂行している。

学長は、就任以来、学則第 41、42 条（備付-規程集 157）に則って本学の重要事項を審議する機関として教授会を位置づけ、その議長となり、審議の結果を勘案し、議長が承認する形式をとっている。教授会の議事録は、短大事務課において作成し、議事録署名人として 2 名の構成員が内容を確認し、さらに構成員全員で確認を行い、教授会にて確認済の報告後、議長及び議事録署名人 2 名が署名し、事務課において保管している（備付-109）。

学長は、建学の精神、教育の理念、三つの方針を教職員と共有し、その実現のための様々な取り組みについてリーダーシップを発揮し実践している。また、福岡学園の評議員、理事でもあるため、評議員会、理事会に出席して本学の状況説明を行い、また、教職員に対し教授会や各種委員会を通して、学園の中期構想や年度毎の事業計画方針等の情報を適切に周知させている。

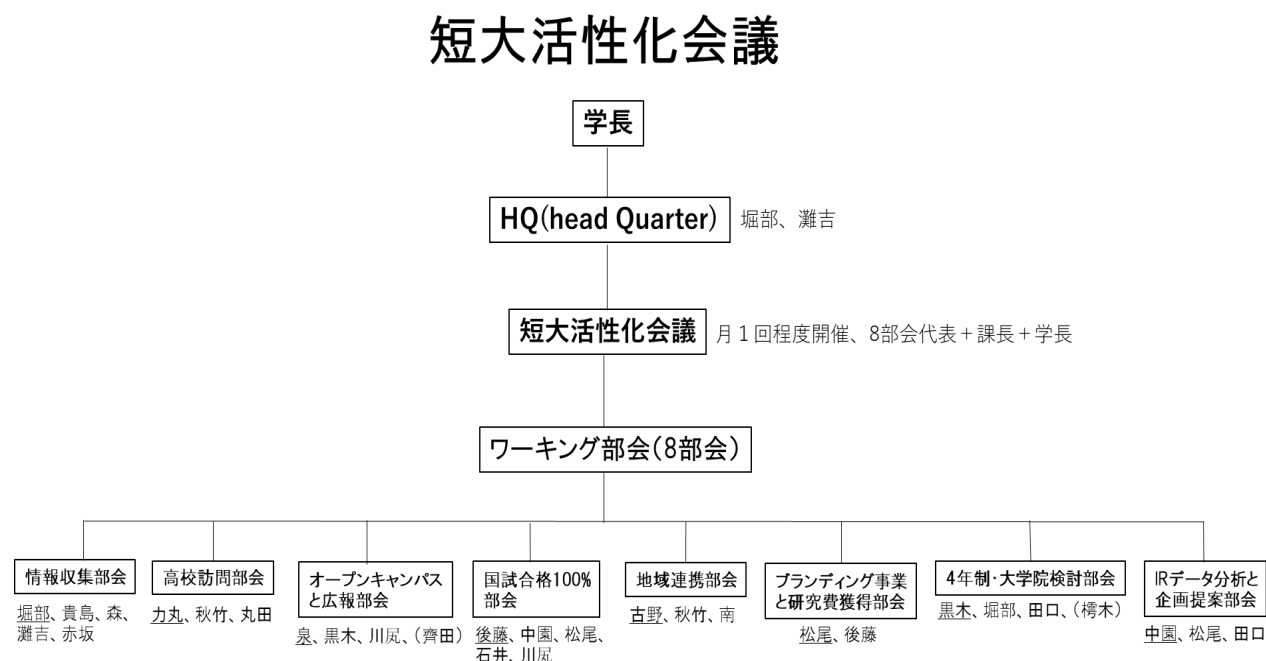
学長は、教授会の下に、自己点検・評価委員会、学務・FD 委員会、入試委員会、教育支援・教学 IR 委員会、国際交流推進委員会、情報図書委員会、公開講座委員会、就業力支援委員会を各委員会規則に基づいて設置し、その殆どの委員会の委員長となっており、適切に委員会が運営されるよう努めている（備付-110）。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

前回の認証評価時に課題としていた保健福祉学科の学生確保については、多種多様な対応により定員充足に努めたが、その後も入学定員充足率が 5 割にも満たない状況が続いたため、福岡医療短期大学改革委員会（備付-規程集 191）において審議を重ねた後、平成 31 年の 3 月に保健福祉学科の令和 2 年度学生募集停止を理事会により決定した。最後の年度となる令和 2 年度は令和 3 年 3 月の学科廃止に向けて、必要な手続きを順次行うとともに、在学生の卒業までの教育の質の確保に配慮し、在学生 6 名全員を令和 3 年 3 月 12 日に卒業させた。現状の課題としては、近年、歯科衛生学科においても入学定員未充足の状況が続いているため早急に学生募集活動をより活性化し、定員確保に努める必要がある。また、教育指導体制の検討・改善に必要な教員の資質の向上に向けて、若手教員の研究支援体制を整備することが必要である。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

喫緊の課題である歯科衛生学科定員充足に向けて、就任後すぐに「入学者倍増計画」と題し、全教職員に学生メンバーを加え、多種多様な計画を立案し、現在も進行中である。その後も下記の図のとおり定員充足と短大活性化に向けた8つの部会を設置し、学長を中心に全教職員一丸となって取り組みを進めている。令和2年11月から全教職員を対象に抄読会を開始し、研究の活性化も推進している。また、令和2年12月からは、毎日、朝礼終礼を全教職員で行い、短大活性化や情報共有を推進している。



[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

【提出資料】

なし

【備付資料】

25. ウェブサイト「情報公開・自己点検・評価/認証評価」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/JACA.html>
101. ウェブサイト「情報公開・財務情報/事業計画・報告」
<http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html>
105. 学校法人福岡学園第三次中期構想（平成29年4月～令和5年3月）
111. 監事の監査状況
112. 評議委員会議事録
113. ウェブサイト「広報誌 New Sophia」
<http://www.fdcnet.ac.jp/fdc/sophia/index.htm>

備付資料-規程集 1. 1-001 学校法人福岡学園寄附行為
備付資料-規程集 130. 1-420 学校法人福岡学園監事監査規則

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事による監査は、2名の監事により行われる。1名の監事は週1日及び適宜（概ね週1.5日）出勤し、学園の業務執行状況および財産の状況又は理事の業務執行の状況など全般にわたって監査を行っている。また、公認会計士と監事は、年に数回監査内容についての意見交換等を行い、情報の共有化を図っている。

監事は、学内理事で構成される常任役員会（定例：月2回）、評議員会（定例：年3回）および理事会（定例：8月を除く毎月）に毎回出席して学園の運営全般に関する情報および理事会の意思の把握に努めており、11月と5月の年2回監事会を開催し、その後監査報告会において、監査結果を理事長以下常勤役員と歯科大学長、看護大学長、短大学長に報告のうえ意見を述べている（備付-111）。このほか監事は、文部科学省主催の「学校法人監事研修会」に参加するなど、私学行政の現状と課題および最新の監査事情等の把握に努めている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンデマンド配信の研修会を視聴した。

監事は、私立学校法第37条第3項に基づき、学園の業務全般および財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行い、監査結果を「監査報告書」として毎会計年度終了後、5月末までに開催される理事会および評議員会に提出し、決算の監査報告を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、理事会の諮問機関として「寄附行為」第20条および24条（備付-規

程集 1) により令和 2 年 8 月に選任された評議員 27 人で構成している。内訳は、法人理事長 1 人、歯科大学長、看護大学長、短大学長および医科歯科総合病院長の 4 人、法人職員のうちから 4 人、学識経験者および法人の設置する学校を卒業した者 18 人である。なお、理事の定数は 10 人以上 17 人以内で現在 12 人である。私立学校法第 42 条（評議員会）の規定は、「寄附行為」第 22 条（備付-規程集 1）に準用し、定例会議としては年 3 回開催している（備付-112）。諮問事項として評議員の意見を聞かなければならない案件が発生した場合は、臨時の評議員会も開催している。なお、評議員の評議員会への出席率は、平成 30 年度～令和 2 年度の実出席率平均 88.7%である。定例のうち、5 月には前年度の事業報告や前年度決算説明、歯科大学・看護大学・短期大学の入学状況、進学状況等が、11 月には補正予算、次年度予算の基本方針等が、3 月には次年度の事業計画、予算等について説明がなされ、評議員の意見を聞いている。

評議員会では、理事会において決定した案件の報告や、上記諮問事項以外の重要案件についても意見を聞いている。その他、学園広報誌の送付、入学式や卒業式の案内や 5 月の評議員会終了後には教職員との懇談を目的とする「ガーデン研修会」を開催しており、評議員は学園内の業務や運営状況等を把握した上で、それぞれの立場から意見を述べている。以上のとおり法人の評議員会は、理事会の諮問機関として適切に運営している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

情報公開に関しては、学校教育法施行規則の規程に基づき教育研究活動等に関する情報、財務情報、自己点検・評価にかかる情報を常時ホームページで公開するとともに、必要に応じ学園広報誌を通じて学内外に公開している（備付-25, 101, 113）。

財務情報に関しては、平成 17 年の私立学校法改正前から、学園広報誌およびホームページで、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに財産目録の概要（大科目レベル）を公開していたほか、令和元年の私立学校法改正後は、寄附行為、事業報告書、監査報告書、役員等名簿、役員に対する報酬等の支給の基準の情報も公開するとともに、閲覧者台帳を整備し、請求があった場合、閲覧に供している。また、財務情報についてホームページでは一般の方にもわかり易くするため、グラフや解説付きで公開している。さらに、「事業報告書」の中でも財務の概要として資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表・財務比率の過去 5 年間の推移を一覧表で掲載し、公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

口腔医学教育の一環として、福岡歯科大学、福岡看護大学、医科歯科総合病院、口腔医療センター、キャンパス内の2つの介護保険施設など、すべての施設と協力して口腔保健・口腔介護教育を充実させている。

人事考課制度、教員の任期制により、大学運営の柔軟で多様な人事制度を構築して、活性化を図っている。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価における行動計画は次のとおりである。

本学の自己点検・評価は、平成9年に学則第4条に基づき適用された自己点検・評価に関する規則に則って組織された自己点検・評価委員会が中心になって行い、翌年度から自己点検・評価報告書「福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題」を3~4年毎に発行し、学内外に公開して説明責任を果たしてきた。併せて、福岡学園では平成12年の「福岡歯科学園の世紀に向けての将来構想」、平成16年の「福岡歯科学園中期構想」に続き、平成23年に「福岡学園第二次中期構想」を策定した。「国民医療福祉向上のため、真に実効のある教育を行い、高度の専門的能力と豊かな人間性、厳しい職業倫理観を備えた歯科医師、歯科衛生士と介護福祉士の育成を通じて社会に貢献するとともに、口腔医学を創設して特色ある教育研究の実践および医歯学の進展に寄与する」という学園の基本方針のもと、福岡学園における教育、研究、学生支援に係る平成29年での到達目標を明示し、福岡学園は、その実現に向け教職員一丸となって取り組んでいる。この将来構想・中期構想の策定によって、福岡学園の教育、研究、医療福祉活動は、理念や基本方針が明確に関連したものになり、本学の自己点検・評価は質的に大きく改善され、なお推進していかなければならない。

平成9年に組織された学長を委員長とする自己点検・評価委員会を中心に全教員が各基準を分担し、自己点検・評価報告書「福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題」を定期的に作成しており、完成時は、理事会まで報告するとともに、ホームページに掲載し、学内外に公開している。さらに、2017年度は「福岡医療短期大学の現状と課題 改善報告書」を作成し、課題の改善点についても報告を行った。また、学園の第三次中期構想（平成29年4月~令和5年3月）及び理事長が年頭に策定する重点項目に基づき、各年度の事業計画を作成し、その実現に向け教職員一丸となって取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長のリーダーシップの課題として、「学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮しており、本学が教育研究機関としての使命を果たすべく経営責任者の視点に立って短期大学教育の向上・充実を目指しているが、短期大学を取り巻く環境が徐々に厳しくなっていく中で、法人全体の管理運営体制を一層強化していかなくてはならない。」とした。この件については、今後も短大の運営等について協議するために月1回開催している福岡医療短期大学運営会議に委員長として出席し、短大の現状をタイムリーに把握し、適切な助言を行っていく。

学長のリーダーシップの課題として、「近年、歯科衛生学科においても入学定員未充足の状況が続いているため早急に学生募集活動をより活性化し、定員確保に努める必要がある。また、教育指導体制の検討・改善に必要となる教員の資質の向上に向けて、若手教員の研究支援体制を整備することが必要である。」とした。この件については、[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]に記載したとおり、定員充足と短大活性化に向けて設置された8つの部会により、学長を中心に全教職員一丸となって取り組みを進めていく。

[様式 9] 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物等	1-①～⑤. 令和2年度(2020年度)学生の葉・シラバス表紙から2ページ目 2-①. 2021年度大学案内 p.4 2-②. 2020年度大学案内 p.4 3-①. 令和3年度入学試験要項 表紙裏面 3-②. 令和2年度入学試験要項 表紙裏面 4. ウェブサイト「建学の精神」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/spirit/index.html
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	5. 学則 6. ウェブサイト「医療短大紹介・学則」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/index.html
教育目的・目標についての印刷物等	1-①～⑤. 令和2年度(2020年度)学生の葉・シラバス表紙から2ページ目 2-①. 2021年度大学案内 p.4 2-②. 2020年度大学案内 p.4 7. ウェブサイト「情報公開・教育研究上の基礎的な情報」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html
学修成果を示した印刷物等	1-①～⑤. 令和2年度(2020年度)学生の葉・シラバス pp.2～3、pp.14～17 8. ウェブサイト「情報公開・修学上の情報等」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html 9. ウェブサイト「福岡医療短期大学3つのポリシー」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	10. 4 - 050 福岡医療短期大学自己点検・評価委員会規則
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	1-①～⑤. 令和2年度(2020年度)学生の葉・シラバス表紙から4ページ目 2-①. 2021年度大学案内 p.4 2-②. 2020年度大学案内 p.4 3-①. 令和3年度入学試験要項 表紙から3ページ目 3-②. 令和2年度入学試験要項 表紙から3ページ目 9. ウェブサイト「福岡医療短期大学3つのポリシー」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	1-①～⑤. 令和2年度(2020年度)学生の葉・シラバス表紙から3ページ目 2-①. 2021年度大学案内 p.8

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
	2-②. 2020 年度大学案内 p.8 3-①. 令和 3 年度入学試験要項 表紙から 2 ページ目 3-②. 令和 2 年度入学試験要項 表紙から 2 ページ目 9. ウェブサイト「福岡医療短期大学 3 つのポリシー」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html
入学者受入れの方針に関する印刷物等	1-①～⑤. 令和 2 年度(2020 年度)学生の葉・シラバス 表紙から 3 ページ目 2-①. 2021 年度大学案内 p.5 2-②. 2020 年度大学案内 p.5 3-①. 令和 3 年度入学試験要項 表紙裏面 3-②. 令和 2 年度入学試験要項 表紙裏面 9. ウェブサイト「福岡医療短期大学 3 つのポリシー」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html
シラバス ■ 令和 2 (2020) 年度 ■ 紙媒体又は電子データで提出	1-①～⑤. 令和 2 年度(2020 年度)学生の葉・シラバス 8. ウェブサイト「情報公開・修学上の情報等」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html
学年暦 ■ 令和 2 (2020) 年度	1-①～⑤. 令和 2 年度(2020 年度)学生の葉・シラバス pp.52～53
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のための配布物	1-①～⑤. 令和 2 年度(2020 年度)学生の葉・シラバス
短期大学案内 ■ 令和 2 (2020) 年度入学者用及び令和 3 (2021) 年度入学者用の 2 年分	2-①. 2021 年度大学案内 2-②. 2020 年度大学案内
募集要項・入学願書 ■ 令和 2 (2020) 年度入学者用及び令和 3 (2021) 年度入学者用の 2 年分	3-①. 令和 3 年度入学試験要項、 3-②. 令和 2 年度入学試験要項
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要（過去 3 年間）」 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]、「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]、「財務状況調べ」[書式 4]	11. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1] 12. 事業活動収支計算書の概要 [書式 2] 13. 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式 3] 14. 財務状況調べ [書式 4]
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去 3 年間（平成 30 (2018) 年度～令和 2 (2020) 年度）計算書類（決算書）の該当部分	15. 資金収支計算書・消費収支計算書 16. ウェブサイト「財務情報」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html
活動区分資金収支計算書 ■ 過去 3 年間（平成 30 (2018) 年度～令和 2 (2020) 年度）計算書	16. ウェブサイト「財務情報」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html 17. 活動区分資金収支計算書

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
類（決算書）の該当部分	
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）計算書類（決算書）の該当部分	16. ウェブサイト「財務情報」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html 18. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
貸借対照表 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）計算書類（決算書）の該当部分	16. ウェブサイト「財務情報」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html 19. 貸借対照表
中・長期の財務計画	20. 学校法人福岡学園第三次中期構想（平成29年4月～令和5年3月） 21. ウェブサイト「福岡学園の中期構想」 http://www.fdcnet.ac.jp/fdc/jigyoku/kousou.html
事業報告書 ■ 過去1年間（令和2（2020）年度）	16. ウェブサイト「財務情報」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html 22. 令和2年度事業報告書
事業計画書／予算書 ■ 認証評価を受ける年度（令和3（2021）年度）	16. ウェブサイト「財務情報」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html 23. 令和3年度事業計画書/予算書
基準IV：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	7. ウェブサイト「情報公開・教育研究上の基礎的な情報」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html 24. 1-001 学校法人福岡学園寄附行為

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」にはURLも記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和2（2020）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和3（2021）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和3（2021）年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和2（2020）年度を起点として過去3年間・過去5年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式9の通しページを付してください。

[様式 10] 備付資料一覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準 I : 建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1. 福岡歯科大学 40 周年史 2. 学園記念日式典次第
地域・社会の各種団体との協定書等	3. 社会福祉法人学術会特別養護老人ホーム サンシャインプラザ・サンシャインセンター協定書 4. 福岡医療短期大学と明倫短期大学との大学間交流に関する協定書 5. 福岡医療短期大学と久留米信愛女学院短期大学との大学間交流に関する協定書（現久留米信愛短期大学） 6. 福岡医療短期大学と福岡市歯科医師会の連携に関する協定書 7. 株式会社モリタと福岡医療短期大学との人的支援等に関する協定書 8. 福岡医療短期大学とティーアンドケー株式会社との包括的連携に関する協定書 9. 福岡医療短期大学と都市再生機構九州支社との連携協力に関する協定書
● 報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	10. ウェブサイト「情報公開・国際交流・社会貢献等の概要」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/other.html 11. 公開講座（地域公開講座含）リーフレット 12. 口腔介護スキルアップ講座リーフレット 13. おしゃべりつく会実施報告書 14. かふえ もりのいえリーフレット等 15. 科目等履修生名簿 16. 令和元年度私立大学研究ブランディング事業報告書 17. 平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業報告書 18. ボランティア活動状況
B 教育の効果	
● 報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	19. コモンルーブリック 20. 卒後追跡アンケート調査結果 21. インターンシップ先（開業歯科医院含）調査 22. 3つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会資料
C 内部質保証	
過去 3 年間（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	23. 福岡医療短期大学の現状と課題 2018-2019 年度 24. 福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題 改善報告書 2017 年度 25. ウェブサイト「情報公開・自己点検・評価/認証評価」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/JACA.html

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	22. 3つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会資料 26. 高等学校からの意見聴取に関する記録
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	16. 令和元年度私立大学研究ブランディング事業報告書 17. 平成30年度私立大学研究ブランディング事業報告書 27. 令和元年度大学教育再生加速プログラム事業報告書 28. 平成30年度大学教育再生加速プログラム事業報告書
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のためのPDCAサイクルに関する資料	29. 福岡医療短期大学内部質保証の方針 30. 最優秀教育改善賞に関する資料 31. 教育業績記録（ティーチング・ポートフォリオ） 32. 授業評価アンケート結果 33. 課外学修時間調査結果 34. 学生IR調査結果 35. PROGテスト結果 36. FD・SD実施結果一覧
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	19. コモンルーブリック 20. 卒後追跡アンケート調査結果 21. インターンシップ先（開業歯科医院含）調査 32. 授業評価アンケート結果 33. 課外学修時間調査結果 34. 学生IR調査結果 35. PROGテスト結果 37. 教育改善委員資料 38. GPA分布状況 39. 成績一覧 40. 学位授与率 41. 国家試験合否結果 42. 学修ポートフォリオ様式 43. 海外支援ボランティア参加者名簿 44. ルーブリック評価表 45. 令和2年度臨床実習帳（開業歯科医院含） 46. 卒業年次アンケート結果 47. 就職・進学率 48. 福岡医療短期大学認定資格の取得状況 49. ウェブサイト「情報公開・教学IR情報」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/ir-chousa.html
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	該当なし
職業又は実際生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料	27. 令和元年度大学教育再生加速プログラム事業報告書 28. 平成30年度大学教育再生加速プログラム事業報告書 50. 介護職員初任者研修修了資格取得状況
● 報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	22. 3つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会資料

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	26. 高等学校からの意見聴取に関する記録 36. FD・SD 実施結果一覧
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	34. 学生 IR 調査結果 51. 大学・短期大学基準協会学生調査
就職先からの卒業生に対する評価結果	20. 卒後追跡アンケート調査結果
卒業生アンケートの調査結果	20. 卒後追跡アンケート調査結果
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	提出 2-①. 2021 年度大学案内 提出 2-②. 2020 年度大学案内 提出 3-①. 令和 3 年度入学試験要項 提出 3-②. 令和 2 年度入学試験要項 52. オープンキャンパス時配付資料 53. 入学手続案内に関する資料 54. 入学式前後の日程通知等
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	55. 入学前教育に関する資料
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	56. オリエンテーション準備資料一覧等
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	42. 学修ポートフォリオ様式 57. 学生生活調査票 58. 進路希望調査票 59. 学生面談様式 60. ティーチング・アシスタント業務報告書
進路一覧表等 ■ 過去 3 年間（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）	61. 進路状況一覧表
GPA 等の成績分布	38. GPA 分布状況 49. ウェブサイト「情報公開・教学 IR 情報」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/ir-chousa.html
学生による授業評価票及びその評価結果	32. 授業評価アンケート結果 49. ウェブサイト「情報公開・教学 IR 情報」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/ir-chousa.html 62. 授業評価アンケート質問紙
社会人受入れについての印刷物等	提出 3-①. 令和 3 年度入学試験要項
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
留学生の受入れについての印刷物等 ● 報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	63. 保健福祉学科 2 名授業料減免書類 15. 科目等履修生名簿 18. ボランティア活動状況 36. FD・SD 実施結果一覧 39. 成績一覧 48. 福岡医療短期大学認定資格の取得状況 50. 介護職員初任者研修修了資格取得状況 64. 令和 2 年度就職ガイダンス資料

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	65. 令和2年度開業歯科医院臨床実習説明会議資料 66. 令和2年度臨床実習指導者会議資料 67. 令和元(31)年度インターンシップ受入実習施設指導者会議資料 68. 新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策資料 69. 基礎学力試験結果 70. 令和2年度口腔保健テーマ別講義時間割(歯科衛生学科) 71. 令和2年度保健福祉テーマ別講義時間割(保健福祉学科) 72. 奨学金等活用状況 73. ハラスメント対策資料 74. レクリエーション・インストラクター取得者数一覧 75. 社会人入学状況 76. 認定特定行為業務従事者資格取得状況 77. 学生用パソコン貸出簿 78. 専攻科アメリカ研修3年次生参加者一覧 79. 歯科衛生士国家試験結果と卒業試験等成績比較 80. 就職活動時提出書類
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書〔様式18〕(令和3(2021)年5月1日現在) ■ 教育研究業績書〔様式19〕(過去5年間(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)	81. 教員個人調書〔様式18〕 82. 教育研究業績書〔様式19〕
非常勤教員一覧表〔様式20〕	83. 非常勤教員一覧表〔様式20〕
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去3年間(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)	16. 令和元年度私立大学研究ブランディング事業報告書 17. 平成30年度私立大学研究ブランディング事業報告書 84. ウェブサイト「情報公開・修学上の情報等」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html 85. ウェブサイト「私立大学研究ブランディング事業」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/branding/index.php
専任教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度(令和3(2021)年5月1日現在)	86. 専任教員の年齢構成表
専任教員の研究活動状況表〔様式21〕 ■ 過去5年間(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)	87. 専任教員の研究活動状況表〔様式21〕
外部研究資金の獲得状況一覧表〔様式22〕 ■ 過去3年間(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)	88. 外部研究資金の獲得状況一覧表〔様式22〕 89. ウェブサイト「情報公開・教育研究上の基礎的な情報」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
研究紀要・論文集 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	90. 福岡歯科大学学会雑誌
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■ 認証評価を受ける年度（令和3（2021）年5月1日現在）	91. 教員以外の専任職員の一覧表
FD活動の記録 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	36. FD・SD実施結果一覧
SD活動の記録 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	36. FD・SD実施結果一覧
● 報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	92. 福岡歯科大学（短大）防災マニュアル
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	89. ウェブサイト「情報公開・教育研究上の基礎的な情報」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu3.html 93. 校地、校舎に関する図面
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等（冊子等も可）	94. 図書館の概要
● 報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	92. 福岡歯科大学（短大）防災マニュアル 95. 情報図書館利用ガイド 96. 安全な学生生活のために
C 技術的資源	
学内LANの敷設状況	97. 学内LANの敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	93. 校地、校舎に関する図面
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	98. 寄付申込書 99. ウェブサイト「ご寄付のお願い」 http://www.fdcnet.ac.jp/fdc/businessreport/kifu.html
財産目録及び計算書類 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）	100. 財産目録及び計算書類
● 報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	101. ウェブサイト「情報公開・財務情報/事業計画・報告」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html
基準IV：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度（令和3	102. 理事長の履歴書

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
(2021)年5月1日現在	
学校法人実態調査表(写し) ■ 過去3年間(平成30(2018)年度~令和2(2020)年度)	103. 学校法人実態調査(写し)
理事会議事録 ■ 過去3年間(平成30(2018)年度~令和2(2020)年度)	104. 理事会議事録
諸規程集	※下記に別途記述
● 報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	105. 学校法人福岡学園第三次中期構想(平成29年4月~令和5年3月) 106. 令和2・3年重点項目 107. ウェブサイト「福岡学園の中期構想」 http://www.fdcnet.ac.jp/fdc/jigyuu/kousou.html 108. 福岡医療短期大学運営会議議事録
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書[様式18](令和3(2021)年5月1日現在) ■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去5年間(平成30(2018)年度~令和2(2020)年度)の教育研究業績書[様式19]	81. 教員個人調書[様式18] 82. 教育研究業績書[様式19]
教授会議事録 ■ 過去3年間(平成30(2018)年度~令和2(2020)年度)	109. 教授会議事録
委員会等の議事録 ■ 過去1年間(令和2(2020)年度)	110. 各種委員会議事録
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去3年間(平成30(2018)年度~令和2(2020)年度)	111. 監事の監査状況
評議員会議事録 ■ 過去3年間(平成30(2018)年度~令和2(2020)年度)	112. 評議員会議事録
● 報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	25. ウェブサイト「情報公開・自己点検・評価/認証評価」 http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/JACA.html 101. ウェブサイト「情報公開・財務情報/事業計画・報告」 105. 学校法人福岡学園第三次中期構想(平成29年4月~令和5年3月) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html 113. ウェブサイト「広報誌 New Sophia」 http://www.fdcnet.ac.jp/fdc/sophia/index.htm

※＜諸規程集＞

- 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙してください。
- 番号は、規程のみの通し番号としてください。
- 自己点検・評価報告書の＜根拠資料＞（テーマごと）には、以下のとおり記述してください。
 - ・個々の規程を記述する場合は、「備付資料-規程集」の後に、通し番号及び資料名も記述してください（例：備付資料-規程集 1 ○○委員会規程）。
 - ・基準IV（様式8）のテーマA「理事長のリーダーシップ」において、根拠資料として備付資料の「諸規程集」全体をあげる場合は「備付資料-規程集」と記述してください。

番号	規程名
1	1-001 学校法人福岡学園寄附行為
2	1-002 学校法人福岡学園委員会規則
3	1-005 学校法人福岡学園評議員会運営規則
4	1-010 学校法人福岡学園組織規程
5	1-011 学校法人福岡学園常任役員会規則
6	1-012 学校法人福岡学園学園連絡協議会規則
7	1-013 学校法人福岡学園事務連絡会規則
8	1-014 大学長・看護大学長及び短大学長の職務について（理事長裁定）
9	1-015 学校法人福岡学園経営企画委員会規則
10	1-016 学校法人福岡学園課長会規則
11	1-020 学校法人福岡学園事務分掌規程
12	1-025 学校法人福岡学園就業規程
13	1-026 学校法人福岡学園教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程
14	1-027 学校法人福岡学園公益通報に関する規程
15	1-030 学校法人福岡学園訓告等に関する規則
16	1-031 学校法人福岡学園教職員の身元保証に関する規則
17	1-032 学校法人福岡学園ハラスメント防止規則
18	1-033 学校法人福岡学園育児・介護休業等に関する規則
19	1-034 学校法人福岡学園母性健康管理の措置に関する規則
20	1-035 学校法人福岡学園衛生委員会規則
21	1-036 学校法人福岡学園教職員健康診断実施規則
22	1-037 学校法人福岡学園新型インフルエンザ感染対策委員会規則
23	1-038 学校法人福岡学園レクリエーション委員会規則
24	1-039 学校法人福岡学園ストレスチェック実施規程
25	1-050 学校法人福岡学園役職・教職員及び学生等に対する診療料金補助規程
26	1-051 学校法人福岡学園嘱託職員就業規則
27	1-052 学校法人福岡学園新卒嘱託職員就業規則
28	1-053 学校法人福岡学園嘱託職員（無期転換者）就業規程
29	1-055 学校法人福岡学園補助職員就業規程
30	1-056 学校法人福岡学園補助職員細則
31	1-057 学校法人福岡学園臨時研究補助員規則

32	1-059 学校法人福岡学園嘱託職員昇給基準細則
33	1-060 学校法人福岡学園外部機関からの派遣職員受け入れに関する規則
34	1-070 学校法人福岡学園役職の報酬及び費用弁償等に関する規程
35	1-071 学校法人福岡学園役職に対する退職慰労金等に関する規則
36	1-075 学校法人福岡学園弔慰金、供花及び見舞金等に関する規則
37	1-080 学校法人福岡学園給与規程
38	1-081 学校法人福岡学園教職員の処遇に関する検討委員会規則 1
39	1-082 学校法人福岡学園年度末手当規則
40	1-083 学校法人福岡学園入試手当算定細則
41	1-085 学校法人福岡学園オープンキャンパス従事者手当算定細則
42	1-086 学校法人福岡学園非常勤講師手当細則
43	1-087 学校法人福岡学園年未年始勤務者に対する特別手当支給細則
44	1-089 福岡医療短期大学教務主任手当細則
45	1-093 福岡学園情報セキュリティポリシー
46	1-094 情報端末等の取り扱いに関するガイドライン
47	1-095 重要情報漏洩等対応マニュアル
48	1-096 学校法人福岡学園個人情報保護規程
49	1-097 学校法人福岡学園個人情報保護委員会規則
50	1-098 学校法人福岡学園情報公開規程
51	1-099 コンピュータウイルス対策等情報セキュリティに関するマニュアル
52	1-100 学校法人福岡学園人事考課規程
53	1-101 人事考課マニュアル（常勤役職等用）
54	1-103 人事考課マニュアル（短大教員用）
55	1-105 人事考課マニュアル（事務職員等用）
56	1-110 学校法人福岡学園教員の任期に関する規程
57	1-111 学校法人福岡学園教員評価委員会規則
58	1-112 学校法人福岡学園教員再審査委員会規則
59	1-113 学校法人福岡学園教員の任期制に係る同意書に関する細則
60	1-115 学校法人福岡学園任期付き教員規程
61	1-116 学校法人福岡学園任期付き教員規則
62	1-120 学校法人福岡学園特任教員規程
63	1-125 学校法人福岡学園事務局管理職員の任期等に関する規則
64	1-130 学校法人福岡学園教職員旅費規程
65	1-133 学校法人福岡学園出張手続に関する細則
66	1-134 学校法人福岡学園非常勤講師の交通費等算定細則
67	1-140 学校法人福岡学園役員海外派遣規則
68	1-155 学校法人福岡学園定年再雇用規程
69	1-160 学校法人福岡学園退職金規程
70	1-161 嘱託職員の退職金の取扱について(理事長裁定)
71	1-170 学校法人福岡学園文書処理規程

72	1-171 学校法人福岡学園公印規程
73	1-172 学校法人福岡学園公印規程施行規則
74	1-180 学園広報・受験者対策委員会規則
75	1-181 学園広報・受験者対策委員会細則
76	1-182 学校法人福岡学園 SNS 公式アカウント運用に関するガイドライン
77	1-190 学校法人福岡学園経理規程
78	1-191 学校法人福岡学園経理規程施行規則
79	1-192 学校法人福岡学園備品・用品・消耗品の区分及び少額重要資産細則
80	1-193 学校法人福岡学園コンピューターソフト、ビデオテープ等の会計処理細則
81	1-194 学校法人福岡学園複写機の経費処理細則
82	1-195 学校法人福岡学園建物・構築物の資産支出と経費支出(修繕費)の区分細則
83	1-196 学校法人福岡学園立替払事務取扱規則
84	1-200 学校法人福岡学園予算規則
85	1-205 学校法人福岡学園資金運用規程
86	1-209 田中健藏基金実施細則
87	1-212 学校法人福岡学園教育・学会等活動助成及び受益者負担等細則
88	1-213 教職員及び大学院生研修派遣規程の運用について(理事長裁定)
89	1-216 学校法人福岡学園特待生制度・奨学制度等の運用について(理事長裁定)
90	1-217 学校法人福岡学園教職員の子弟に対する学生納付金減免取扱細則
91	1-220 学校法人福岡学園受託研究規則
92	1-221 学校法人福岡学園受託研究規則施行細則
93	1-222 学校法人福岡学園奨学寄付金取扱規則
94	1-223 学校法人福岡学園奨学寄付金管理手数料取扱規則
95	1-230 学校法人福岡学園発明規程
96	1-231 学校法人福岡学園倫理審査委員会規則
97	1-232 学校法人福岡学園 ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門委員会細則
98	1-240 学校法人福岡学園調達規程
99	1-241 学校法人福岡学園調達規程施行規則
100	1-242 学校法人福岡学園機器備品調達時の添付書類に関する細則
101	1-250 学校法人福岡学園固定資産及び物品管理規程
102	1-251 学校法人福岡学園固定資産及び物品廃棄手数料に関する細則
103	1-255 学校法人福岡学園危険物一般取扱所予防規程
104	1-260 学校法人福岡学園防火・防災管理規程
105	1-261 学校法人福岡学園危機管理規程
106	1-262 学校法人福岡学園危機管理委員会規則
107	1-265 学校法人福岡学園電気工作物保安規程
108	1-270 学校法人福岡学園自家用ボイラー及び圧力容器工作物保安規程
109	1-275 学校法人福岡学園環境保全管理委員会規則
110	1-276 学校法人福岡学園エネルギー管理委員会規則
111	1-277 学校法人福岡学園冷暖房の取扱細則

112	1-280 学校法人福岡学園施設管理規程
113	1-281 学校法人福岡学園体育施設管理運営規則
114	1-282 学校法人福岡学園体育施設管理運営規則施行細則
115	1-283 学校法人福岡学園体育館使用細則
116	1-284 学校法人福岡学園体育施設未使用の場合の取扱細則
117	1-285 学校法人福岡学園講義室等学外貸与規則
118	1-290 学校法人福岡学園車両管理規程
119	1-295 学校法人福岡学園通勤、通学用車両規則
120	1-296 学校法人福岡学園自家用車の業務使用に関する規則
121	1-300 学校法人福岡学園教職員被服貸与規則
122	1-301 学校法人福岡学園身分証明書取扱要項
123	1-302 学校法人福岡学園男女共同参画推進委員会規則
124	1-305 学校法人福岡学園食堂等管理運営委員会規則
125	1-310 学校法人福岡学園住宅取得援助規則
126	1-311 学校法人福岡学園住宅取得援助規則施行細則
127	1-312 学校法人福岡学園資格取得支援規則
128	1-400 福岡医療短期大学の将来構想に関する検討委員会設置要綱
129	1-410 学校法人福岡学園・福岡歯科大学創立 50 周年記念事業準備委員会要綱
130	1-420 学校法人福岡学園監事監査規則
131	1-421 学校法人福岡学園内部監査規則
132	1-430 学校法人福岡学園 特定個人情報の適正な取り扱いに関する規程
133	1-500 学校法人福岡学園親交会会則
134	1-501 会則第 5 条に関する施行細則
135	1-800 学校法人福岡学園 改元に伴う関係規程等の整備に関する規則
136	2-013 学校法人福岡学園学生納付金滞納者に対する納付の催告、督促及び処分に関する規則
137	2-082 福岡歯科大学情報図書館利用規則
138	2-083 福岡歯科大学情報図書委員会規則
139	2-084 福岡歯科大学情報システム委員会規則
140	2-085 福岡歯科大学情報システム委員会細則
141	2-150 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学連絡協議会規則
142	2-160 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学遺伝子組換え生物使用の安全確保に関する規則
143	2-161 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学遺伝子組換え生物等の使用に関する管理規則
144	2-162 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学遺伝子組換え生物等の使用細則
145	2-165 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学研究用微生物等安全管理規則
146	2-167 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学バイオセーフティー委員会規則
147	2-170 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学核燃料物質計量管理委員会規則
148	2-171 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学核燃料物質の管理及び使用規則
149	2-180 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学動物実験規則
150	2-181 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学動物実験委員会規則
151	2-182 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学利益相反に関する規則

152	2-185 福岡歯科大学アニマルセンター規程
153	2-190 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学口腔医学研究センター規程
154	2-194 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学 産学官連携ポリシー
155	2-195 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学 産学官連携推進委員会規則
156	2-196 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学地域連携センター設置要綱
157	4-001 福岡医療短期大学学則
158	4-002 福岡医療短期大学学則第 42 条第 1 項第 3 号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして短大学長が定めるもの」について（短大学長裁定）
159	4-003 福岡医療短期大学学位規程
160	4-004 福岡医療短期大学アドミッション・オフィス方式(総合評価方式)入学試験細則
161	4-005 福岡医療短期大学試験、成績の評価及び進級に関する規則
162	4-006 福岡医療短期大学試験、成績の評価に関する細則
163	4-007 福岡医療短期大学既修得単位認定規則
164	4-008 福岡医療短期大学再入学者の学生納付金の特例に関する規則
165	4-009 福岡医療短期大学学生納付金減免規則
166	4-010 福岡医療短期大学入学時学生納付金等の返還にかかる細則
167	4-011 福岡医療短期大学保健福祉学科入学者の授業料減免取扱について
168	4-012 福岡医療短期大学出欠の確認に関する細則
169	4-013 福岡医療短期大学学生懲戒手続規則
170	4-014 福岡医療短期大学 私費外国人留学生授業料減免規則
171	4-015 福岡医療短期大学特別奨学生規則
172	4-016 福岡医療短期大学学則第 32 条の表彰に係る細則
173	4-017 福岡医療短期大学特別奨学生選考細則
174	4-018 福岡医療短期大学社会人学生選抜規則
175	4-019 福岡医療短期大学ティーチング・アシスタント規則
176	4-020 福岡医療短期大学科目等履修生規則
177	4-021 福岡医療短期大学保健福祉学科長期履修学生規則
178	4-023 福岡医療短期大学外国人留学生規則
179	4-025 福岡医療短期大学健康診断実施規則
180	4-030 福岡医療短期大学学長等の選任等に関する規則
181	4-031 福岡医療短期大学 GPA に関する実施要項
182	4-035 福岡医療短期大学教員選考規則
183	4-036 福岡医療短期大学教員選考細則
184	4-040 福岡医療短期大学教授会運営規則
185	4-041 福岡医療短期大学運営会議規則
186	4-049 福岡医療短期大学アセスメントポリシー
187	4-050 福岡医療短期大学自己点検・評価規則
188	4-051 福岡医療短期大学授業評価実施要項
189	4-052 福岡医療短期大学入学者選抜規則
190	4-060 福岡医療短期大学公開講座委員会規則

191	4-061 福岡医療短期大学改革委員会規則
192	4-062 福岡医療短期大学学務・FD 委員会規則
193	4-064 福岡医療短期大学臨床実習連絡会規則
194	4-069 福岡医療短期大学就業力支援委員会規則
195	4-070 福岡医療短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規則
196	4-071 福岡医療短期大学研究活動における不正行為への対応等に関する規則
197	4-072 福岡医療短期大学競争的資金等調査委員会規則
198	4-073 福岡医療短期大学における競争的資金等に係る間接経費の取扱いに関する細則
199	4-074 福岡医療短期大学研究データの保存期間等に関する細則
200	4-075 福岡医療短期大学科研費獲得支援プロジェクトチーム設置要綱
201	4-076 福岡医療短期大学職業紹介業務運営細則
202	4-077 福岡医療短期大学職業紹介業務に伴う個人情報管理細則
203	4-078 福岡医療短期大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針
204	4-080 福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程
205	4-081 福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程施行規則
206	4-082 福岡医療短期大学国際交流推進委員会規則
207	4-090 福岡医療短期大学情報図書館分室規程
208	4-091 福岡医療短期大学情報図書館分室図書管理規則
209	4-092 福岡医療短期大学情報図書館分室利用規則
210	4-093 福岡医療短期大学情報図書館分室情報図書委員会細則
211	4-095 福岡医療短期大学介護施設実習巡回中の交通費細則
212	4-100 福岡医療短期大学最優秀教育改善賞要項
213	4-110 福岡医療短期大学教育支援・教学 IR 委員会規則
214	4-120 福岡医療短期大学喀痰吸引等研修登録研修機関業務規程
215	4-121 福岡医療短期大学喀痰吸引等研修実施委員会 運営規程
216	4-122 福岡医療短期大学喀痰吸引等研修にかかる筆記試験事務規程
217	4-123 福岡医療短期大学喀痰吸引等研修（医療的ケア教育）実地研修実施要綱
218	4-124 福岡医療短期大学喀痰吸引等研修の実施にかかる細則
219	7-082 福岡看護大学情報図書館利用規則

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和 2（2020）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和 3（2021）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和 3（2021）年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和 2（2020）

年度を起点として過去3年間・過去5年間とします。

- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式10の通しページを付してください。

基礎データ

福岡医療短期大学

様式	資料名
11	短期大学の概要
12	学生数
13	教員以外の職員の概要
14	学生データ
15	教育課程に対応した授業科目担当者一覧
16	理事会の開催状況
17	評議員会の開催状況

- 1 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- 2 様式12及び様式14(①～⑤)には、「長期履修生」が含まれます。
- 3 様式11～17は、「A4用紙 横向き 片面印刷」で印刷してください(このページ及び欄外注([注])も含む)。

短期大学の概要

様式11

(令和3(2021)年5月1日現在)

事項		記入欄								備考			
短期大学の名称		学校法人福岡学園 福岡医療短期大学											
学校本部の所在地		福岡市早良区田村2-15-1											
教育研究組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	開設年月日		所在地				備考				
		歯科衛生学科	平成9年4月1日		福岡市早良区田村2-15-1								
	専攻科	専攻の名称	開設年月日		所在地				備考				
		専攻科 口腔保健衛生学専攻	平成11年4月1日		福岡市早良区田村2-15-1				平成20年4月大学評価・学位授与機構の認可を得て学士(口腔保健学)の専攻科として認定				
	別科等	別科等の名称	開設年月日		所在地				備考				
		—	—		—								
学生募集停止中の学科・専攻科等		—											
教員組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	専任教員等						非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考		
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数				うち教授数	助手
		歯科衛生学科	5人	1人	5人	2人	13人	10人	3人	1人		55人	11人
		地域連携センター	1				1						
		教学支援・教学IR室 (大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	3	1	—		—	—
	計	6	1	6	2	15	13	4	1	55			
専攻科	専攻の名称	専任教員等						非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考			
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数				うち教授数	助手	
	口腔保健衛生学専攻	6人	1人	5人	2人	15人	—	—	0人		17人	2人	
	計	6	1	5	2	15			0		17		

歯科衛生学科教授に学長含

短期大学士課程教員兼務

施設・設備等	校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考	
		校舎敷地面積	—	0 m ²	70,453.71 m ²	1,159.00 m ²	71,612.71 m ²		福岡歯科大学、福岡看護大学と共用 福岡歯科大学基準面積 校地 11,046.99m ² 校舎 17,200.00m ²
		運動場用地	—	0	22,403.77	0	22,403.77		
		校地面積計	2,400 m ²	0	92,857.48	1,159.00	94,016.48		
		その他	—	0	0	10,494.58	10,494.58		
	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	福岡看護大学基準面積 校地 4,000.00m ² 校舎 4,958.00m ²		
	校舎面積計	2,450 m ²	7,905 m ²	247 m ²	0 m ²	8,152 m ²			
	教員研究室	学科・専攻等の名称	室数						
		歯科衛生学科	14 室						
	教室等施設	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設		
		福岡医療短期大学	12 室	1 室	5 室	1 室	0 室		
	図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数					
		福岡医療短期大学分室	247 m ²	48 席					
		図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕				
		福岡医療短期大学分室	11682 [530] 冊	91 [4] 種	0 [0] 種				
		福岡歯科大学情報図書館	133032 [66666]	1422 [860]	101 [99]				
福岡看護大学情報図書館		8588 [449]	39 [6]	4 [4]					
計		153302 [67645]	1552 [870]	105 [103]					
体育館		面積							
	福岡学園(体育館)	3672 m ²							
	福岡学園(グラウンド)	22040.77 m ²							
	福岡学園(弓道場)	895.15 m ²							

[注]

- 1 学科・専攻課程、専攻科、別科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学科教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学科・専攻課程の名称」の欄に「その他の組織等(〇〇)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数(及び「教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「一」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、短期大学設置基準第21条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学科・専攻課程等に所属する専任の教員であって、当該学科・専攻課程等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロ（備考に規定する事項を含む。）
 - ・短期大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
- 9 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 10 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、短期大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 11 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（短期大学設置基準第32条を参照）用地、附置研究所周地、駐車場、大学生協用地など短期大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 12 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 13 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該短期大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該短期大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該短期大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 14 「基準面積」の欄は、短期大学設置基準第30条の校地の面積及び第31条の校舎の面積、または短期大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 15 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

学生数

様式12

(令和3(2021)年5月1日現在)

学科・専攻課程名	項目	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	令和2(2020)年度	R3(2021)年度	入学定員に対する平均比率	備考
歯科衛生学科	志願者数	71	86	60	49	66	76%	
	合格者数	69	85	60	48	64		
	入学者数	64	77	56	47	60		
	入学定員	80	80	80	80	80		
	入学定員充足率	80%	96%	70%	59%	75%		
	在籍学生数	218	202	193	180	163		
	収容定員	240	240	240	240	240		
保健福祉学科	志願者数	20	12	6			31%	令和2年度 学生募集停止
	合格者数	19	12	6				
	入学者数	19	12	6				
	入学定員	40	40	40				
	入学定員充足率	48%	30%	15%				
	在籍学生数	32	30	18	6			
	収容定員	80	80	80	40			
学科合計	志願者数	91	98	66	49	66	66%	
	合格者数	88	97	66	48	64		
	入学者数	83	89	62	47	60		
	入学定員	120	120	120	80	80		
	入学定員充足率	69%	74%	52%	59%	75%		
	在籍学生数	250	232	211	186	163		
	収容定員	320	320	320	280	240		
専攻科	入学定員	20	20	20	20	20		
	入学者数	21	31	24	23	24		
	収容定員	20	20	20	20	20		
	在籍学生数	21	31	24	23	24		

[注]

- 1 学生を募集している学科・専攻課程、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
ただし、学科・専攻課程等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学科・専攻課程等については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学科・専攻課程、専攻科等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、入学定員には編入学の定員を加えないでください。

教員以外の職員の概要(人)

(令和3(2021)年5月1日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	4		4
技術職員			0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員		1	1
その他の職員			0
計	4	1	5

[注]

※うち2名嘱託職員

- 1 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指します。
- 2 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類してください。

学生データ

① 卒業者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
歯科衛生学科	92	80	57	52	72
保健福祉学科	28	12	17	10	6
専攻科	20	21	30	23	23
口腔保健衛生学専攻					

② 退学者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
歯科衛生学科	9	13	9	8	6
保健福祉学科	2	2	1	2	0
専攻科			1	1	0
口腔保健衛生学専攻					

③ 休学者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
歯科衛生学科	0	3	2	0	0
保健福祉学科	0	0	0	0	0
専攻科	0	0	0	0	0
口腔保健衛生学専攻					

④ 就職者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
歯科衛生学科	44	29	16	23	48
保健福祉学科	23	9	13	6	4
専攻科	18	15	25	20	23
口腔保健衛生学専攻					

※各年度卒業した年の5月1日現在の数値

⑤ 進学者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
歯科衛生学科	17	28	21	19	20
保健福祉学科	1	1	1	4	0
専攻科	0	1	0	0	0
口腔保健衛生学専攻					

⑥ 科目等履修生(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
歯科衛生学科	3	0	6	1	5
保健福祉学科	0	0	0	0	0
専攻科	0	0	0	0	0
口腔保健衛生学専攻					

⑦ 長期履修生(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
歯科衛生学科	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
保健福祉学科	該当なし	該当なし	0	0	募集停止
専攻科	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
口腔保健衛生学専攻					

[注]

- 1 学科・専攻課程ごとに、認証評価を受ける前年度の令和2(2020)年度を起点とした過去5年間のデータを示してください。
- 2 ⑥及び⑦は、当該年度に在学する学生数を記入してください。

教育課程に対応した授業科目担当者一覧

学科名等 歯科衛生学科

(令和2(2020)年度)

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
基礎分野	生物学	非常勤講師	藤兼亮輔	分子生物学	非常勤
	情報処理概論Ⅰ	非常勤講師	井上 勇介	歯科材料学、情報科学	非常勤
	同上	非常勤講師	川口 稔	材料学	非常勤
	情報処理概論Ⅱ	非常勤講師	井上 勇介	歯科材料学、情報科学	非常勤
	同上	非常勤講師	川口 稔	材料学	非常勤
	情報処理実習Ⅰ	非常勤講師	井上 勇介	歯科材料学、情報科学	非常勤
	同上	非常勤講師	川口 稔	材料学	非常勤
	情報処理実習Ⅱ	非常勤講師	井上 勇介	歯科材料学、情報科学	非常勤
	同上	非常勤講師	川口 稔	材料学	非常勤
	経済学	非常勤講師	永星 浩一	応用経済学	非常勤
	英語Ⅰ	非常勤講師	Julian Foster	応用言語学	非常勤
	同上	非常勤講師	Joshua McAlister	英語	非常勤
	英語Ⅱ	非常勤講師	Julian Foster	応用言語学	非常勤
	同上	非常勤講師	Joshua McAlister	英語	非常勤
	キャリアデザイン	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	同上	非常勤講師	升井 一朗	口腔外科学	非常勤
	健康生理学Ⅰ	非常勤講師	町田 弘幸	スポーツ生理学、スポーツ社会科学、レクリエーション学	非常勤
	同上	非常勤講師	近藤 總子	絵手紙	非常勤
	健康生理学Ⅱ	非常勤講師	町田 弘幸	スポーツ生理学、スポーツ社会科学、レクリエーション学	非常勤
同上	非常勤講師	近藤 總子	絵手紙	非常勤	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門基礎分野	解剖学	非常勤講師	畠山 雄次	解剖学	非常勤
	同上	非常勤講師	林 慶和	解剖学	非常勤
	全身疾患の病態・生理	非常勤講師	黒木 政秀	生化学	非常勤
	口腔組織学	非常勤講師	北河 憲雄	組織学、解剖学	非常勤
	同上	非常勤講師	大谷 崇仁	口腔生化学	非常勤
	同上	非常勤講師	緒方佳代子	小児歯科学	非常勤
	口腔解剖学	非常勤講師	北河 憲雄	組織学、解剖学	非常勤
	同上	非常勤講師	大谷 崇仁	口腔生化学	非常勤
	同上	非常勤講師	林 慶和	解剖学	非常勤
	口腔生理学	非常勤講師	鍛治屋 浩	生理学	非常勤
	口腔生化学	非常勤講師	石橋 一成	口腔生化学	非常勤
	口腔病理学	非常勤講師	橋本 修一	内科学、病理学	非常勤
	同上	非常勤講師	岡村 和彦	口腔病理学	非常勤
	同上	非常勤講師	岡野 慎士	腫瘍病理学、炎症・免疫病理学	非常勤
	同上	非常勤講師	吉本 尚平	口腔病理学	非常勤
	口腔微生物学	非常勤講師	永尾 潤一	感染生物学	非常勤
	同上	非常勤講師	成田 由香	微生物学	非常勤
	歯科薬理学	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	口腔衛生学Ⅰ	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	口腔衛生学Ⅱ	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	歯科衛生統計	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	非常勤講師	嶋田 香	医療統計学	非常勤
	衛生学・公衆衛生学	非常勤講師	埴岡 隆	予防歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	島津 篤	予防歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	内藤麻利江	予防歯科学	非常勤
	衛生行政	非常勤講師	渡辺 猛	社会歯科学	非常勤
社会福祉論	教授	古野みはる	社会福祉学	保健福祉学科	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	歯科衛生士概論	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	看護学総論	教授	末松美保子	看護学	保健福祉学科
	同上	非常勤講師	松尾 佳代	看護学	非常勤
	歯科臨床概論	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	非常勤講師	升井 一朗	口腔外科学	非常勤
	歯科保存修復・歯内治療学	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	歯周病治療学	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	歯科補綴学	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	口腔外科学	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	小児歯科学	非常勤講師	馬場 篤子	小児歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	柏村 晴子	小児歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	田村 翔悟	小児歯科学	非常勤
	矯正歯科学	非常勤講師	廣瀬 武尚	矯正歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	阿部 朗子	矯正歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	高田 俊輔	矯正歯科学	非常勤
	高齢者・障害者歯科学	非常勤講師	内藤 徹	高齢者歯科学、臨床免疫学	非常勤
	同上	非常勤講師	梅崎陽二郎	高齢者歯科学、歯科心身医学	非常勤
	同上	非常勤講師	山口 真広	高齢者歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	田崎 園子	障害者歯科学	非常勤
	歯科麻酔学・歯科放射線学	非常勤講師	谷口 省吾	麻酔科学	非常勤
	同上	非常勤講師	富永 晋二	歯科麻酔学	非常勤
	同上	非常勤講師	野上堅太郎	歯科麻酔学	非常勤
同上	非常勤講師	香川 豊宏	歯科放射線学	非常勤	
同上	非常勤講師	筑井 朋子	歯科放射線学	非常勤	
同上	非常勤講師	稲富 大介	放射線学	非常勤	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	歯科予防処置論(講義)Ⅰ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	歯科予防処置論(講義)Ⅱ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	歯科予防処置実習Ⅰ	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	同上	非常勤講師	永田 俊彦	歯周病学	非常勤
	歯科予防処置実習Ⅱ	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置		
同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助		
同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助		
同上	非常勤講師	永田 俊彦	歯周病学	非常勤	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	歯科予防処置実習Ⅲ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	同上	非常勤講師	永田 俊彦	歯周病学	非常勤
	歯科予防処置実習Ⅳ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	歯科予防処置実習Ⅴ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	歯科保健指導論(講義)Ⅰ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	歯科保健指導論(講義)Ⅱ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	栄養学	講師	中園 栄里	栄養科学	保健福祉学科
	食育	講師	中園 栄里	栄養科学	保健福祉学科
	歯科保健指導実習Ⅰ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	歯科保健指導実習Ⅱ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	歯科保健指導実習Ⅲ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	歯科保健指導実習Ⅳ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	歯科診療補助論(講義)Ⅰ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	歯科診療補助論(講義)Ⅱ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	同上	非常勤講師	森田 浩光	有病者歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	森本太一朗	口腔インプラント学	非常勤
	歯科材料学	非常勤講師	川口 稔	材料学	非常勤
	歯科診療補助実習Ⅰ	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助		

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	歯科診療補助実習Ⅱ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	歯科診療補助実習Ⅲ	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	歯科診療補助実習Ⅳ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	口腔介護論	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置		
同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助		
同上	教授	古野みはる	社会福祉学	保健福祉学科	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	口腔介護技術	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	同上	教授	末松美保子	看護学	保健福祉学科
	同上	講師	秋竹 純	介護福祉学	保健福祉学科
	臨床実習(含口腔介護施設実習)	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	口腔保健テーマ別講義	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	教授	古野みはる	社会福祉学	保健福祉学科
	同上	講師	中園 栄里	栄養科学	保健福祉学科
	同上	非常勤講師	畠山 雄次	解剖学	非常勤
	同上	非常勤講師	鍛冶屋 浩	生理学	非常勤
	同上	非常勤講師	石橋 一成	口腔生化学	非常勤
	同上	非常勤講師	橋本 修一	内科学、病理学	非常勤
	同上	非常勤講師	岡村 和彦	口腔病理学	非常勤
	同上	非常勤講師	吉本 尚平	口腔病理学	非常勤
	同上	非常勤講師	成田 由香	微生物学	非常勤
	同上	非常勤講師	島津 篤	予防歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	渡辺 猛	社会歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	馬場 篤子	小児歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	廣瀬 武尚	矯正歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	加倉 加恵	口腔インプラント学	非常勤
	同上	非常勤講師	田崎 園子	障害者歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	山口 真広	高齢者歯科学	非常勤
	同上	非常勤講師	富永 晋二	歯科麻酔学	非常勤
同上	非常勤講師	野上 堅太郎	歯科麻酔学	非常勤	
同上	非常勤講師	香川 豊宏	歯科放射線学	非常勤	
同上	非常勤講師	川口 稔	材料学	非常勤	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	卒業研究	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	
	同上	教授	力丸 哲也	歯周病学	
	同上	教授	松尾 忠行	予防歯科学	
	同上	教授	泉 喜和子	口腔外科学	
	同上	准教授	後藤加寿子	歯科補綴学	
	同上	講師	貴島 聡子	保存修復学・歯科薬理学	
	同上	講師	黒木まどか	歯科予防処置	
	同上	講師	石井 綾子	歯科診療補助、歯科保健指導、歯科衛生士概論	
	同上	助教	南 レイラ	歯科保健指導、歯科診療補助	
	同上	助教	川尻 望	歯科予防処置	
	同上	助教	森 沙耶香	歯科診療補助	
	同上	非常勤講師	永田 俊彦	歯周病学	非常勤
選択必修分野	コミュニケーションスキル	非常勤講師	林 美和	マナー学、キャリア支援教育	非常勤
	接遇	非常勤講師	野田アツ子	マナー学、キャリア支援教育	非常勤
	中国語	非常勤講師	張 璐	中国経済学	非常勤
	韓国語	非常勤講師	朴 明美	日韓比較言語学	非常勤
	物理学	非常勤講師	川口 稔	材料学	非常勤
	化学	非常勤講師	石井 健士	生化学	非常勤
	心理学	非常勤講師	石橋 孝明	教育心理学、発達心理学	非常勤
	倫理学	非常勤講師	永嶋 哲也	倫理学、哲学	非常勤
選択科目	介護研修	教授	古野みはる	社会福祉学	保健福祉学科
	同上	教授	末松美保子	看護学	保健福祉学科
	同上	講師	秋竹 純	介護福祉学	保健福祉学科
	同上	講師	齊田 直樹	介護福祉学	保健福祉学科
	同上	非常勤講師	川上 泰伸	介護福祉学	非常勤
	同上	非常勤講師	富安 悠太	介護福祉学	非常勤

学科名等 保健福祉学科

(令和2(2020)年度)

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
基礎科目	福祉キャリアデザイン	教授	古野みはる	社会福祉学	
	同上	教授	末松美保子	看護学	
	同上	講師	秋竹 純	介護福祉学	
	同上	講師	齊田 直樹	介護福祉学	
	同上	講師	中園 栄里	栄養科学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
人間と社会	社会福祉概論	教授	古野みはる	社会福祉学	
介護	介護の基本Ⅳ	教授	末松美保子	看護学	
	同上	非常勤講師	谷口 省吾	麻酔学	非常勤
	生活支援技術Ⅳ	教授	堀部 晴美	歯科保健指導、口腔介護教育	歯科衛生学科
	同上	非常勤講師	小島 寛	障害者歯科学	非常勤
	生活支援技術Ⅴ	講師	中園 栄里	栄養科学	
	同上	非常勤講師	富田 求馬	建築学	非常勤
	同上	非常勤講師	玉井由起子	被服学	非常勤
	生活支援技術Ⅵ	講師	秋竹 純	介護福祉学	
	介護過程Ⅲ	講師	齊田 直樹	介護福祉学	
	介護過程Ⅳ	講師	秋竹 純	介護福祉学	
	介護総合演習Ⅰc	講師	齊田 直樹	介護福祉学	
	介護総合演習Ⅱ	講師	秋竹 純	介護福祉学	
	介護実習Ⅰc	教授	古野みはる	社会福祉学	
	同上	教授	末松美保子	看護学	
	同上	講師	秋竹 純	介護福祉学	
	同上	講師	齊田 直樹	介護福祉学	
	介護実習Ⅱ	教授	古野みはる	社会福祉学	
	同上	教授	末松美保子	介護福祉学	
同上	講師	秋竹 純	介護福祉学		
同上	講師	齊田 直樹	介護福祉学		
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解Ⅱ	非常勤講師	荒木登茂子	心理学	非常勤
	認知症の理解Ⅱ	非常勤講師	渡邊 賢一	介護福祉学	非常勤
	認知症の理解Ⅲ	助教	齊田 直樹	介護福祉学	
	障害の理解Ⅱ	教授	末松美保子	看護学	
	こころとからだのしくみⅢ	教授	末松美保子	看護学	
	こころとからだのしくみⅣ	講師	中園 栄里	栄養科学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門 発展 科目	保健福祉テーマ別講義	教授	古野みはる	社会福祉学	
	同上	教授	末松美保子	看護学	
	同上	講師	秋竹 純	介護福祉学	
	同上	講師	齊田 直樹	介護福祉学	
	同上	講師	中園 栄里	栄養科学	
	フィールドワークⅠ	教授	古野みはる	社会福祉学	
	フィールドワークⅡ	教授	古野みはる	社会福祉学	
	高齢者口腔ケア施設実習	教授	古野みはる	社会福祉学	
	同上	教授	末松美保子	看護学	
	同上	講師	秋竹 純	介護福祉学	
	同上	講師	齊田 直樹	介護福祉学	
	医療的ケア概論Ⅱ	教授	末松美保子	看護学	
	医療的ケア演習	教授	末松美保子	看護学	
			非常勤講師	飯田 正子	看護学
選択科目	医療的ケア実地研修	教授	末松美保子	看護学	

[注]

- 「区分」には、教育課程表に沿って「共通科目」、「専門科目」等の科目群名を記入してください。
- 一つの授業科目を複数の教員が担当する場合、「授業科目」を記入の上、次行以降は「同上」とし、全ての担当教員について記入してください。
- 「教員配置」には、以下のように記載してください。
 - 当該学科所属教員は空欄としてください。
 - 他学科所属教員は「学科名」を記載してください。
 - 非常勤・併設大学所属教員は「非常勤」と記載してください。
- 全学科共通の科目群についてはタイトルを「全学科共通」等、複数学科共通の科目群等がある場合にはタイトルを「○○学科・○○学科共通科目」等とし、単独の表を作成してください。

理事会の開催状況(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
10人～ 17人	13	平成30年 4月17日 13:00 ～ 14:05	13	100.0%	0	2/2
	13	平成30年 5月23日 14:30 ～ 15:15	11	84.6%	2	2/2
	13	平成30年 5月23日 16:50 ～ 17:10	10	76.9%	3	2/2
	13	平成30年 6月19日 13:00 ～ 13:50	13	100.0%	0	2/2
	13	平成30年 7月17日 13:00 ～ 13:55	13	100.0%	0	2/2
	13	平成30年 9月18日 12:55 ～ 14:00	13	100.0%	0	1/2
	13	平成30年10月16日 13:00 ～ 13:40	13	100.0%	0	2/2
	13	平成30年12月18日 16:20 ～ 16:30	12	92.3%	1	2/2
	13	平成31年 1月18日 13:00 ～ 13:45	12	92.3%	1	0/2
	13	平成31年 2月19日 13:00 ～ 14:00	12	92.3%	1	2/2
	13	平成31年 3月19日 13:00 ～ 13:10	12	92.3%	1	1/2
	13	平成31年 3月19日 15:20 ～ 15:35	12	92.3%	1	1/2
	13	平成31年 4月16日 13:00 ～ 13:50	13	100.0%	0	0/2
	13	令和元年 5月21日 14:35 ～ 15:20	13	100.0%	0	2/2
	13	令和元年 5月21日 16:50 ～ 17:15	11	84.6%	2	2/2

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
10人～ 17人	13	令和元年 7月16日 13:00 ～ 14:15	12	92.3%	1	2/2
	12	令和元年 9月17日 13:00 ～ 14:03	12	100.0%	0	2/2
	13	令和元年 10月15日 12:55 ～ 13:30	13	100.0%	0	2/2
	13	令和元年 11月22日 15:00 ～ 15:10	12	92.3%	1	2/2
	13	令和元年12月17日 16:30 ～ 16:48	12	92.3%	1	2/2
	13	令和 2年 1月21日 13:00 ～ 14:05	13	100.0%	0	2/2
	13	令和 2年 2月26日 13:00 ～ 13:30	12	92.3%	1	2/2
	13	令和 2年 3月11日 14:00 ～ 14:25	12	92.3%	1	2/2
	13	令和 2年 3月11日 16:00 ～ 16:10	12	92.3%	1	2/2
	13	令和 2年 6月16日 16:00 ～ 16:30	12	92.3%	1	2/2
	13	令和 2年 6月16日 17:10 ～ 17:45	12	92.3%	1	2/2
	13	令和2年7月21日 13:00 ～ 13:10	13	100.0%	0	1/2
	13	令和2年7月21日 13:55 ～ 14:05	13	100.0%	0	1/2
	12	令和2年8月3日 13:00 ～ 13:25	12	100.0%	0	2/2
	12	令和2年9月15日 13:00 ～ 13:40	12	100.0%	0	2/2
	12	令和2年10月20日 13:00 ～ 13:22	12	100.0%	0	1/2

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
10人～ 17人	12	令和2年11月17日 13:00～13:20	11	91.7%	1	2/2
	12	令和2年11月17日 14:17～14:30	11	91.7%	1	2/2
	12	令和2年12月15日 16:00～16:25	12	100.0%	0	2/2
	12	令和3年1月19日 13:00～13:40	12	100.0%	0	2/2
	12	令和3年2月16日 13:00～13:52	12	100.0%	0	2/2
	12	令和3年3月16日 14:00～14:25	12	100.0%	0	2/2
	12	令和3年3月16日 15:45～16:00	11	91.7%	1	2/2

[注]

- 1 平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までに開催した全ての理事会について記入・作成してください。
- 2 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 3 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席理事数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 4 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 5 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会に出席した監事数を記入してください。

評議員会の開催状況(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
24人～ 35人	28	平成30年 5月23日 15:30 ～ 16:45	22	78.6%	6	2/2
	28	平成30年12月18日 14:30 ～ 16:10	26	92.9%	2	2/2
	28	平成31年 3月19日 13:30 ～ 15:15	26	92.9%	2	1/2
	28	令和元年 5月21日 15:30 ～ 16:45	24	85.7%	4	2/2
	28	令和元年11月22日 13:30 ～ 14:55	23	82.1%	5	2/2
	27	令和 2年3月11日 14:30 ～ 15:55	24	88.9%	3	2/2
	27	令和 2年 6月16日 16:35 ～ 17:10	25	92.6%	2	2/2
	27	令和 2年 7月21日 13:30 ～ 13:50	26	96.3%	1	1/2
	27	令和 2年11月17日 13:30 ～ 14:15	25	92.6%	2	2/2
	27	令和 3年3月16日 14:30 ～ 15:30	23	85.2%	4	2/2

[注]

- 1 平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までに開催した全ての評議員会について記入・作成してください。
- 2 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 3 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席評議員数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 4 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 5 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該評議員会に出席した監事数を記入してください。